

	<p>11. 関係省庁、地方自治体、関係事業者、消費者等の様々な関係者が連携したフードチェーン全体での食品ロス削減国民運動の展開を行う（⑤）</p>	<p>11. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成26年4月から75業種のうち26業種について本格施行した。食品廃棄物等の発生抑制の取組を含め、二酸化炭素の排出削減に同時に資する地域における草の根活動への支援を平成26年4月から開始した。</p>	<p>11. 農林水産省と連携し、全国の食品ロス発生量の推計の精緻化を実施し、全国の食品ロス発生量が平成24年度実績で約642万トンとの推計値を平成27年6月に発表した。食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成27年8月に、新たな定期報告データ等を踏まえ、5業種を対象に発生抑制の目標値を追加し31業種とした。</p>	<p>11. 発生抑制の目標値が設定されていない業種を含め、食品関連事業者による食品廃棄物等の発生抑制の在り方について引き続き検討していく。市町村等における家庭系食品ロス削減対策の優良事例の調査を実施し、この事例を広く水平展開することで、地域の食品ロス削減対策の普及を図る。</p>
--	--	---	---	---

<p>経済産業省</p>	<p>1. 3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組の推進（①、②、③）</p> <p>2. 容器包装の環境配慮設計に関する国際規格として ISO18602（包装の最適化）及びこれに対応国内規格として JIS Z 0130-2 が制定されている。容器包装の設計・製造に携わる事業者が環境配慮設計を推進するツールとして活用するため、また容器包装の環境配慮設計の事業者の取組の考え方を消費者等に説明するツールともなる活用事例集及び活用ガイドラインを作成する。（②）</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装 3Rのための第二次自主行動計画」（2011～2015年度）に基づくリデュースに係る取組状況について聴取した。</p>	<p>1. 容器包装については、産業構造審議会及び中央環境審議会において、3R推進団体連絡会による「容器包装 3Rのための第二次自主行動計画」（2011～2015年度）に基づくリデュースに係る取組状況について評価・検討を行い、委員より取組の更なる推進に向けた施策提言等がなされた。</p> <p>2. 当該規格の活用に先進的な企業から取組事例を集め、容器包装の製造・利用事業者、有識者及び消費者で幅広く構成する委員会において、より効果的な当該規格の活用方法について検討し、当該規格を今後活用しようとする企業向けの参考となるよう事例集及び活用ガイドラインを作成する。</p>	<p>1. 容器包装については、引き続き3R推進団体連絡会による自主行動計画に基づく取組を推進するため、産業構造審議会及び中央環境審議会において取組状況の評価を行う。</p> <p>2. 作成する活用事例集及び活用ガイドラインの利用を呼び掛けるなどして、引き続き容器包装の設計・製造に携わる事業者が環境配慮設計の取組を推進する。</p>
<p>農林水産省</p>	<p>1. 関係省庁が連携し、本来食べられるのに廃棄されている「食品ロス」の削減を推進。（⑤）</p> <p>2. 食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制目標値の展開。（⑤）</p>	<p>1. いわゆる「3分の1ルール」等の食品ロスの要因となっている商慣習見直しに向けた取組や、フードバンク活動、食品関連事業者や消費者を対象としたシンポジウム開催等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開した。</p> <p>2. 平成 26 年 4 月から食品関連事業者のうち 26 業種について、食品廃棄物等の発生抑制目標値（基準発生原単位）の本格施行を行った。</p>	<p>1. 引き続き、食品ロス削減につながる商慣習見直しを支援するとともに、フードバンク活動の強化等に対する支援により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成 27 年 8 月から、新たに 5 業種について、食品廃棄物等の発生抑制目標値（基準発生原単位）を設定した。</p>	<p>1. 食品ロスの要因となっている商慣習の見直しに向けた取組や、食品ロス削減に貢献するフードバンク活動に対する支援等により、食品ロス削減国民運動を展開する。</p> <p>2. 平成 28 年度以降についても食品廃棄物等の発生抑制に向けて、適切な制度運用を実施していく。</p>

国土交通省	<p>1. 長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた住宅の普及を促進し、良質な住宅ストックを将来世代に継承することを目的として、平成21年より「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に基づき、長期優良住宅の建築・維持保全に関する計画を所管行政庁が認定する制度を運用しているところである。認定を受けた住宅については、税制上の特例措置を実施している。</p> <p>制度の運用開始以来、累計で約60万戸(平成27年6月末現在)が認定されており、新築住宅着工に占める割合は11.3%(平成26年度実績)となっている。</p> <p>住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定)において、平成32年度までに新築住宅における認定長期優良住宅の割合を20%以上とすることが目標とされており、さらなる制度普及を目指している。(6)</p>	<p>1. 平成26年度には、全国で99,905戸の長期優良住宅建築等計画を認定しており、新築住宅着工に対する認定住戸の割合は11.3%となっている。</p>	<p>1. 平成27年度についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。</p>	<p>1. 平成28年度以降についても引き続き、認定制度の運用を実施していく。</p>
厚生労働省	<p>1. 生活衛生関係業者による環境配慮の取組の推進</p> <p>旅館・飲食・食肉関係業者による食品循環資源の再生利用率の向上を図る。</p> <p>計画的かつ効率的な「食品リサイクルシステム」の構築と推進に対する支援(食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律(平成12年法律第164号))</p> <p>さらに、生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律(昭和32年法律第164号)に</p>	<p>1. 全国生活衛生営業指導センターにより平成15年度に策定された食品リサイクル推進指針では、都道府県生活衛生営業指導センターを中心に、食品関連事業者、再生利用事業者、特定肥飼料等の利用事業者の3者の連携による食品リサイクルが推進されるよう「食品リサイクル地域推進会議」を設置することで、生活衛生同業組合等が再生利用事業計画を策定する支援を行うこととした。</p>	<p>1. 引き続き厚生労働大臣が定める振興指針を食品リサイクル推進指針の内容を踏まえて改正することにより支援を行っていく。</p>	<p>1. 今後、振興指針の見直しを行い、食品リサイクルの実施率の向上を図る支援を行う。</p>

		<p>基づく「振興指針」の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置づけ。(⑤)</p>			
<p>(2) 使用済製品からの有用金属の回収</p> <p>① 小型家電リサイクル法にできるだけ多くの地域や事業者が参加し、既存の取組ともあいまって全国的な回収率が上がり主要なリサイクル制度として定着するよう、(ア)市町村が主体となった回収体制構築のための地方公共団体等に対する支援、(イ)制度の意義・効果等に関する普及啓発、(ウ)各主体間の連携促進等を行う。</p> <p>② 次世代自動車や超硬工具等のレアメタル等を含む主要製品全般を横断的に対象として、平成24年に「使用済製品の有用金属の再生利用の在り方について」として取りまとめられたレアメタル等のリサイクルに係る対応策を踏まえ、回収量の確保やリサイクルの効率性の向上に向け、着実に取組を進めていく。</p> <p>③ 拡大生産者責任の理念に基づき、素材別の分</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 市町村における小型家電の回収体制の構築を支援すること等を目的に、平成24年度から「使用済小型電気電子機器リサイクルシステム構築実証事業」を実施する。(①、②)</p> <p>2. 小型家電リサイクル制度の意義・効果等の普及啓発を図るため、各種媒体を活用した情報発信を実施する。(①)</p> <p>3. できる限り多くの市町村の取組を促進するため、都道府県・市町村の担当者を対象にした、小型家電リサイクルに係る法令や諸施策の説明を実施する。(①)</p> <p>4. 小型家電リサイクル制度に基づき、国ではこれまで再資源化事業を実施する事業者の認定を行っており、これにより自治体等による使用済小型電子機器等の新たな回収スキームの構築を進める。(①、②)</p>	<p>1. 「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成26年度は合計193市町村が事業に参加した。25年度は合計161市町村が事業に参加した。</p> <p>2. ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。また、学校教育者向けのモデル教材として普及啓発ツール等を作成した。</p> <p>3. 全国4箇所で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。78自治体に参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて142人であった。</p> <p>4. 平成26年度において6事業者の再資源化事業計画の認定を行った。</p>	<p>1. 引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」に加え「都道府県連携型」の3種類の公募を各2回のべ6回行った。合計104市町村が事業に参加した。</p> <p>2. 環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。また、平成26年度に作成した普及啓発ツール等を活用した学校モデル事業を実施した。また、各主体間の連携促進を図るため、有識者検討会を実施する予定である。</p> <p>3. これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題を整理するとともに、制度の安定性や、市町村・認定事業者への情報提供の在り方について検討する予定である。</p> <p>4. 9月迄に新規に6事業者の再資源化事業計画の認定を行った。また、認定事業者等の事務所、工場、事業場等を対象として、法に基づく立入検査を実施した。</p>	<p>1. これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえて、市町村に対し回収体制の構築に必要な情報提供を行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。</p> <p>2. これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、市町村・認定事業者への情報提供を実施していく。</p> <p>3. 今後はさらなる回収量の増加、再資源化の質の向上を促進していくため、地域に応じた効率的・効果的な回収方法の検討や、認定事業者の回収・処理・選別技術の高度化に向けた取組を促すことで、制度の安定的運用に努めていく。</p> <p>4. 申請のあった再資源化事業計画のうち、基準を満たしたものについては引き続き認定を行っていく。また、立入検査についても引き続き実施していく。</p>

<p>別・リサイクルが行いやすくなるよう、部品毎に原材料を分かりやすく表示したり、部品をユニット化したりする製品設計段階の取組や、企業秘密に留意しつつ製造事業者とリサイクル事業者間で有用金属の含有情報の共有化を行う取組等を推進する。</p> <p>また、使用済製品については、より広域でのリサイクルを念頭に、製品の製造者等が回収する廃棄物処理法の広域認定制度等を適切に活用する。</p> <p>④ 使用済製品から有用金属を回収し、リサイクルするために必要となる新技術の研究・開発を支援する。</p>	<p>5. 自動車や家電等、製品横断的な素材のリサイクルや、水平リサイクル等のリサイクルの高度化に資する取組を支援する。(②、④)</p> <p>6. 平成 15 年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量、その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度（広域認定制度）を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進している。(③)</p> <p>7. 環境研究総合推進費により、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発を支援している。(④)</p>	<p>5. 従来は破碎されて破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していた自動車用コンピューター基板等について、製錬業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援した。</p> <p>6. 平成 26 年度末において、広域認定制度では、一般廃棄物は 95 件、産業廃棄物は 247 件の認定実績となっている。</p> <p>7. 平成 26 年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「使用済電子機器等からの有用金属等の効果的な回収技術及び残渣処理システム等の技術開発」を示し、テーマに合致する研究として 1 件を採択した。また、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 6 件を採択した。</p>	<p>5. 使用済製品からの有用金属回収を行う選別設備の導入支援や家電等の高効率破碎・選別・リサイクルシステムの実証を行った。</p> <p>6. 平成 27 年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図る。平成 28 年 1 月末、一般廃棄物は 95 件、産業廃棄物は 251 件の認定実績となっている。</p> <p>7. 平成 27 年度は、使用済製品からレアメタル等を回収する技術に係る研究・開発として 3 件を採択している。</p>	<p>5. 引き続き、実証事業や補助事業を実施し、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R（リデュース・リユース）の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。</p> <p>6. 今後も廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する広域認定制度の適切な運用を図っていく。</p> <p>7. 平成 28 年度は、レアメタル等の有用金属資源の効率的な再資源化のための破碎・選別・分離技術の研究・開発と効果的な回収のための社会システムの研究などを含む 3R を推進する技術・社会システムの構築に係る研究・開発を採択の対象とする。</p>
---	--	--	--	---

	経済産業省	<p>1. 市町村が小型家電の回収体制を構築するための初期投資への支援や、小型家電リサイクル法に関する普及啓発のためのリーフレット作成、各主体間の連携促進等を目的とした自治体と小型家電リサイクル法に基づく認定事業者とのマッチング会の開催などを、リサイクル制度が定着するよう連携して行う。(①)</p> <p>2. コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリー及びタンクステンを含む超硬工具の回収量の確保、リサイクル効率性の向上に向けた実証事業に対して補助を行い、使用済製品からの有用金属の回収の推進に資する取組を進めている。(②)</p>	<p>1. 小型家電リサイクルへの理解を深める国民向け啓発イベントを実施した。</p> <p>2. 平成 26 年度は、資源循環実証事業により、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業 5 件に対して補助を実施した。</p>	<p>1. 小型家電リサイクルへの理解を深める国民向け啓発イベントを実施している。</p> <p>2. 平成 27 年度は、リサイクル優先レアメタル回収技術開発・実証により、コバルトを含む次世代自動車用リチウムイオンバッテリーの実証事業を 3 件採択している。</p>	<p>1. 回収量の更なる拡大のため、引き続き、国民の制度への理解を深める啓発を実施していく。</p> <p>2. 平成 28 年度以降は、これまでに補助を実施した事業について、さらなる回収効率化や低コスト等の進捗状況についてのフォローアップを行う。</p>
<p>(3) 水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進</p> <p>① 循環資源を原材料として用いた製品の需要拡大を目指し、循環資源を供給する産業と循環資源を活用する産業との連携を促進するとともに、消費者への普及啓発を推進する。</p> <p>② リサイクルの高付加価値化や分別・解体・選別などリサイクル費用の</p>	財務省・文部科学省・厚生労働省・	<p>1. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(③)</p>	-	-	-

<p>削減に向けた新技術の研究・開発を支援する。</p> <p>③ 循環資源がどのように収集され、どのように利用されているのか、消費者が容易に把握することができるよう情報発信を行い、消費者の3R行動の改善を促す。</p>	<p>農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁</p>				
--	-----------------------------------	--	--	--	--

<p>環境省</p>	<p>1. スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関する「ボトル to ボトル (B to B)」等の高度なリサイクルの促進を図る。そのため、小売事業者の店頭への自動回収器設置支援を行う。(①)</p> <p>2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援を行う。(①、②)</p> <p>3. 鉄スクラップや、プラスチック、ガラス等の水平リサイクルの推進に向けて、実証事業や補助事業を実施し、動静脈が一体となった循環資源の利活用を推進する。(①、②)</p> <p>4. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画(食品リサイク</p>	<p>1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (B to B)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済みペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済みペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>2. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行った。</p> <p>3. 平成 26 年度に鉄スクラップを原料として自動車用の鋼板及び自動車用部品を試作し、その品質について検証を行うことで、自動車等の原材料に鉄スクラップを用いることができることを明らかにした。</p> <p>4. 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定件数</p>	<p>1. 使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル (B to B)」を推進するため、スーパー等における使用済みペットボトルの店頭回収のモデル事業を実施し、有効性の検証、社会システム化に伴う環境負荷低減効果、社会的費用の削減効果の試算、事業実施地域以外での普及方策等について検討する。</p> <p>2. これまでの実施内容について、とりまとめを行うとともに今後の方向性について検討する。</p> <p>3. 実証事業及び補助事業において、自動車メーカー、整備業者、コンパウンダーが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業や、アルミ合金やペットボトルの水平リサイクルを可能にする選別設備・店頭回収機の導入支援を行った。例えば、平成 27 年度においては、省 CO2 型リサイクル高度化設備導入促進事業の一環として、非鉄金属高度選別設備導入事業により、循環資源を供給する産業の支援を行った。</p> <p>4. 平成 27 年 6 月から 7 月にかけて、全国 8 ヶ所において、地方</p>	<p>1. 及び 2. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p> <p>3. 引き続き、実証事業や補助事業を通じて、製品横断的に、水平リサイクル等の高度なリサイクルを推進し、循環資源の活用の推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。</p> <p>4. 食品リサイクル・ループに関する説明会を通じ、引き続き食品</p>
------------	---	--	--	---

	<p>ル・ループ)による地域循環の取組の促進を図る。(①)</p> <p>5. 環境研究総合推進費により、3R・適正処理の徹底、レアメタル等の回収・リサイクルシステムの構築等に係る研究・開発を支援している。(②)</p>	<p>は、平成27年3月末時点で53件となっており、着実に増加している。</p> <p>食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクル・ループ形成の促進のため、平成26年7月に全国3ヶ所において、「食品リサイクル・ループ形成支援セミナー」を試行的に実施した。</p> <p>また、同月に全国7ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくリサイクル・ループ事業への積極的な後押しを促した。</p> <p>5. 平成26年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「アップグレード及び水平リサイクルを意識した製品開発及び資源循環技術システムの構築」を示し、テーマに合致する研究として1件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として6件を採択している。</p>	<p>自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催したほか、市町村廃棄物部局に対する通知を發出し、引き続き食品リサイクル法に基づくリサイクル・ループ事業への積極的な後押しを促していく。</p> <p>食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクル・ループ形成の促進のため、平成27年10月から平成28年1月にかけて、全国4ヶ所において、「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を実施する。</p> <p>リサイクル・ループに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行う。</p> <p>5. 平成27年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「リサイクル材のアップグレードリサイクル・水平リサイクルに向けた基礎研究・技術開発」を示し、テーマに合致する研究として3件を採択した。また、リサイクルの推進に資する研究・開発として7件を採択している。</p>	<p>リサイクル・ループの形成を促進していく。</p> <p>5. 平成28年度は、行政が特に提案を求める重点研究テーマとして「リサイクル材利活用に関する研究・技術開発」を示し、テーマに合致する課題を積極的に採択することとしている。</p>
<p>経済産業省</p>	<p>1. 自由な経済活動を阻害することなく、質の高い使用済ペットボトル由来の再生材を可能な限り国内で利用していくためには、国内における使用済ペットボトルの回収主体とリサイクル事業者がお互いのメリットを共有し、W</p>	<p>1. ペットボトルの店頭回収に取り組む各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組みこ</p>	<p>1. 店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理した上で促進の在り方を検討していく。</p>	<p>1. 引き続き、店頭回収については、使用済ペットボトルを効率的に回収可能なルートであることを踏まえつつ、ペットボトルの国内循環の在り方も勘案しながら、課題を整理しつつ促進の在り方を検討していく。</p>

	<p>1 N-W I Nの関係の下で取り組むことが重要である。このような観点から、容器包装廃棄物の回収ルートが多様化の一環として重要になりつつあるペットボトルの店頭回収について各主体の取組状況やメリットとなる点の情報を共有するとともに、店頭回収を進める上での課題や対応方針、主体間の効果的な連携の在り方を検討することにより、店頭回収に取り組むことへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進する。</p> <p>(①、③)</p> <p>2. プラスチック製容器包装は、多種多様なプラスチックや、プラスチック以外の素材が混合されて使用されている点が、リサイクルする上での1つの課題となっている。他方、リサイクル事業者の選別技術の向上等により、プラスチック再生材料の品質の安定化が進展している。そこで、再生材の更なる活用のため、プラスチック再生材料を物性等により分類し、当該分類ごとの用途及び市場規模等を整理することにより、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。(①、②)</p> <p>3. 経済産業省では、3 Rの現状・政策等をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、ウェブサイト</p>	<p>とへの関係者の意欲や関心を高め、民間事業者による自主的かつ経済的な創意工夫あるリサイクルを促進することを目的として、シンポジウムを開催した。</p> <p>3. 資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3 Rに関する環境教育に活用する等の一般の</p>	<p>2. プラスチック再生材料を利用するメーカー等に対しヒアリングを行い、プラスチック再生材料の物性やより高付加価値な用途へ利用するために必要な再生処理技術等について分類・整理し、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。</p> <p>3. 資源循環ハンドブック2015を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3 Rに関する環境教育に活用する等の一般の</p>	<p>2. 引き続き、プラスチック製容器包装のリサイクル手法等について、プラスチック再生材料の高付加価値化に向けた検討を行う。</p> <p>3. 資源循環ハンドブック2016を作成し、関係機関に配布するほか、3 Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて</p>
--	--	--	--	--

		<p>(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、リサイクルの仕組みの紹介等を実施している。また、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。・・・(③)</p> <p>4. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(③)</p>	<p>求めに応じて配布を行った。また、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施した。</p> <p>4. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>求めに応じて配布を行う。また、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施している。</p> <p>4. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>配布を行うこととしている。また、3R政策に関するウェブサイト(http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、リサイクルの仕組みの紹介を行うと共に普及啓発用DVDの貸出等を実施することとしている。</p> <p>4. 10月の3R推進月間において、ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行うこととしている。</p>
<p>(4) 有害物質を含む廃棄物等の適正処理システムの構築</p> <p>① アスベスト、PCB等の有害物質を含むものについては、適正な管理・処理が確保されるよう、その体制の充実を図る。</p> <p>② 非意図的に生成されるものも含め、化学物質を含有する廃棄物等の有害性の評価や、適正処理に関する技術の開発・普及を行う。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. アスベストの適正な処理については平成18年に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」において、石綿含有廃棄物の無害化処理認定を定め、平成28年2月までに2事業者を定めた。(①)</p> <p>2. 「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」施行10年を踏まえたPCB廃棄物の処理進捗状況等の検討結果を基に、高圧トランス等については処理施設の改造等による処理推進、安定器等・汚染物については処理体制のない地域における処理体制の確保を図る。微量PCB汚染廃電気機器等に</p>	<p>1. 無害化処理認定の審査案件に関し、石綿廃棄物の無害化処理に係る審査を行った。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われていることを確認した。</p> <p>2. 平成26年6月にPCB廃棄物処理基本計画を変更し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用してPCBを使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国5か所(北九州、大阪、豊田、東京、北海道(室蘭))、安定器・汚染物を全国2か所(北九州、北海道(室蘭))の拠点的広域処理施設において、遅くとも平成37年度まで</p>	<p>1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行っている。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認する。</p> <p>2. PCB廃棄物処理基本計画の改定から1年が経過したことを踏まえ平成27年7月31日にPCB適正処理推進に関する検討委員会を開催し基本計画に基づく取り組み状況のフォローアップを行った。PCB廃棄物処理基本計画の改定から1年が経過したことを踏まえ、平成27年7月31日にPCB適正処理推進に関</p>	<p>1. 適正な処理体制を確保するため、引き続き無害化処理認定に係る相談、審査を行う。認定を受けている事業者に対して立入検査を実施し、適正な処理が行われているか確認する。</p> <p>2. 平成26年6月に変更されたPCB廃棄物処理基本計画に定められた処理完了期限までの一日でも早く安全かつ確実な処理を目指し、今後、平成28年2月に取りまとめられた報告書を踏まえ、PCB特別措置法の改正をはじめとした期限内処理の達成に必要な措置を講じることとしている。都道府県と連携し、PCB</p>

<p>③ リサイクル原料について、国際的動向も踏まえ、有害物質の混入状況に関する基準の策定、効果的な管理方法の構築等を行い、安全・安心なリサイクルを推進する。</p> <p>④ 市町村において処理することが困難な一般廃棄物（適正処理困難物）について、関係者の適切な役割分担のもとで処理体制が構築されるよう、検討を進める。</p> <p>⑤ 水銀に関する水俣条約の国際交渉の進展を踏まえ、水銀廃棄物の環境上適正な管理、処分等のあり方について検討を進める。</p> <p>⑥ 埋設農薬について、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（注 30）を踏まえ、都道府県が行う処理計画の策定や、周辺環境への悪影響防止措置に対する支援を実施する。</p> <p>⑦ 有害物質情報について、国際的動向を含めて情報収集を行うとともに</p>	<p>については処理施設の処理能力の増強に取り組むとともに、当該機器の処理が合理的に進むよう必要な検討を行う。</p> <p>これらを通じて、PCB 廃棄物の平成 39 年 3 月 31 日までの処理完了に向けた処理体制の確保を図る。（①）</p> <p>3. 環境研究総合推進費により、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発を支援している。（②）</p> <p>4. 水銀に関する水俣条約（水俣条約）により、今後使用用途が制限されることによって、これまで有価物として扱われていた金属水銀が余剰となり廃棄物として取り扱う必要が生じることが想定される。このため、水俣条約を踏まえ、水銀廃棄物が環境上適正</p>	<p>に処理を行うこととした。</p> <p>また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金（PCB 廃棄物処理基金）を造成している。</p> <p>微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成 26 年度末までに 22 事業者が認定され、処理が進められている。</p> <p>3. 平成 25 年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として 1 件を採択した。</p> <p>平成 26 年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として 1 件を採択した。</p> <p>4. 平成 26 年 6 月に中央環境審議会の下に設置された水銀廃棄物適正処理検討専門委員会において、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処理する際の環境上適正な管理方法並びに水銀使用廃製品の環境上適正な管理の促進方策について検討</p>	<p>する検討委員会を開催し、基本計画に基づく取組み状況のフォローアップを行った。その後、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、PCB 廃棄物の処理を安全かつ確実に一日でも早く完了するために追加的方策の検討が行われ、平成 28 年 2 月に報告書「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」が取りまとめられた。</p> <p>都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金の造成を行った。</p> <p>微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 28 年 1 月末までに 27 事業者が認定され、処理が進められている。</p> <p>3. 平成 27 年度は、有害廃棄物を含む使用済製品のリサイクル・廃棄段階における環境への排出実態やその健康リスク評価に係る研究・開発として 1 件を採択した。平成 27 年度は、有害廃棄物対策と適正処理に係る研究・開発として 1 件を採択した。</p> <p>4. 平成 27 年 2 月の循環型社会部会の答申を踏まえ、廃金属水銀を特別管理廃棄物へ指定すること等について、廃棄物処理法の政令改正（平成 27 年 11 月）及び省令等改正（平成 27 年 12 月）により措置した。このほか、中央環境審議会平成 27 年 8 月の中央環</p>	<p>廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。</p> <p>微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、無害処理認定制度を活用し、更なる処理体制の整備を行うとともに、処理体制の充実・多様化を図るために必要な検討を行う。</p> <p>3. 平成 28 年度は、アスベスト・水銀等の有害廃棄物の適正管理・処理に関する研究・技術開発などを含んだ廃棄物の適正処理と処理施設の長寿命化・機能向上に資する研究・技術開発を採択の対象とする。</p> <p>4. 廃金属水銀を処分（硫化・固型化）するための基準等については、引き続き検討を進め、平成 28 年度内に省令等の改正を行う。また、第 189 回通常国会における「水銀による環境の汚染の防止に関する法律案に対する附帯決議」を踏まえ、廃金属水銀の</p>
--	---	---	--	--

<p>に、関係者間での情報共有・意思疎通が図られるよう、リスク・コミュニケーション（注31）を的確に実施する。</p>	<p>な方法で管理されるよう、そのあり方について検討し、廃棄物処理法政省令改正による措置等の取組を行う。</p> <p>このほか、一定量以上の水銀及びその化合物を含有する物であって、再生利用がされるもの（廃棄物処理法上の廃棄物及び放射性物質等を除く水銀含有再生資源）の管理について、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律（水銀汚染防止法）」に基づき、環境の汚染を防止するための規制措置を講ずる。（⑤）</p> <p>5. 化学物質の環境リスクに関する国内外の知見を収集・公開する。また、「化学物質と環境に関する政策対話」や化学物質アドバイザー制度によりリスク・コミュニケーションの取組を推進する。（⑦）</p>	<p>が進められ、平成27年2月に「水銀に関する水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について（答申）」が取りまとめられた。</p> <p>このほか、水銀含有再生資源による環境の汚染を防止するための規制措置について、産業構造審議会と合同で中央環境審議会（環境保健部会水銀に関する水俣条約対応検討小委員会）で検討を行った。</p> <p>5. PRTR 制度対象物質の毒性等の情報を分かりやすく簡潔に取りまとめた「化学物質ファクトシート」をウェブサイト上等で公開するとともに、その内容の充実を図った。</p> <p>市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体が化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指す場である「化学物質と環境に関する政策対話」を開催した。</p> <p>化学物質アドバイザー制度を運営し、講習会等自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスク・コミュニケーションの活動を支援した。</p>	<p>境審議会の答申を踏まえ、水銀汚染防止法関係法令において、水銀含有再生資源の管理方法等について定めた（平成27年11・12月）。</p> <p>5. 化学物質ファクトシートについては、よりリスク・コミュニケーション等に活用される内容とするための検討を行うとともに、未掲載の物質について情報の収集等を進める。</p> <p>引き続き「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けたリスク・コミュニケーションの取組を推進している。</p> <p>引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、自治体や事業者が実施する化学物質に係るリスク・コミュニケーションの活動を支援している。</p>	<p>長期的管理を徹底するための調査研究や検証を進めつつ、国を含めた関係者の適切な役割分担の下での処理体制及び長期間の監視体制を含め、全体の仕組みを最適なものとするよう検討を深めるとともに、退職された水銀血圧計等の回収促進事業の全国展開を図る。</p> <p>このほか、水銀汚染防止法に基づき水銀含有再生資源の管理が適切に行われるよう、必要な普及啓発を行うとともに、法施行後の適切な制度運用を図る。</p> <p>5. 引き続き化学物質ファクトシートを作成し、情報を提供していく。</p> <p>引き続き「化学物質と環境に関する政策対話」を開催し、リスク・コミュニケーションの取組を推進していく。</p> <p>引き続き化学物質アドバイザー制度を運営し、リスク・コミュニケーションの活動を支援していく。</p>
<p>農 林 水 産</p>	<p>1. 埋設農薬の処理計画等の策定埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等</p>	<p>1. 平成26年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協</p>	<p>1. 平成27年度の埋設農薬処理計画の策定や同計画の進行管理を行うため、交付金により、県、市町村、関係者等で構成された協</p>	<p>1.及び2. 引き続き、埋設農薬を計画的かつ着実に処理するため、農薬が埋設されている県における、処理計画の策定等や環境調査</p>

	省	<p>に対する支援を実施。(⑥)</p> <p>2. 環境調査の実施 埋設農薬が適切に処理されたことを確認するため、掘削・回収の事前及び事後等を行う環境調査に対する支援を実施。(⑥)</p>	<p>議会等(4回開催)に対する支援を行った。</p> <p>2. 平成26年度の処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行った、周辺環境の水質調査等(60地区)に対する支援を行った。</p>	<p>議会等(2回開催)に対する支援を行う予定。</p> <p>2. 平成27年度の処理計画の策定や埋設農薬の処理が完了した地区等における安全性を確認するため、交付金により、処理事業の事前及び事後等において行う、周辺環境の水質調査等(58地区)に対する支援を行う予定。</p>	<p>に対する支援を実施する。</p>
<p>(5) 災害時の廃棄物処理システムの強化</p> <p>① 東日本大震災における災害廃棄物処理の対応について、反省点を含め、しっかり分析するとともに、それを踏まえ、災害の被害規模の段階(ステージ)や状況に応じた対策をとれるよう、現行の震災廃棄物対策指針を全面的に見直し、新たな指針を策定する。</p> <p>② 大規模災害発生時に、災害廃棄物を速やかに処理することができるよう、広域的な協力も含め、(ア)地方公共団体間の連携、(イ)民間事業者等との連携、(ウ)仮置場の確保を促す。</p> <p>実際に大規模災害が発生した際には、地方公共団体等の各主体と十分</p>	環境省	<p>1. 災害時の廃棄物処理システムの強化 平成26年3月28日に災害廃棄物対策指針を策定した。 平成25年10月4日より巨大災害発生時における廃棄物対策について総合的に検討する有識者会議「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」を開催している。有識者会議での議論を踏まえ、平成26年3月31日に中間とりまとめ「巨大災害発生時における災害廃棄物対策のグランドデザイン」を策定した。(①,②)</p>	<p>1. 「巨大地震発生時における災害廃棄物検討委員会」(平成25年10月4日より開催。平成27年4月より「大規模災害発生時における災害廃棄物検討会」に改称)での議論を踏まえ、平成27年2月に「巨大災害発生時の災害廃棄物処理に係る対策スキーム」を策定した。全国8箇所に地域ブロック協議会等を設置し、広域処理体制の整備等の事前の備えを強化するため、地域の特徴を踏まえた災害廃棄物対策について協議を開始した。 自治体の処理計画策定が円滑に遂行できるように、必要な説明会や講習会を実施する等、積極的に支援を実施した。</p>	<p>1. 平成27年7月17日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び災害対策基本法の一部を改正する法律」(平成27年法第58号)を公布、同年8月6日に施行された。廃棄物処理法の改正により、災害廃棄物処理に係る基本理念の明確化、非常災害時における廃棄物処理施設の新設又は活用に係る手続の簡素化、非常災害時における一般廃棄物の収集、運搬、処分等の委託の基準の緩和等を行うこととした。また、災害対策基本法の改正により、大規模災害時における環境大臣による災害廃棄物の処理に関する指針の策定及び廃棄物処理の代行等の措置を講ずることとした。 全国及び地域ブロック単位において、関係機関の連携による災害廃棄物処理体制の構築等に向けた検討を進めている。 さらに、平時の備えから発災後の適正かつ円滑・迅速な災害廃棄物処理の支援まで、自治体等における災害廃棄物対策への支援を充</p>	<p>1. 平時から災害時における廃棄物の処理を適正かつ円滑・迅速に実施するため、全国単位、地域ブロック単位等各レベルで重層的に廃棄物処理システムの強靱化を進める。 具体的には、各レベルにおいて、 [1] 地方公共団体間の連携、[2] 地方公共団体と民間事業者等との連携、[3] 災害に備えた施設整備や仮置場の確保等、具体的な対策について協議を進める。あわせて、実際に大規模災害が発生した時には、地方公共団体等と十分に連携しつつ、必要な支援を行えるよう、支援体制の強化を図る。</p>

<p>な連携を図りつつ、各主体への支援を適切かつ迅速に実施する。</p> <p>また、復旧・復興事業の実施に当たっては、災害廃棄物由来の再生資材や建設副産物を積極的に活用するよう努める。</p>			<p>実させるため、平成27年9月に災害廃棄物のエキスパートとして環境大臣が任命した有識者や技術者、業界団体等からなる災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）を発足した。</p> <p>「大規模災害発生時における災害廃棄物検討会」において、災害廃棄物対策について総合的な検討を実施。「大規模災害発生時における災害廃棄物対策行動指針」を策定。あわせて、地域ブロック協議会等において、引き続き災害廃棄物対策について協議を行うとともに、自治体向けの災害廃棄物対策セミナー等を実施。平成27年9月関東・豪雨災害における災害廃棄物処理を支援。</p>	
---	--	--	--	--

	<p>国土交通省</p> <p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。</p> <p>(2 (ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27)</p> <p>津波堆積土等 約 28.9 万 m³</p> <p>さらに、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。(2)</p>	<p>1. 平成 26 年度活用状況</p> <p>災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市（津波堆積土等）約 4.3 万 m³ 	<p>1. 平成 27 年度活用状況</p> <p>災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仙台市（津波堆積土等）約 4.3 万 m³ 	<p>1. 災害廃棄物由来の再生資材の活用は平成 27 年度で完了したため、実施予定なし。</p>
--	--	--	--	---

2 低炭素社会、自然共生社会づくりとの統合的取組

<p>① 低炭素社会の取組への貢献を図る観点からも3Rの取組を進め、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、廃棄物部門由来の温室効果ガス排出量のより一層の削減とエネルギー供給の拡充を図る。このため、4の(2)に規定する廃棄物発電設備など熱回収施設整備の推進を行う。</p> <p>② バイオマス系循環資源等の原燃料への再資源化や、廃棄物発電等の熱回収への活用を進め、化石燃料由来の温室効果ガスの排出を削減する。</p> <p>③ 自然界での再生可能な資源の持続可能な利用を推進するため、バイオマス活用推進基本計画(平成22年12月17日閣議決定)に基づくバイオマス資源の利活用を促進する。 また、森林・林業基本計画(平成23年7月26日閣議決定)に基づいて、森林施業の集約化や路網</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(平成22年度より名称変更)を実施し、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設やバイオマス利用施設を整備する民間事業者等に対して、国庫補助を行っている。(①、②)</p> <p>2. エコタウン等において、循環資源の循環的利用と低炭素化の両方でのゼロ・エミッションを実現する先進的なモデル地域形成を進めて行く。(①、②)</p> <p>3. 環境省では、平成17年度に循環型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。 平成21年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の高上げを行った(平成25年度までの時限措置)。 また、平成22年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付対象事業に追加した。 平成24年度末現在、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は317件、発電効率の平均値は11.9%である。(①、②)</p>	<p>1. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施し、平成26年度は合計2事業者(継続事業)に対して、合計9.5億円の補助を行った。</p> <p>2. エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において低炭素な資源循環に取り組んでいる事業者3件を対象に、先進的なモデル地域を形成するためのFS調査又は計画策定に対する補助金事業を行った。</p> <p>3. 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月閣議決定)において、期間中(平成25年度~29年度)に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を21%とする重点目標を定めた。 また、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設するとともに、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p>	<p>1. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設や廃棄物燃料製造施設の整備を支援している。</p> <p>2. エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において低炭素な資源循環産業に取り組んでいる事業者(6件)を対象に、先進的なモデル地域を形成するためのFS調査又は計画策定に対する補助金事業を行っている。</p> <p>3. 災害時における廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という観点から、一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図った。 また、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直しを踏まえ、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」を改訂し、自治体への周知を行った。</p>	<p>1. 温室効果ガスの排出抑制を図るため、廃棄物発電施設等熱回収を高効率で行う施設や廃棄物燃料製造施設、廃棄物処理施設の省エネ化又は廃棄物収集運搬車の低燃費化等に対し補助を行い、廃棄物処理の低炭素化を促進していく。</p> <p>2. 引き続き、エコタウン等を有する自治体及びエコタウン等において低炭素な資源循環産業に取り組んでいる事業者を対象に、先進的なモデル地域を形成するための様々な支援措置を講ずる。</p> <p>3. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。 さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。 また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の</p>
--	------------	--	---	---	--

<p>整備の加速化、人材育成など森林・林業の再生を図り、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p> <p>④ 資源採取時において生物多様性や自然環境への影響を低減する観点からも、資源の効率的な使用や長期的利用を進めることにより新たな天然資源の消費の抑制を図る。また、資源の生産・採取時や再生可能エネルギーの利用における施設の運転・立地等において、生物多様性や自然環境の保全に配慮する。</p> <p>⑤ 農林水産業は自然に働きかけ、上手に利用し、循環を促進することによってその恵みを享受する生産活動であることを踏まえ、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する養殖業等の環境保全を重視した持続的な農林水産業を推進する。</p> <p>また、農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源等の未利用資源の利用を促進する。</p>	<p>4. 環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。（②）</p> <p>5. 「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」において、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用するため、山元での原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスを利用した熱供給や発電等について、地域が一体となって先導的な技術やシステムの実証に取り組む「木質モデル地域」づくりの推進を図ることで、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。（②）</p> <p>6. 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行</p>	<p>4. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、平成 25 年度に 2 件を採択した。これらについては、設備の導入が完了し、バイオガスの生成及び利用に関する実証をスタートさせた。平成 26 年度には、資源利用と環境に配慮したモデルとして、地下水汚染対策に資する事業 1 件を含む計 3 件を採択し、モデル実証を進めた。</p> <p>5. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実現可能性調査を 11 件、施設の導入・運用等を通じた実証事業を 9 件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。</p> <p>6. 使用済再生可能エネルギー設備のリユース・リサイクル・適正処分に関する実態を把握するための調査を行っているほか、撤去、運搬、リユース・リサイクル及び処分までの一連の工程に関</p>	<p>4. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」において、平成 25 年度採択案件については、実証の最終年度となることから、二酸化炭素削減効果をはじめ、成果（地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に係る知見、副産物の量の把握と活用方法、事業性等）の取りまとめを実施。平成 26 年度採択案件については、循環利用システムの構築に向けたモデル実証を進める。</p> <p>5. 平成 27 年度は、平成 25 年度及び平成 26 年度に採択した 9 件の実証事業を継続して行い、効率的・安定的な木質バイオマス利用の取り組みを推進した。（平成 25 年度に採択した 6 件の実証事業については平成 27 年度で終了予定。）</p> <p>6. 平成 27 年度は、平成 26 年度に作成したロードマップに基づき、太陽電池パネルの適切なリユース・リサイクル・適正処分の方法・留意事項に関するガイドラインの作成や、実証事業において</p>	<p>交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>4. 「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」における既採択事業の実証を推し進めるとともに、平成 25 年度採択事業の成果をとりまとめて発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。</p> <p>5. 平成 28 年度は、平成 26 年度に採択した 39 件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に、これらの取り組みを通じて得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。</p> <p>6. 平成 26 年度に作成したロードマップに基づき、パネルメーカーによる回収・リサイクルシステムの構築を促進するとともに、メーカーによる回収・リサイクルの実施状況を注視し、将来の排出増加に備える上</p>
--	--	---	---	--

<p>⑥ 今後、大量に導入されることが予想される太陽光パネルや風力発電などの再生可能エネルギーに関連する製品・設備について、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正処分を円滑に進めるための検討を行う。</p> <p>⑦ リユースや長期使用は一般的には望ましいが、家電製品等については近年エネルギー消費効率が大きく高まっており、場合によってはリユースや長期使用がエネルギー消費の拡大につながることを踏まえ、リユースや長期使用による各種環境負荷の低減がバランスを取って効果的に実現されるよう、その参考となる指針の策定を検討する。</p> <p>⑧ 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡（注33）の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>	<p>農 林 水 産 省</p>	<p>い、将来の社会システムの構築に向けて環境整備を進める。（⑥）</p> <p>1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、家畜排せつ物等のメタン発酵施設等を整備することにより、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。（①、②、③）</p> <p>2. 「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。（③）</p>	<p>するモデル事業等を通じて、使用済みになった後のリユース・リサイクルや適正な処理方法・体制についての検討を行い、将来の社会システムの構築に向けたロードマップを取りまとめた。</p> <p>【再掲】1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。H26年度までに計22地域をバイオマス産業都市に選定した。</p> <p>2. 森林の有する多面的機能を将来にわたって持続的に発揮させていくため、面的なまとまりをもった森林経営の確立、多様で健全な森林の整備及び国土の保全等の施策を総合的かつ体系的に推進した。</p> <p>また、林業の持続的かつ健全な発展を図るため、効率的かつ安定的な林業経営の育成、施業集約化等の推進、低コストで効率的な作業システムによる施業の実施、これらを担う人材の育成及び確保等の施策を推進した。</p> <p>さらに、環境負荷の少ない循環型社会を実現する上で重要な役割を果たす森林・林業に収益が還元されるよう、原木の安定供給体制の整備、加工及び流通の合理化及び低コスト化並びに木材の利用</p>	<p>太陽光発電のリユース推進に向けた課題の検証を行う。</p> <p>【再掲】1. 引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。H27年度は12地域（計34地域）をバイオマス産業都市に選定しているところ。</p> <p>2. 林業の成長産業化の実現等に向け、CLT（直交集成板）等の新たな製品・技術の開発及び普及に向けた環境整備、公共建築物等の木造化等による新たな木材需要の創出、需用者ニーズに対応した国産材の安定供給体制の構築、適切な森林の整備及び保全を通じて森林の多面的機能の維持・向上等に取り組んでいるところ。</p>	<p>が必要であれば、太陽電池パネルのリサイクルを促進・円滑化するための制度的対応について検討を行う。</p> <p>1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 引き続き、「森林・林業基本計画」等に基づき、森林の適切な整備・保全や木材利用の推進に取り組む。</p>
---	----------------------------------	--	---	---	---

	<p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全、森林の整備・保全、里海・海洋の整備・保全など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。 (⑤)</p> <p>4. 生物多様性保全活動への企業等に支援を促す仕組みについて実地検証を行い、実用性・普及性の高い支援の仕組みを検討し、農林漁業者及び企業等向けの手引きとして取りまとめる。 (⑤)</p> <p>5. 化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動の取組に対し支援を行うとともに、有機農業への参入・定着支援や有機農業に取り組む産地の供給拡大等の取組を支援。 (⑤)</p>	<p>拡大を推進した。</p> <p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全(環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動に対する支援等)、森林の整備・保全(適切な間伐等)、里海・海洋の整備・保全(生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等)など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進した。</p> <p>4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向けの手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進した。 また、「農林漁業者と企業等の多様な主体がつながる仕組みをいかに構築するか」をテーマとしたシンポジウムを開催した。</p> <p>5. 化学肥料・化学合成農薬の使用低減や地球温暖化防止・生物多様性の保全に効果の高い農業生産活動の取組に対して支援する環境保全型農業直接支払において平成26年度は約6万haの取組を支援。また、有機農業への参入・定着支援や有機農業に取り組</p>	<p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全(環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動や多面的機能を支える共同活動等に対する支援等)、森林の整備・保全(適切な間伐等)、里海・海洋の整備・保全(生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等)など、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進することとしている。</p> <p>4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向けの手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進することとしている。</p> <p>5. 環境保全型農業直接支払による支援を引き続き実施するとともに、26年4月に策定した「有機農業の推進に関する基本的な方針」に基づき有機農業の取組を引き続き推進。</p>	<p>3. 「生物多様性国家戦略 2012-2020」及び「農林水産省生物多様性戦略」に基づき、田園地域・里地里山の整備・保全(環境保全型農業直接支払による生物多様性保全に効果の高い営農活動や多面的機能を支える共同活動等に対する支援等)、森林の整備・保全(適切な間伐等)、里海・海洋の整備・保全(生態系全体の生産力の底上げを目指した漁場の整備等)などにより、引き続き、農林水産分野における生物多様性の保全や持続可能な利用を推進する。</p> <p>4. 企業等による生物多様性保全活動への支援等について取りまとめた農林漁業者及び企業等向けの手引き及びパンフレットを活用し農林水産分野における生物多様性保全活動を推進する。</p> <p>5. 環境保全型農業直接支払については、平成26年度に制定した、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づき実施し、農業者の連携による地域でまとまりをもった取組を推進する等、有機農業を含め環境保全型農業を引き続き推進。</p>
--	--	--	---	--

		<p>6. 海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。(⑤)</p>	<p>6. 平成 26 年度 5 施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。</p>	<p>6. 平成 27 年度は 1 地区で事業を実施。</p>	<p>6. 今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。</p>
国土交通省	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業) 燃料の標準化(②)</p> <p>2. 航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。(⑧)</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。バイオガス利用に係る事業を H26 年に 2 件新規採択 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業において、2 件採択し実証) H26 年 9 月に下水汚泥固形燃料の JIS 規格を策定</p> <p>2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、徳山下松港において干潟の造成、ならびに東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施した。</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。バイオガス利用に係る事業を 2 件新規採択。過年度採択案件も含め 5 件を実施中。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業において、水素改質技術(H26 採択)についてガイドライン化、バイオガスの集約活用技術(H27 採択)の実証事業をそれぞれ実施中</p> <p>2. 航路等の整備により発生した浚渫土砂を活用し、東京湾、大阪湾において深掘跡の埋め戻しを実施している。</p>	<p>1. 平成 28 年度の取組予定 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金) 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業における中小規模処理場にも導入可能な下水汚泥の有効利用プロセスの実証</p> <p>2. 引き続き、航路等の整備により発生する土砂等を有効活用し、干潟・藻場などの再生や深掘跡の埋め戻しを行うことにより、水質改善や生物多様性の確保など、良好な海域環境の保全・再生・創出を推進する。</p>	

3 地域循環圏の高度化

<p>① 各地域における低炭素社会や自然共生社会形成の取組、各地域における廃棄物処理計画、エコタウン事業、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（注33）、バイオマス事業化戦略（平成24年9月6日バイオマス活用推進会議決定）に基づく取組、緑の分権改革、東日本大震災からの復興に向けた取組などと連携することにより、既存の地域づくりの取組の一環として地域循環圏づくりの視点を盛り込む。</p> <p>また、地方公共団体や地域の事業者、NPO、市民等と連携・協働して、各地において地域循環圏づくりの具体化と高度化を図る。</p>	<p>環境省・経済産業省</p> <p>1. エコタウン事業については、それぞれ地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④）</p>	<p>1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催した。当該会議は、エコタウン事業関係者（エコタウン承認自治体、エコタウン内事業者等）が集い、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換する場を設けることを目的として行った。</p>	<p>1. 環境省及び経済産業省の共催で、全国エコタウン会議を開催した。当該会議は、市民、企業、自治体等の幅広い層を対象として、これまで各地域が培ってきた環境まちづくりに向けた取組による経験・ノウハウ・課題を共有化し、課題解決に向け連携、意見交換するとともに情報発信を行う場を設けることを目的としている。</p>	<p>1. エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体に対して総合的・多面的な支援を引き続き行っていく。</p>
<p>② 地域における地球温暖化対策との連携については、既に地球温暖化対策推進法において、地方公共団体の取り組むべき温暖化対策として、循環</p>	<p>環境省</p> <p>1. 【再掲】エコタウン事業については、それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本（モデル）となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業（ハード事業）及び普及啓発や情報提供事業（ソフト事業）に対し財政支援を実施。（①、②、③、④）</p> <p>2. 地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、関係府省・地方支分部</p>	<p>1. 環境省では、静脈産業と循環資源（廃棄物）の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした『地域循環拠点（エコタウン等）高度化モデル事業』を実施するとともに、資源循環と低炭素化の統合を実現するため、『エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり補助金』による支援を実施。</p> <p>2. 平成24年度に策定したガイドラインを活用して平成25年</p>	<p>1. 環境省では、静脈産業と循環資源（廃棄物）の排出者である動脈産業との最適な連携等により、エコタウン等の能力を最大限活用する手法を実証することを目的とした『地域循環拠点（エコタウン等）高度化モデル事業』を3件実施するとともに、『エコタウン等における資源循環社会と共生した低炭素地域づくり補助金』において6件の事業を支援している。また、過去の事業を含めたモデル事業の成果を、全国エコタウン会議や公開の検討会において発信し、国内の横展開を図っている。</p> <p>2. 平成27年度は、地域循環圏の高度化を図るモデル事業を実</p>	<p>【再掲】1. エコタウンプラン等に基づき実施される事業について、地方公共団体及び民間団体に対して総合的・多面的な支援を引き続き行っていく。</p> <p>2. 地域循環圏形成推進ガイドラインの普及等を通じて、引き続き「地</p>

<p>型社会の形成が明記されており、地域循環圏形成との連携が図られている。</p> <p>それに基づき、地域循環圏の類型ごとにその特性に応じた低炭素な地域づくりを進める。例えば、農山漁村地域では農林水産業に由来するバイオマス系循環資源を活用した自立・分散型エネルギーの導入などを、都市・近郊地域では徹底した資源の循環利用や焼却施設等における熱回収などを支援する。このような取組を通じて、自立・分散型エネルギーの導入やエネルギーの面的利用を促進し、裾野の広い関係者の連携による地域の活性化や自立性を高め、地域資源を活用した適正で効率的な資源循環を実現する。</p> <p>③ バイオマス系循環資源については、バイオマス事業化戦略に基づき、地域のバイオマスを活用したグリーン産業の創出と地域循環型エネルギーシステムの構築により、環境にやさしく災害に強いバイオマス産業都市の構築を推進するなど、地</p>	<p>局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NPO/NGO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とそのために必要な取組・事業をまとめた地域計画策定の拡大を図る。また、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現するため、地域循環圏形成推進ガイドラインの改善と普及や先進事例の収集提供、助言体制の整備等を推進する。</p> <p>(①、②、⑥)</p> <p>3. 排出源で直接生活排水処理を行うため、地域の公共用水域の水量の保持に優れ、地域の水環境保全にも資する浄化槽の整備を推進する。また、浄化槽における使用エネルギーの低減に向け、低炭素型浄化槽の普及推進や浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた取組を実施。(①)</p> <p>4. 環境省では、平成17年度に循環</p>	<p>度、平成26年度としたモデル事業を実施し、地域循環圏の形成を推進した。平成25年度に成果報告を行った。</p> <p>また、過去のモデル事業のフォローアップを通じて、地域循環圏を実際に進めるための課題やその改善方策を検討した。</p> <p>3. 浄化槽の設置を行う者に対し、市町村が設置費用を助成する浄化槽設置整備事業(H62～)や、市町村が設置主体となって浄化槽の整備を行うのに必要な費用を国が助成する浄化槽市町村整備推進事業(H6～)により、浄化槽の整備を推進した。浄化槽市町村整備推進事業については、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討を行った。また、温室効果ガス削減に貢献する省エネルギー型浄化槽の整備について、一定の要件を満たすものに、より手厚い財政支援を行う、低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業を平成22年度より単年度毎に更新して実施した。さらに、浄化槽システム全体での更なる低炭素化に向けた調査検討を行った。</p> <p>4. 廃棄物処理施設整備計画(平</p>	<p>施し、その成果も踏まえた地域循環圏形成推進ガイドラインの改善を行う。</p> <p>3. 浄化槽設置整備事業、浄化槽市町村整備推進事業に加え、平成27年度においても単年度更新を行った低炭素社会対応型浄化槽整備推進事業により、浄化槽の整備を推進している。また、市町村の負担軽減に向け、PFI等の民間活用手法に関する調査検討及び浄化槽システム全体での更なる環境負荷低減に向けて調査検討を行う。</p> <p>4. 災害時における廃棄物処理シ</p>	<p>域循環圏」の考え方の浸透や行政への反映を図る。</p> <p>3. 生活排水処理施設の未普及人口約1,300万人(平成26年度末時点)の解消に向け、人口減少等の社会情勢の変化を踏まえた浄化槽の効率的な整備推進に向けた取組を実施する。</p> <p>4. 循環型社会形成推進基本法に基</p>
---	--	--	---	--

<p>域における各主体を含む関係者の連携の下、肥飼料化や再生可能エネルギー等として地域内で循環利用する取組を支援する。</p> <p>さらに、食品廃棄物由来の肥飼料を使用して作った農産物について、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組の一環としてブランド化して販売することなどにより食品廃棄物由来の肥飼料のニーズを高めるとともに、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定を適切に行う。</p> <p>④ 製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、廃棄物処理法の広域認定制度・再生利用認定制度を適切に活用する。</p> <p>また、エコタウン事業により整備したリサイクル施設の有効活用や、循環資源を収集する側と循環資源を活用する側との連携を図る。</p> <p>⑤ 東日本大震災による住民意識の変化や経験を踏まえ、東北地方にお</p>	<p>型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。</p> <p>平成 21 年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の高上げを行った（平成 25 年度までの時限措置）。</p> <p>また、平成 22 年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付対象事業に追加した。</p> <p>平成 24 年度末現在、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は 317 件、発電効率の平均値は 11.9%である。（①）</p> <p>5. 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地方公共団体実行計画の策定支援や計画に盛り込まれた対策・施策の具体化を推進。（①）</p> <p>※地球温暖化対策の推進に関する法律第 20 条の 3 第 3 項第 4 号の規定に基づき、地方公共団体実行計画に「循環型社会の形成」を定める必要がある。</p>	<p>成 25 年 5 月閣議決定）において、期間中（平成 25 年度～29 年度）に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を 21%とする重点目標を定めた。</p> <p>また、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収（発電、地域冷暖房等への熱供給等）及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設するとともに、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p> <p>5. 京都議定書目標達成計画の計画期間が終了した後も、地球温暖化対策を切れ目なく推進するため、「地方公共団体における地球温暖化対策の計画的な推進のための手引き」を作成した。</p> <p>実行計画に関する地方自治体の多様なニーズに対応する「地球温暖化対策の推進力強化研修」を全 5 回（初回は全国 9 箇所、2 回目以降は東京 1 箇所のみ）開催した。また、実行計画の策定等支援に関する自治体向け環境省ホームページの情報発信の強化を行った。</p> <p>地方公共団体における地球温暖化対策の推進に関する法律の施行状況調査の結果、策定が義務づ</p>	<p>ステムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という観点から、一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図った。</p> <p>また、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直しを踏まえ、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」を改訂し、自治体への周知を行った。</p> <p>5. 前年度に引き続き、地方公共団体実行計画に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助することで、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進する「グリーンプラン・パートナーシップ事業」を実施。</p> <p>前年度に引き続き、自治体職員を対象とした、実行計画策定から事業実施までの基礎的・実務的知識を習得するための「低炭素塾」（全 5 回※初回は全国 9 箇所、2 回目以降は東京 1 箇所のみ）を開催。</p> <p>平成 27 年度から低炭素・循環・自然共生を統合的に達成できる</p>	<p>づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。</p> <p>さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。</p> <p>また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>5. 平成 28 年度は予算要求中の『『低炭素・循環・自然共生』地域創生実現プラン策定事業』により、前年度モデル地域の類型に当てはまらないものを中心に新たな地域において地域創生プランの策定を支援するとともに、国の支援策の在り方を検討する。</p> <p>前年度に引き続き、グリーンプラン・パートナーシップ事業における継続分の補助を行うと共に、自治体職員を対象とした集中講座の開催などを通じてソフト・ハード両面における自治体の取組を支援する。</p>
--	---	--	---	--

<p>いて、地域の循環資源を最大限に利活用した復興の取組を支援し、全国的なモデルとなる地域循環圏づくりを促進する。</p> <p>⑥ 上記を含む地域循環圏づくりを横断的に支援する観点から、地域循環圏形成推進ガイドラインの普及と拡充を図るとともに、地域循環圏づくりに活用できる地域資源の賦存量・循環資源のフローの把握支援、地域循環圏形成に係る先進事例の収集や提供、地域循環圏づくりに係る助言体制の整備等を推進する。</p>	<p>6. 【再掲】「木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくり推進事業」において、伐採されながら利用されずに森林内に放置されている未利用間伐材等をエネルギーとして有効活用するため、山元での原木の加工・燃料の運搬・木質バイオマスを利用した熱供給や発電等について、地域が一体となって先導的な技術やシステムの実証に取り組む「木質モデル地域」づくりの推進を図ることで、温室効果ガスの排出削減に取り組んでいる。(2)</p> <p>7. 食品リサイクル法に基づく再生利用事業計画(食品リサイクル・ループ)による地域循環の取組を促進する(3)(再掲)</p>	<p>けられている特例市以上の実行計画(区域施策編)策定率は94.0%で、前年より2.1%増加した。(平成26年10月1日時点)</p> <p>平成26年度から、地方公共団体実行計画に計上された事業の実現に必要な設備導入等を補助することで、地域の創意工夫を活かした体系的な施策による地域への普及を後押しし、豊かな低炭素地域づくりを推進する「グリーンプラン・パートナーシップ事業」を実施。</p> <p>6. 地域一体となった木質バイオマスの収集・運搬・エネルギー利用システムを構築するための実現可能性調査を11件、施設の導入・運用等を通じた実証事業を9件採択し、木質バイオマスエネルギーを活用したモデル地域づくりの推進を図った。</p> <p>7. 食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定件数は、平成27年3月末時点で53件となっており、着実に増加している。</p> <p>食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の</p>	<p>モデル地域創生プランの策定を支援するとともに、国の支援策の在り方を検討する「『低炭素・循環・自然共生』地域創生実現プラン策定事業」を実施し、公募により17のモデル地域を選定して同プランの策定を促進した。</p> <p>6. 平成27年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い平成27年度から低炭素・循環・自然共生を統合的に達成できるモデル地域創生プランの策定を支援するとともに、国の支援策の在り方を検討する「『低炭素・循環・自然共生』地域創生実現プラン策定事業」を実施し、公募により17のモデル地域を選定して同プランの策定を促進した。</p> <p>7. 平成27年6月から7月にかけて、全国8ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催したほか、市町村廃棄物部局に対する通知を发出し、引き続き食品リサイクル法に基づくリサイクル・ループ事業へ</p>	<p>6. 平成28年度は、平成25年度及び平成26年度に採択した9件の実証事業を継続して行い、木質地域づくりの優良事例の形成を図る。更に平成28年度には、これらの取り組みを通じて得られたメリット、課題、その克服方法等の成果を取りまとめて公表することで、全国に木質バイオマスを利用した「木質モデル地域」の普及を図る。</p> <p>7. 食品リサイクル・ループに関する説明会を通じ、引き続き食品リサイクル・ループの形成を促進していく。</p>
--	--	--	---	---

	<p>8.【再掲】環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う。「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。（①、②）</p> <p>9.平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度（再生利</p>	<p>理解促進等によるリサイクル・ループ形成の促進のため、平成26年7月に全国3ヶ所において、「食品リサイクル・ループ形成支援セミナー」を試行的に実施した。</p> <p>また、同月に全国7ヶ所において、地方自治体の廃棄物部局担当者を対象として、各種リサイクル法に係る説明会を開催し、食品リサイクル法に基づくリサイクル・ループ事業への積極的な後押しを促した。</p> <p>8.【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、平成25年度に2件を採択した。これらについては、設備の導入が完了し、バイオガスの生成及び利用に関する実証をスタートさせた。平成26年度には、資源利用と環境に配慮したモデルとして、地下水汚染対策に資する事業1件を含む計3件を採択し、実証に向けたシステム構築を進めた。</p> <p>9.及び10.平成27年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図る。</p>	<p>の積極的な後押しを促していく。食品関連事業者、再生利用事業者、農林漁業者、地方自治体のマッチングの強化や、地方自治体の理解促進等によるリサイクル・ループ形成の促進のため、平成27年10月から平成28年1月にかけて、全国4ヶ所において、「食品リサイクル推進マッチングセミナー」を実施する。</p> <p>リサイクル・ループに基づく取組により生産された農畜水産物の量など認定を受けた計画の実施状況の把握を行う。</p> <p>8.【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」において、平成25年度採択案件については、実証の最終年度となることから、二酸化炭素削減効果をはじめ、成果（地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に係る知見、副産物の量の把握と活用の方法、事業性等）の取りまとめを実施。平成26年度採択案件については、実証に向けたシステム構築及びモデル実証を進める。</p> <p>9.及び10.平成27年度においては、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資するこれらの制度の適切な運用を図る。</p>	<p>8.【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」における既採択事業の実証を推し進めるとともに、平成25年度採択事業の成果をとりまとめ発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。今後も、廃棄物の減量化や適正処理の確保に資する制度の適切な運用を図っていく。</p>
--	--	--	---	--

	<p>用認定制度)を設けた。(4)</p> <p>10.【再掲】平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度(広域認定制度)を設け、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進している。(4)</p>			
国土交通省	<p>1. 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業) 下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進(1)</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。下水汚泥と他のバイオマスの混合処理・活用に係る事業をH26に1件採択・実施。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業において、1件採択し実証)</p>	<p>1. 下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進(社会資本整備総合交付金)。下水汚泥と他のバイオマスの混合処理・活用に係る事業を1件採択。過年度採択分も含め3件実施中。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業において、バイオガスの集約活用技術(H27採択)の実証事業をそれぞれ実施中)</p>	<p>1. 平成28年度の実証予定は以下の通りである。下水汚泥資源化施設の整備の支援等(社会資本整備総合交付金)。 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発(下水道革新的技術実証事業における中小規模処理場にも導入可能な下水汚泥の有効利用プロセスの実証) 下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進(下水処理場における総合バイオマス利活用検討)</p>
農林水産省	<p>【再掲】1. 関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、家畜排せつ物等のメタン発酵施設等を整備することにより、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。(1、2、3)</p> <p>2. 食品関連事業者が農林漁業者等と共同して取り組む食品リサイクル・ル</p>	<p>【再掲】1. 農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域(バイオマス産業都市)づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。H26年度までに計22地域をバイオマス産業都市に選定した。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組に対する支援を</p>	<p>【再掲】1. 引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域(バイオマス産業都市)づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。H27年度は12地域(計34地域)をバイオマス産業都市に選定しているところ。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築に向けた取組を支援。</p>	<p>【再掲】1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域(バイオマス産業都市)づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 食品リサイクル・ループの構築を推進。</p>

		ープの構築を推進。(③)	実施。(平成 27 年 3 月末時点の認定件数：53 件)		
総務省		1. 環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。(①)	-	-	1. 地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。

4 循環資源・バイオマス資源のエネルギー源への利用

<p>① 廃棄物発電等の熱回収の高度化を図るため、(ア)地方公共団体による高効率廃棄物発電施設の早期整備、(イ)廃棄物発電の高効率化に向けた方策の検討、(ウ)民間事業者が行う高効率の廃棄物発電等を行う施設の整備の促進、(エ)廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及、(オ)マニュアルの作成など廃棄物発電における固定価格買取制度の活用可能性を高めるための環境整備を行う。</p> <p>② 焼却施設や産業工程から発生する中低温熱について、地域冷暖房に活用するなどの有効利用を進める。</p> <p>③ バイオ燃料の生産拡大や、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、間伐材等の木質ペレット化、有機性汚泥等の固形燃料化などを推進する。また、これらの取組に資</p>	<p>環境省</p> <p>1. 環境省では、平成17年度に循環型社会形成推進交付金を創設して、市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備等を支援している。平成21年度より、高効率ごみ発電施設に対する交付率の高上げを行った(平成25年度までの時限措置)。また、平成22年度より、施設の長寿命化と地球温暖化対策の推進を目的として、廃棄物処理施設基幹的設備改良事業を交付対象事業に追加した。平成24年度末現在、稼働中又は建設中のごみ焼却施設のうち発電を行っている又は行う予定の施設は317件、発電効率の平均値は11.9%である。(①、②)</p> <p>2. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業(平成22年度より名称変更)を実施し、廃棄物熱回収等に関する先進的な取組事例を増やすこと等を通じて、廃棄物熱回収等を行う施設の整備の促進を図る。(②)</p> <p>3. 平成22年の廃棄物処理法改正により創設された熱回収施設設置者認</p>	<p>1. 廃棄物処理施設整備計画(平成25年5月閣議決定)において、期間中(平成25年度~29年度)に整備されたごみ焼却施設の発電効率の平均値を21%とする重点目標を定めた。また、循環型社会形成推進交付金において、高効率エネルギー回収(発電、地域冷暖房等への熱供給等)及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する包括的な取り組みを行う施設に対する重点化を図るため、新たな交付対象事業を創設するとともに、廃棄物処理施設の基幹的設備改良事業を引き続き交付対象事業とした。</p> <p>2. 廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業を実施し、平成26年度は合計2事業者(継続事業)に対して、合計9.5億円の補助を行った。</p> <p>3. 熱回収施設設置者認定制度についてホームページを通じて普</p>	<p>1. 災害時における廃棄物処理システムの強靱化及び地球温暖化対策の強化という観点から、一般廃棄物処理施設の整備等に対する支援の充実を図った。循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直しを踏まえ、「エネルギー回収型廃棄物処理施設整備マニュアル」、「廃棄物処理施設の基幹的設備改良マニュアル」を改訂し、地方公共団体への周知を行った。</p> <p>2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度の普及を図るとともに、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業により、高効率の廃棄物熱回収施設の整備を支援している。</p>	<p>1. 循環型社会形成推進基本法に基づくごみの循環的利用及び処分の基本原則に基づいた上で、焼却せざるを得ない廃棄物について、最近の熱回収技術の進展を踏まえ、一定以上の熱回収率を確保しつつ、熱回収を行い、地域の廃棄物処理システムの省エネルギー・創エネルギー化に貢献する。さらに、廃棄物発電施設が災害時も含めた地域のエネルギーセンターとしての機能を発揮できるよう、熱・電供給の導入・高度化を促進する。また、循環型社会形成推進交付金による一般廃棄物処理施設の整備等の支援を継続するとともに、必要に応じて、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業の見直し等を検討する。</p> <p>2. 及び3. 主に民間の廃棄物処理事業者が行う地球温暖化対策を推し進めるため、廃棄物熱回収施設設置者認定制度を活用するとともに、廃棄物発電施設等熱回収を高効率で行う施設や廃棄物燃料製造施設、廃棄物処理施設の省エネ化又は廃棄物収集運搬車の低燃費化等に対し補助を行い廃棄物処理の低炭素化を促進していく。</p>
--	--	---	--	---

<p>する技術の研究開発を進める。</p> <p>④ 下水処理場を地域のバイオマス活用の拠点としてエネルギー回収を行う取組や下水汚泥と食品廃棄物など他のバイオマスの混合消化・利用によるエネルギー回収効率の向上を推進する。</p>	<p>定制度についてホームページ等を通じて周知することで普及を図る。(①)</p> <p>4. 国内におけるサトウキビの主産地である沖縄県において、県内産サトウキビ等を原料としたバイオエタノールを3%混合したレギュラーガソリン「E3」の普及を推進した。(③)</p> <p>5. 【再掲】環境省では、農山漁村において豊富なポテンシャルを有する食品廃棄物や家畜排泄物等由来のバイオガスを活用し、自家使用だけでなく広く地域で利用する資源循環利用モデルを構築していくため、バイオガス製造・供給技術等につき、二酸化炭素削減効果や事業性等についての実証を行う「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」を創設した。(③)</p>	<p>及を図った。また、廃棄物エネルギー導入・低炭素化促進事業の補助事業者に当制度の申請を義務づけ、普及を図っている。</p> <p>4. 平成26年度は、E3の普及と併せて、バイオエタノールを10%混合した、より二酸化炭素排出削減効果の高いレギュラーガソリン「E10」の導入拡大を展開し、取扱いガソリンスタンドを6店舗から30店舗に拡大した。</p> <p>5. 【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」の公募により、平成25年度に2件を採択した。これらについては、設備の導入が完了し、バイオガスの生成及び利用に関する実証をスタートさせた。平成26年度には、資源利用と環境に配慮したモデルとして、地下水汚染対策に資する事業1件を含む計3件を採択し、実証に向けたシステム構築を進めた。</p>	<p>4. 平成27年度も引き続き、E10の普及促進及び供給体制の整備拡充に努め、取扱いガソリンスタンドの拡大（目標50店舗）を目指す。</p> <p>5. 【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」において、平成25年度採択案件については、実証の最終年度となることから、二酸化炭素削減効果をはじめ、成果（地域資源から効率的にメタンを回収するための適正な原料組成割合に係る知見、副産物の量の把握と活用方法、事業性等）の取りまとめを実施。平成26年度採択案件については、実証に向けたシステム構築及びモデル実証を進める。</p>	<p>4. 平成30年度の自立商業化を目指して、年次計画に基づきE3及びE10の普及拡大に取り組むこととしている。</p> <p>5. 【再掲】「地域循環型バイオガスシステム構築モデル事業（農林水産省連携事業）」における既採択事業の実証を推し進めるとともに、平成25年度採択事業の成果をとりまとめ発信することにより、地域におけるバイオガス活用のモデルの横展開を図る。</p>
<p>国土交通省</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業） 燃料の標準化 下水汚泥と他のバイオマスの混合利</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）。バイオガス利用に係る事業をH26年2件新規採択下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業において、2件採択し実証）</p>	<p>1. 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金）。バイオガス利用に係る事業を2件新規採択。過年度採択分も含め5件実施中。下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業に</p>	<p>1. 平成28年度取組予定は以下の通りである。 下水汚泥資源化施設の整備の支援、下水道資源の循環利用に係る計画策定の推進（社会資本整備総合交付金） 下水汚泥再生利用・エネルギー利用に係る技術開発の促進・普及啓発（下水道革新的技術実証事業における中小規模処理場にも導入可能な下水汚</p>

	用の推進（④）	H26年9月に下水汚泥固形燃料のJIS規格を策定	おける水素改質技術（H26採択）についてガイドライン化、バイオガスの集約活用技術（H27採択）の実証事業をそれぞれ実施中）	泥の有効利用プロセスの実証）下水汚泥と他のバイオマスの混合利用の推進（下水処理場における総合バイオマス利活用検討）
農 林 水 産 省	<p>1. 【再掲】関係府省が連携し、農山漁村に豊富に存在するバイオマスを活用し、家畜排せつ物等のメタン発酵施設等を整備することにより、エネルギー等の製品を生産する地域拠点の整備を進めるとともに、バイオマス製品を積極的に地域で活用する取組を推進。（③）</p> <p>2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を推進する。（③）</p> <p>3. 未利用間伐材等の木質バイオマスを利用した発電、熱供給又は熱電併給の推進のため、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立を図る。 また、木質バイオマスの利用拡大を図るため、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発・改良を支援する。（③）</p> <p>4. 地域バイオマスの利用を促進して</p>	<p>1. 【再掲】農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組に対する支援を実施。H26年度までに計22地域をバイオマス産業都市に選定した。</p> <p>2. 木質ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を支援した。</p> <p>3. 全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向け、相談窓口において200件以上の問合せへの対応を行うとともに、延べ30名以上の専門家を現地派遣し、直接指導を実施した。 また、低コストな小規模発電技術の開発など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を8件実施した。</p> <p>4. 地域バイオマス利用の促進に</p>	<p>【再掲】1. 引き続き、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりについて、構想策定と具体化に向けた施設整備等の取組を支援。H27年度は12地域（計34地域）をバイオマス産業都市に選定しているところ。</p> <p>2. 木質ペレット製造設備や木質ペレットボイラー等の整備を引き続き支援する。</p> <p>3. 地域密着型の小規模発電や、熱利用の推進に向けた計画作成、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立等に対する支援を実施する。 また、発熱量を高めたペレット製造技術の開発・実証など、木質バイオマスの利用拡大に資する技術開発等への支援を8件実施する。</p> <p>4. 引き続き、各種バイオ燃料等</p>	<p>【再掲】1. 今後とも、農山漁村のバイオマスを活用した産業創出を軸とした地域（バイオマス産業都市）づくりに向けた取組を推進。</p> <p>2. 未利用間伐材等の木質バイオマスの供給・利用を推進するため、木質燃料製造施設、木質バイオマスボイラー等の整備を引き続き推進する。</p> <p>3. 地域密着型の小規模発電や熱利用のための計画作成、全国各地の木質バイオマス関連施設の円滑な導入に向けた相談窓口・サポート体制の確立等に対する支援を引き続き実施するとともに、燃料の安定供給体制の強化のための実態把握やマニュアル作成等を支援する。 また、木質バイオマスの高付加価値製品、発電効率の高い新たな木質バイオマス発電システム等の開発及び改良等に対する支援を引き続き実施する。</p> <p>4. 研究開発事業が本年度で終了す</p>

	<p>地域の活性化に貢献するため、農山漁村に賦存する未利用バイオマスや資源作物を原料として、効率的にバイオ燃料や化学品等に変換する技術の開発を実施。（③）</p>	<p>繋がる施策として、草本からのバイオエタノール製造、林地残材からのオイル・化学製品製造、微細藻類を利用した石油代替燃料製造のための技術開発を実施した。</p>	<p>製造技術について、原料から製品製造までの一貫工程において、要素技術の改良、システムの最適化など製造コスト削減のための技術開発を実施する。</p>	<p>ることから、開発された技術をもとに、民間事業者が主体となって、他省庁事業等も活用して技術のスケールアップ及び実証を行う。</p>
--	---	---	---	---

5 循環産業の育成					
<p>(1) 廃棄物等の有効活用を図る優良事業者の育成</p> <p>① 産業廃棄物処理について、優良事業者が社会的に評価され、不法投棄や不適正処理を行う事業者が淘汰される環境を充実させるため、優良産廃処理業者認定制度・熱回収施設設置者認定制度の普及や、優良事例の情報発信を強化する。</p> <p>② 環境配慮設計や資源生産性の向上等を促進するとともに、再生原材料の利用拡大など製造業者等とリサイクル事業者等が一体となった取組の拡大を促す。</p> <p>③ リユース市場の拡大に向けて、優良なリユース事業者の育成とリユース品の品質の確保に向けた取組を促進する。</p> <p>④ 循環資源を用いた再生品等の品質や安全性を高めていくとともに、そのブランド化等により競争力強化を図る。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 優良処理業者に優遇措置を講じる優良性評価制度を平成 17 年度に創設し、さらに優良処理業者へのインセンティブを改善した優良産廃処理業者認定制度を平成 23 年 4 月から運用している。また、平成 25 年には環境配慮契約法に「産業廃棄物の処理に係る契約」を類型追加し、優良処理業者が産廃処理委託契約で有利になる環境を整備した。</p> <p>加えて、これらの制度の浸透を図るため、排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム事業を行うとともに、優良処理業者の情報発信サイト「優良さんばいナビ」の機能強化及び産業廃棄物の適正処理を推進する電子マニフェストの普及拡大を図るための取組を行っている。</p> <p>具体的には、平成 24 年度以降、より付加価値の高い循環利用を行う循環産業を育成するための排出事業者と優良処理業者のコンソーシアム形成に向けたフォーラムを開催するなどの啓発事業や、排出事業者と優良処理業者が情報の公表、共有をするためのウェブサイトである優良さんばいナビの利便性向上のためのシステム改良を行った。その結果、優良認定業者が 174%増加するなどの効果が発揮された（平成 23 年度末で 313 者、平成 26 年度末で 859 者）。また、事業者による情報管理や行政による監視業務の合理化に繋がる電子マニフェストの利用者を増やすためのシ</p>	<p>1. 平成 26 年度は、フォーラムを全国 3 箇所において実施するなどの啓発事業や優良さんばいナビのシステム改良を行った結果、優良認定業者が 20%増加するなどの効果を発揮している（H25 年度末：713 者 H26 年度末：859 者）。また、電子マニフェストシステムの改良や講習会等を全国各地で 24 回開催するなどの取組を行い、平成 26 年度末の電子マニフェスト普及率は 39%となった。</p>	<p>1. 平成 27 年度は、排出事業者と優良処理業者により構成されるフォーラムを東京、名古屋、広島 の 3 箇所で開催し、これらの事業者間の連携・協働に向けたきっかけの場を創設するとともに、優良さんばいナビの利便性向上のためのシステム改良を引き続き実施する。また、電子マニフェストシステムの改良や講習会等を引き続き実施する。</p>	<p>1. 今後は、優良処理業者が優位に立てる環境づくりを継続して進めることとしており、優良処理業者の育成に繋がる電子マニフェストについては、平成 25 年 10 月に策定した「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」に基づき、平成 28 年度に普及率 50%の目標を達成すべく普及啓発に努めることとしている。</p>

<p>また、リユース製品やリサイクル製品等の品質・安全性・環境負荷低減効果についてわかりやすく提供・表示する、エコマーク等の環境ラベリング等の取組を促進する。</p> <p>⑤ 国自らが率先して、グリーン購入・グリーン契約に取り組み、リデュース・リユース製品にも重点を置いて3R製品等を調達するとともに、環境に配慮したサービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用する。</p> <p>⑥ 地方公共団体における廃棄物処理の透明化を図るため、一般廃棄物会計基準の普及を進める。</p> <p>⑦ 各事業者における、環境マネジメントシステムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の取組を促進する。</p> <p>⑧ 税制上の優遇措置等を活用し、適切な廃棄物処理施設の整備が進められるようにする。</p>	<p>STEM改良や講習会等を全国各地で10回開催するなどの取組を行い、平成26年度末の電子マニフェスト普及率は39%となった。(①)</p> <p>2.【再掲】スーパーの店舗等の事業系ルートにおいて回収されたペットボトルに関するBtoB等の高度なリサイクルの促進を図る。そのため、小売事業者の店頭への自動回収器設置支援を行う。(②)</p> <p>3.【再掲】プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルの高度化支援(②、④)</p> <p>4.【再掲】使用済製品等のリユース促進事業研究会を設置し、リユースに関する取組の活性化を図るための事業を実施する。(③)</p> <p>5. グリーン購入の推進に資するため、環境ラベルやデータ集など製品の環境情報を提供する各種の制度を紹介してインターネット上で紹介する「環境ラベル等データベース」を平成14年度に構築し、現在も継続して運用を実施。</p>	<p>2.【再掲】使用済みペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル(B to B)」を推進するため、スーパーの店頭回収等の事業系回収ルートにおいて、より高品質な使用済ペットボトルを、より効率的に回収する方法を検討する実証事業を行い、各回収ルートからの使用済ペットボトルに係る品質等について把握した。</p> <p>3. プラスチック製容器包装廃棄物を原料とした材料リサイクルによる再生品について、更なる品質の向上及び利用の拡大を図るため、材料リサイクル事業者と家電、文具、玩具等のメーカー等のマッチング等を行った。</p> <p>4. リユース業界の優良化のため、リユース業界を取り巻く環境関連法以外の関係法令について整理した。</p> <p>5. 「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新。</p>	<p>2.【再掲】使用済ペットボトルからペットボトルを再生するいわゆる「ボトル to ボトル(B to B)」を推進するため、スーパー等における使用済ペットボトルの店頭回収のモデル事業を実施し、有効性の検証、社会システム化に伴う環境負荷低減効果、社会的費用の削減効果の試算、事業実施地域以外での普及方策等について検討する。</p> <p>3. これまでの実施内容について、とりまとめを行うとともに今後の方向性について検討する。</p> <p>4. リユース業界団体との意見交換会を開催し、リユース業界の優良化のための検討を行う。</p> <p>5. 「環境ラベルデータベース」の掲載情報を随時更新。</p>	<p>2. 及び3. 【再掲】中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p> <p>4. リユース業界団体との意見交換会を引き続き開催し、リユース業界の優良化について検討する。</p> <p>5. 「環境ラベル等データベース」の掲載情報を随時更新予定。</p>
--	--	--	---	---

	<p>また、環境表示が消費者にとって理解されやすく共感できる有益な情報として機能し、各事業者及び団体が適切な環境情報を提供するための体制を構築し、様々な利害関係者との環境情報に関する相互理解を深めることを目的に、平成20年1月に「環境表示ガイドライン」を策定。このガイドラインでは、主に事業者及び事業者団体が消費者に向けて、環境ラベルを含む環境情報を提供する場合の望ましいあり方について、環境表示に関する国際規格（ISO14020シリーズ）への準拠を基本的な考え方として作成し、正確かつ信頼性を担保した適切な環境表示をめざし、本ガイドラインの普及啓発に努めている。（④）</p> <p>6. グリーン購入法に基づき、3R製品等を含む環境配慮型製品の調達や環境に配慮したサービスを推進するとともに、環境配慮契約法に基づき、再生可能エネルギー等も含めた環境に配慮した契約を推進するなど、国自らが率先した取組を実施。（⑤）</p> <p>7. 環境省では、平成19年6月に①「一般廃棄物会計基準」、②「一般廃棄物処理有料化の手引き」、③「市町</p>	<p>6. 環境配慮契約法に基づく基本方針について、開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて、適宜必要な見直しをすることとなり、平成26年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改定作業を行った。また、各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされている。</p> <p>7. 平成25～26年度は、一般廃棄物会計基準をはじめとした3つのガイドラインの普及促進</p>	<p>6. グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成27年度においても、有識者等による検討会を設置し、基本方針の改訂検討を実施。また、各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施しており、国等においては、ほぼ100%のグリーン購入が実施されるなど、率先したグリーン購入及び環境配慮契約の推進がなされている。</p> <p>7. 平成27年度は、一般廃棄物会計基準の普及促進を目的として、市町村におけるケーススタデ</p>	<p>6. グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づく基本方針について、必要な見直しを行うため、平成28年度以降においても、有識者等による検討会を開催し、基本方針の改定検討を実施予定。また、各省庁等は、グリーン購入法及び環境配慮契約法に基づき、調達方針の策定や契約締結実績の概要公表を実施するとともに、率先したグリーン購入及び環境配慮契約を推進する予定。</p> <p>7. 平成28年度も引き続き、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組を支援するた</p>
--	--	---	--	--

	<p>村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」(①,②,③を総じて3つのガイドラインという。)を策定し、市町村等による廃棄物の適正処理・3Rの推進に向けた取組みを支援している。(⑥)</p> <p>8.中小企業向け環境マネジメントシステムである、「エコアクション21ガイドライン」を策定し、その普及促進を行っている。(⑦)</p> <p>9.環境配慮促進法を定め、事業者が自主的に環境報告書を作成・公表することを国が支援している。(⑦)</p> <p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特</p>	<p>を目的として、市町村担当者を対象に、3つのガイドラインの活用方法等についての説明会を開催した。また、市町村や学識経験者を対象に一般廃棄物会計基準についてのヒアリング調査等を行い、その普及促進方策を検討した。さらに、3つのガイドラインに関する市町村担当者からの質問に対応するための質問窓口の開設や一般廃棄物処理システムの指針の支援ツールの更新等を行った。</p> <p>8.中小企業が取り組むメリットを感じられるよう、国、自治体、金融機関、企業等と連携して、種々の普及促進施策を実施。この結果、「エコアクション21」認証登録企業数は順調に増加した。</p> <p>9.事業者が適切なコミュニケーションを図ることができるよう、「環境報告ガイドライン2012年度版」の公表など、環境情報の開示インフラを整備。この結果、環境報告書の作成・開示事業者は増加している(環境にやさしい企業行動調査)。</p> <p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金</p>	<p>イを実施するとともにその普及促進方策を検討している。</p> <p>8. より多くの中小企業が環境マネジメントに着手できるよう、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”を策定し、実証事業を行っているところ。</p> <p>9.環境報告の更なる利用促進を図るため、情報開示基盤の整備事業に着手している。統合報告など新しい概念の報告書を作成・公表する事業者を表彰する制度を新設した。また、自然資本会計を踏まえつつ「環境会計ガイドライン2005年度版」改訂の検討に着手した。</p> <p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金</p>	<p>め、一般会計基準をはじめとした3つのガイドラインの更なる普及促進に努める。</p> <p>8. .ISO14001改定等を踏まえ、「エコアクション21ガイドライン」改訂に着手するほか、引き続きエコアクション21の普及促進を行う。また、“エコアクション21の簡易版マネジメントシステム”の実証事業を行い、環境マネジメントに取り組む中小企業の裾野拡大を図る。</p> <p>9. 情報開示基盤の整備事業を推進するとともに、情報開示の世界的潮流や企業を取り巻くガバナンスのあり方の変容を踏まえ、環境報告ガイドライン2012年度版の改訂や、環境会計ガイドライン2005年度の改訂に向けた検討を行う。これにより、事業者と利害関係者間の環境コミュニケーション促進を図る。</p> <p>10. 特定廃棄物最終処分場における特定災害防止準備金の損金算入の特</p>
--	--	--	--	--

		例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めているところ。(⑧)	算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めた。	算入の特例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、廃棄物処理施設の整備を進めている。	例や公害防止用設備に係る課税標準の特例等により、引き続き、廃棄物処理施設の整備を進める。
経済産業省	<p>1. 【再掲】容器包装の環境配慮設計に関する国際規格としてISO18602(包装の最適化)及びこれに対応国内規格としてJIS Z 0130-2が制定されている。容器包装の設計・製造に携わる事業者が環境配慮設計を推進するツールとして活用するため、また容器包装の環境配慮設計の事業者の取組の考え方を消費者等に説明するツールともなる活用事例集及び活用ガイドラインを作成する。(②)</p> <p>2. 【再掲】プラスチック製容器包装は、多種多様なプラスチックや、プラスチック以外の素材が混合されて使用されている点が、リサイクルする上での1つの課題となっている。他方、リサイクル事業者の選別技術の向上等により、プラスチック再生材料の品質の安定化が進展している。そこで、再生材の更なる活用のため、プラスチック再生材料を物性等により分類し、当該分類ごとの用途及び市場規模等を整理することにより、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。(②、④)</p>			<p>1. 【再掲】当該規格の活用に先進的な企業から取組事例を集め、容器包装の製造・利用事業者、有識者及び消費者で幅広く構成する委員会において、より効果的な当該規格の活用方法について検討し、当該規格を今後活用しようとする企業向けの参考となるよう事例集及び活用ガイドラインを作成する。</p> <p>2. 【再掲】プラスチック再生材料を利用するメーカー等に対しヒアリングを行い、プラスチック再生材料の物性やより高付加価値な用途へ利用するために必要な再生処理技術等について分類・整理し、潜在需要及び処理技術向上について検討を行う。</p>	<p>1. 【再掲】作成する活用事例集及び活用ガイドラインの利用を呼び掛けるなどして、引き続き容器包装の設計・製造に携わる事業者が環境配慮設計の取組を推進する。</p> <p>2. 【再掲】引き続き、プラスチック製容器包装のリサイクル手法等について、プラスチック再生材料の高付加価値化に向けた検討を行う。</p>

	国土交通省	1. グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進する。(⑤)	1. グリーン購入法に基づき、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進。また、一般からの提案を参考として、公共工事において調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、特定調達品目の追加、見直し等の検討を実施。	1. 「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」による公共工事における環境物品等の調達により、環境への負荷低減を推進している。	1. 引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。
	厚生労働省	1. 環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成16年に「エコプロダクツ大賞」制度を創設。 環境負荷の低減に配慮した製品・サービスで(「エコプロダクツ」)であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第1回から「エコプロダクツ大賞」を関係府省とともに後援し、その審査員会委員に参画。厚生労働省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。(②)	1. 平成16年度以降、製薬会社等が開発したエコプロダクツに対し、エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞8件が公布された。	1. 製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。	1. 平成27年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。
<p>(2) 静脈物流システムの構築</p> <p>① 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、</p>	環境省、国土交通省	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業を通じて、静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進する。(②)	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助した。平成26年度には2事業者に対して、合計2.8億円の補助を行った。	1. モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業について、国土交通省と環境省が連携し、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助している。	1. 静脈物流のモーダルシフト及び輸送効率化を推進するため、国土交通省と環境省が連携し、引き続き、海上輸送による低炭素型静脈物流システムの構築に必要な経費を補助していく。

<p>港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。</p> <p>② 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい鉄道・船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。</p> <p>③ 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム（スーパーフェニックス）を推進する。</p> <p>④ 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。</p>	<p>国土交通省</p>	<p>1. 静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。(①)</p> <p>2. 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを促進する。(②)</p> <p>3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム(スーパーフェニックス)を推進する。(③)</p> <p>4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組の検討を進める。(④)</p>	<p>1. これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行った。</p> <p>-</p> <p>3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施した。</p> <p>-</p>	<p>1. これまでに22の港湾をリサイクルポートに指定しており、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地の推進等を行っている。</p> <p>2. 「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、推進している。</p> <p>3. 小名浜港等において建設発生土の受入を実施している。</p> <p>4. 「モーダルシフト・輸送効率化による低炭素型静脈物流促進事業」により、取り組んでいる。</p>	<p>1. 引き続き、静脈物流の拠点となる港湾をリサイクルポートに指定し、広域的なりサイクル関連施設の臨海部への立地を推進するとともに、官民連携の推進、港湾施設の整備など総合的な支援を講じることにより国内外の資源循環を促進する。</p> <p>2. 静脈物流の輸送手段を道路輸送から相対的に環境負荷が小さい船舶へと転換するモーダルシフトを引き続き促進する。</p> <p>3. 首都圏の建設発生土を全国の港湾の用地造成等に用いる港湾建設資源の広域利用促進システム(スーパーフェニックス)を引き続き推進する。</p> <p>4. 廃棄物処理法の適正な運用を図りつつ、静脈物流コストの削減を図るための取組を引き続き促進する。</p>
---	--------------	---	---	--	--

6 廃棄物の適正な処理

(1) 不法投棄・不適切処理対策

① 廃棄物処理法を適切に施行しつつ、平成 22 年に行った同法改正の効果を検証し、その結果を踏まえ、同法の改正を検討する。

② 産業廃棄物の不法投棄・不適正処理に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインの運用や、産業廃棄物の専門家の不法投棄現場等への派遣を行い、地方公共団体による行為者等の責任追及の支援を行う。

③ 地方公共団体と連携して、毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日)までの全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を通じた普及啓発活動や監視活動等を行う。

④ 個別の産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の事案に対しては、廃棄物

環境省

1. 平成 22 年に改正された廃棄物処理法附則第 13 条に基づき、同法の施行から5年の経過後、改正法の施行状況を勘案し、必要があると認めるときは検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずることを予定している。(①)

2. 産業廃棄物の不法投棄等事案についての情報受付窓口として、不法投棄ホットラインを設け、通報された情報を地方環境事務所や関連地方公共団体へ提供している。また、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行っている。(②)

3. 不法投棄等の未然防止・拡大防止対策として、平成 19 年度より毎年度設定している、全国ごみ不法投棄監視ウィーク(毎年5月30日(ごみゼロの日)から6月5日(環境の日))を中心として、国民、事業者、地方公共団体、国等の各主体が一体となって、普及啓発活動や監視活動等、地方環境事務所を拠点とした取組を実施している。(③)

-

2. 平成 26 年6月から平成 27 年3月においては、全国から 15 件の不法投棄等に関する情報が不法投棄ホットラインに通報された。また、全国 13 ヶ所の不法投棄等事案に対して、助言等の支援を行った。

3. 5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施した。その結果、平成 26 年度は、全国で 3,672 件の普及啓発活動や監視活動等が実施された。また、ブロック会議を開催する等、各地方環境事務所管内の都道府県等との不法投棄等防止ネットワークの構築を行った。

2. 不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、産業廃棄物の実務や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等の現場へ派遣し、不法投棄等に関与した者の究明や責任追及方法、支障除去の手法の検討等の助言等を行い、都道府県等の取組を支援している。

3. 5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定するとともに、国と都道府県等とが連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施している。その結果、平成 27 年度は、全国で 4,063 件の普及啓発活動や監視活動等が実施される予定である。

1. 次年度が廃棄物処理法改正法施行後5年に当たることを受け、左記取組概要のとおり、必要な措置を講ずることを予定している。

2. 引き続き、不法投棄等に関する情報を国民から直接受け付ける不法投棄ホットラインを運用するとともに、現地調査や関係法令等に精通した専門家を不法投棄等現場へ派遣することにより都道府県等を支援する。

3. 引き続き、5月30日から6月5日までを全国ごみ不法投棄監視ウィークとして設定し、国と都道府県等が連携して、不法投棄等の撲滅に向けた普及啓発活動等の取組を一斉に実施し、不法投棄等の未然防止・拡大防止を推進していく。

<p>処理法に基づく基金により適切な支援を行う。</p> <p>平成9年の廃棄物処理法改正法の施行前に開始された産業廃棄物の不法投棄・不適正処理の残存事案対策は、引き続き、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成15年法律第98号）に基づく財政支援を行う。これらにより、産業廃棄物の不法投棄・不適正処理事案について、円滑に対策が実施されるよう、地方公共団体に対して指導・支援を行う。</p> <p>⑤ 産業廃棄物が適正に運搬され、処理されたことを確認するための管理票システムであるマニフェスト制度の電子化の拡大に向けて、IT技術を活用したシステム改良による利便性の向上や普及啓発を行う。</p> <p>⑥ 家庭等の不用品を無許可で回収し、不適正処理・輸出等を行う不用品回収業者、輸出業者等の対策について、廃棄物処理法の厳格な適用、国民への制度周知等により、強化する。</p>	<p>4. 不法投棄等の残存事案対策として、平成9年廃棄物処理法改正法の施行（平成10年6月17日）以降に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対して、廃棄物処理法に基づく基金による財政支援を行っている。また、平成9年廃棄物処理法改正法の施行（平成10年6月17日）前に開始された産業廃棄物の不法投棄等による生活環境保全上の支障の除去等事業に対しては、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。（④）</p> <p>5. 事業者にとって情報管理の合理化に繋がることや、偽造がしにくく行政の監視業務の効率化に繋がる等のメリットがある電子マニフェストの利用者を増やすため、研修会や操作講習会を実施するとともに、利便性向上のためのシステム改良等を行い、電子マニフェストの普及拡大を図る。（⑤）</p>	<p>4. 平成26年度は、香川県豊島事案等12事案について、産廃特措法に基づく財政支援を行った。また、千葉県君津市事案等3事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援を行った。</p> <p>5. 平成25年10月に平成28年度の電子マニフェスト普及率50%を目標とした「電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップ」を策定した。ロードマップに基づき、全国各地で電子マニフェスト研修会、操作講習会を開催した他、収集運搬終了報告における利便性向上のためのシステム改良を行った。また、環境配慮契約法の産業廃棄物の処理に係る契約について、全自治体あてパンフレットを発送した。その結果、平成25年度末の電子マニフェスト普及率は35%となった。</p>	<p>4. 平成26年度に引き続き、香川県豊島事案等12事案について、産廃特措法に基づく財政支援を行っている。また、平成28年2月現在、福岡県飯塚市事案ほか1事案について、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金からの財政支援が決定した。また、廃棄物処理法に基づく産業廃棄物適正処理推進基金による財政支援については、平成27年4月～9月に開催された「支障除去等に対する支援に関する検討会」において、平成28年度以降の財政支援のあり方が取りまとめられた。</p> <p>5. ロードマップに基づき、研修会、操作講習会を開催し、システムをスマートフォンやタブレットに対応させるためのシステム改修を引き続き実施する。</p>	<p>4. 産廃特措法に基づく特定支障除去等事業が同法の有効期限までに完了するよう事業の計画的かつ着実な推進を図る。また、「支障除去等に対する支援に関する検討会」での平成27年度における取りまとめを踏まえ、平成28年度以降も財政支援を行っていく。</p> <p>5. 平成28年度に普及率50%の目標を達成すべく、引き続き、普及啓発に努めるとともに、利便性向上のためのシステム開発を昨年度に引き続き実施するなど、排出事業者、行政機関への利用促進等を図る。</p>
---	---	---	--	---

<p>⑦ 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関わる法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。また、船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行う。船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。</p> <p>⑧ 環境に配慮した先進的なシップリサイクルシステムを構築し、国内における執行体制整備を図る。また、使用済 FRP 船について、リサイクルの必要性や、事業者団体</p>	<p>6. 【再掲】市区町村の許可又は委託を受けない、無許可の廃棄物回収は違法であると啓発するための広報や研修を実施。（⑥）</p> <p>7. 美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関わる法律（平成 21 年法律第 82 号）に基づき発生抑制対策等の海岸漂着物対策を行う。（⑦）</p>	<p>6. 市区町村の許可又は委託を受けずに営業する違法な廃棄物回収業者対策に関する自治体職員向けのセミナーを都内で開催した。</p> <p>7. （1）32 の都道府県において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物地域対策推進事業/平成 25、26 年で総額約 100 億円）を活用し、地域計画の策定、海岸漂着物等の回収・処理、発生抑制対策等に取り組んでいる。平成 26 年度には、全国で約 4 万 3 千 t のごみが回収された。</p> <p>（2）漂着ごみの組成や量、生態系への影響などの実態を把握するための現地調査を実施するとともに、日本周辺海域において、マイクロプラスチックを含む漂流ごみや海底ごみの調査を実施した。</p> <p>（3）国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減に向けた取組を実施した。</p>	<p>6. 全国 8 か所で自治体職員向けのセミナーや違法な廃棄物回収業者対策モデル事業を実施する。また、違法な廃棄物回収業者対策のための具体的な取組について検討し、特定家庭用機器廃棄物の回収率を向上させるためのアクションプランに盛り込む。</p> <p>7. （1）35 の都道府県において、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業 28.5 億円）を活用し、地域計画の策定、海洋ごみ（漂流・漂着・海底ごみ）の回収・処理、発生抑制対策等に取り組んでいる。</p> <p>（2）漂着ごみの組成や量、生態系への影響などの実態を把握するための現地調査を実施するとともに、日本周辺海域において、マイクロプラスチックを含む漂流ごみや海底ごみの調査を実施した。</p> <p>（3）国際的な協議の場等を通じ、関係国と海岸漂着物等の削減に向けた取組を実施する。</p>	<p>6. 策定されたアクションプランに基づき、取り組みを推進する。</p> <p>7. （1）海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進するため、海岸漂着物対策推進会議や国際的な協議の場等を通じて、関係者間での連携を図り、海岸漂着物対策の一層の推進に努める。</p>
--	--	---	---	--

が運営するリサイクルシステムの周知・啓発を行う。	農 林 水 産 省 、 国 土 交 通 省	1. 災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業 洪水、台風等により海岸に漂着した流木及びゴミ等並びに外国から海岸に漂着したと思われる流木及びゴミ等が異常に堆積し、これを放置することにより、海岸保全施設の機能を阻害することとなる場合に、緊急的に流木等の処理を実施する。(7)	1. 平成 25 年度には、北海道、秋田県(8 月豪雨)、福井県・三重県・京都府(台風 18 号)において、漂着流木の処理対策が実施されたため、処理費用の 1/2 を支援した。	1. 平成 26 年度には、静岡県(台風 18 号及び 19 号)、三重県(台風 11 号)、京都府、大分県(台風 19 号)において、漂着流木の処理対策が実施されたため、処理費用の 1/2 を支援した。	1. 引き続き、広範囲にわたり堆積し、岸保全施設の機能を阻害することとなる海岸漂着ごみや流木等を処理するため、「災害関連緊急大規模漂着流木等処理対策事業」による支援を行う。
	国 土 交 通 省	1. 「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」の関係機関として、地方公共団体や事業者と一体となり、期間中における不法投棄等監視や啓発活動、海洋環境保全指導を実施した。(3) 2. 船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行うとともに、船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。 また、海上保安庁では巡視船艇や航空機に必要な資機材を整備するとともに、現場職員の訓練・研修等を通じ、対処能力強化を推進し、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努める。(7) 3. 世界の船舶の解体(リサイクル)	1. 平成 26 年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ごみの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行った。 また、海上保安庁では油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めた。	1. 平成 27 年度の「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」においても、新規及び継続の各種取組を実施した。 2. 東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、有明・八代海の閉鎖性海域での漂流ごみの回収を行うとともに、船舶の事故等により発生した浮遊油について、海上保安庁からの出動要請に基づき、油回収装置及び航走拡散等により油の除去を行っている。 また、油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、海上保安庁では関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めている。	1. 引き続き、関係省庁や地方公共団体、各種ボランティア団体と連携協力し、「全国ごみ不法投棄監視ウィーク」等を通じた不法投棄等監視や啓発活動、海洋環境保全指導を推進する。 2. 引き続き、船舶の航行に支障を来さないよう、閉鎖性海域において、海面に浮遊する漂流ごみ等の回収を行うとともに、船舶等から流出した油や有害液体物質については、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律(昭和 45 年法律第 136 号)等に基づき、防除措置等の適切な実施を図る。 また、海上保安庁では今後も、油及び有害液体物質の流出に迅速且つ的確に対応するため、資機材の整備、現場職員の訓練及び研修を実施し、また、関係機関との合同訓練に参画する等、連携強化を図り、迅速かつ的確な対処に努めていく。

	<p>はインド等の途上国において行われており、日本等が環境や労働安全に配慮した国際的な仕組み作りを主導して、2009年にシップリサイクル条約が採択された。我が国が条約を締結するための国内法制化の調査や準備を関係業界とともに推進する。</p> <p>また、条約は現時点では未発効であり、締約国数の他、締約国の船舶解体能力などの要件を満たすことが必要である。そのため、官民の関係者が連携して、世界第1位の解体国であるインドに条約の批准を促す取組みを行う。</p> <p>使用済 FRP 船の再資源化の推進 FRP（繊維強化プラスチック）船については、平成 17 年 11 月から国土交通省が確立したリサイクル技術を踏まえ、（社）日本舟艇工業会（現（一社）日本マリン事業協会）が廃棄物処理法に基づく広域認定制度を活用して「FRP 船リサイクルシステム」の段階的な構築及び運用に取り組んでいるため、同システムの普及啓発を実施。（⑧）</p>	<p>される「対象物質一覧表」の先行的な認証サービスを実施するとともに、平成 25 年 12 月、関係業界や学識者等で構成する検討会を設置し、同条約の環境保護や労働安全衛生に係る要件につき、我が国法令の対応状況等を調査するとともに、船舶解体事業者の対応状況について調査を実施。また、インドに対し、首脳会談や大臣会談において同条約批准に向けた日印協力を議題として取り上げるとともに、日本の民間認証機関がインドの解体事業者に施設の改善策を助言した。</p> <p>FRP 船については、平成 20 年度から全国において（一社）日本マリン事業協会が「FRP 船リサイクルシステム」の本格運用を開始したため、リサイクル処理の必要性及び FRP 船リサイクルシステムの周知啓発等を行うことにより、FRP 船のリサイクル処理の普及促進活動を実施。平成 26 年度は 450 隻の FRP 船をリサイクル処理。</p>	<p>学識者等で構成する検討会において、国内法制化に際して今後対応すべき課題などを検討した。</p> <p>また、インドに対し、今後の日印協力について調整を実施するとともに、日本の民間認証機関がインドの解体事業者 2 社に対して、解体施設が同条約の要件に適合していることを認証した。</p> <p>FRP 船については、全国において同システムの本格運用を開始した。</p> <p>また、全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施した。特に、平成 27 年度から制度改正（受付期間の拡大）について周知を図った。</p>	<p>内法制化等について関係省庁による打ち合わせを行う。</p> <p>また、海外の主要船舶解撤国の条約締結に係る動向等を調査するとともに、引き続き、官民の関係者と連携し、インドの同条約批准に向けて、協力の実施内容について調整を行う。</p> <p>FRP 船については、全国ブロック毎に地方運輸局、地方整備局、都道府県等で組織する地方廃船処理協議会を開催し、不法投棄された廃 FRP 船対策や FRP 船リサイクルの促進を図るために情報提供及び意見交換等を実施する。</p>
<p>（２）最終処分場の確保等</p> <p>① 一般廃棄物の最終処分場については、残余容量の予測を行いつつ、引き続き必要となる最終処分場を継続的に確保する。</p> <p>また、最終処分場に埋め</p>	<p>環境省</p> <p>1. 環境省では、平成 17 年度に循環型社会形成推進交付金を創設し、ごみのリサイクルや減量化を推進した上でなお残る廃棄物について、生活環境の保全上支障が生じないように適切に処分するため、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備を支援してきた。</p> <p>平成 24 年度末現在、最終処分場は</p>	<p>1. 廃棄物処理施設整備計画（平成 25 年 5 月閣議決定）において、一般廃棄物最終処分場の残余年数を 20 年分（平成 29 年度）とする重点目標を定めた。</p> <p>さらに、最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業と</p>	<p>1. 最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とした。</p>	<p>1. 最終処分場の設置又は改造、既埋立物の減容化等による一般廃棄物の最終処分場の整備について、引き続き、循環型社会形成推進交付金の交付対象事業とするとともに、必要に応じて、交付対象事業の見直し等を検討する。</p>

<p>立てた廃棄物を有効活用・減量化するための取組を支援する。</p> <p>② 産業廃棄物の最終処分場については、民間事業者による整備を基本としつつ、産業廃棄物の適正処理を確保するために必要がある場合には、廃棄物処理センター等の公共関与による施設整備を促進する。</p> <p>③ 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。</p> <p>④ 陸上で発生する廃棄物及び船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度を適切に運用し、海洋投入処分量の削減を図るとともに適切に廃油を受け入れる施設を確保する。</p>	<p>1,741 施設、残余容量は 1 億 1,201 万 m³ であり、残余年数は全国平均で 19.7 年分である。(①)</p> <p>2. 公共関与による産業廃棄物処理施設の整備促進のため、廃棄物処理法第 15 条の 5 に基づき、一定の要件を満たす法人を廃棄物処理センターとして指定するとともに、廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物の最終処分場等の施設整備に対して、補助を行う。(②)</p> <p>3. 民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成 4 年法律第 62 号)に基づく特定施設の認定を行う。(②)</p> <p>4. 廃棄物処理法並びに一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令における最終処分場の閉鎖・廃止の考え方に則した海面最終処分場の適切な閉鎖・廃止基準の運用方法及び海面処分場の特性を踏まえた、早期安定化等のための管理・技術について検討する(③)。</p>	<p>した。</p> <p>2. 産業廃棄物処理施設モデル的整備事業により、平成 26 年度には管理型最終処分場を整備する 3 事業に対して、合計 13 億円の補助を行った。</p> <p>-</p> <p>4. 海面処分場の廃止後の水位管理及び早期安定化、跡地利用について、関係者と意見交換を行った。また、海面処分場の廃止に関する技術的な情報を広く周知することは有用であると考えられるため、技術情報集としてこれを取りまとめた。その他、海面処分場の形質変更に関して、有識者ヒアリング、アンケート調査、文献調査等を行い、課題と適用の可能性のある技術</p>	<p>2. 産業廃棄物処理施設のモデル的整備事業により、平成 27 年度には管理型最終処分場を整備する 2 事業に対して補助することで、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図っている。</p> <p>-</p> <p>4. 海面処分場の廃止等に関する情報について、現行制度に基づいて整理した上で、廃止等の基本的な考え方としてまとめる。</p>	<p>2. 産業廃棄物の最終処分場等の施設整備のため、引き続き、申請に応じて廃棄物処理法に基づく廃棄物処理センターの指定を行うとともに、さらに民間を含め優良な処理施設の整備を支援するため、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律(平成 4 年法律第 62 号)に基づく特定施設の認定を行う。また、産業廃棄物処理施設モデル的整備事業により、公共が関与して行う産業廃棄物処理施設の一層の整備促進を図る。</p> <p>-</p> <p>4. H26 年 3 月にとりまとめられた「巨大災害発生時における廃棄物対策のグランドデザイン」を踏まえ、「現行の海面処分場における論点整理」として、現行制度において検討が必要な事項について整理し、次年度以降検討を行う。</p>
---	--	---	--	---

	<p>5. ロンドン条約 1996 年議定書の締結に伴い改正された海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号。以下「海洋汚染防止法」という。）に基づき、平成 19 年度 4 月から導入された廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を行う。（④）</p>	<p>等を整理した。</p> <p>5. 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用を図っている。陸上で発生した廃棄物の海洋投入処分量は、平成 25 年は 129 万トン、平成 26 年は 102 万トンである。</p>	<p>5. 海洋汚染防止法に基づく廃棄物の海洋投入処分に係る許可制度の適切な運用により、海洋投入処分量のより一層の削減に取り組んでいる。</p>	<p>5. 国際的にみても依然として我が国の海洋投入処分量が多い状況を踏まえ、より一層の削減に向けた方策の検討を行なう。</p>
国土交通省	<p>1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、計画的に整備する。（③）</p> <p>2. 船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を確保する。（④）</p>	<p>1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備してきた。</p> <p>2. 廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、国が適正な審査を実施した。</p>	<p>1. 港湾整備により発生する浚渫土砂や内陸部での最終処分場の確保が困難な廃棄物を受け入れるために、事業の優先順位を踏まえ、東京港等で海面処分場を計画的に整備している。</p> <p>2. 廃油処理事業を行おうとする者に対し、事業計画及び当該事業者の事業遂行能力等について、引き続き国が適正な審査を実施する。</p>	<p>1. 港湾の整備に伴う浚渫土砂や循環利用できない廃棄物を最終的に処分する海面処分場について、港湾の秩序ある整備と整合を取りつつ、引き続き計画的に整備する。</p> <p>2. 船舶等から発生する廃油については、海洋投入処分が原則禁止されていることを踏まえ、適切に廃油を受け入れる施設を引き続き確保する。</p>

7 各個別法の対応

(参 1-2) に記載。

8 環境教育等の推進と的確な情報共有・普及啓発

<p>(1) 環境教育等の推進</p> <p>① 環境教育等促進法に基づき、持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場で行う環境教育、環境保全活動等を、多様な主体における連携の重要性を考慮しつつ、総合的に推進する。</p> <p>② 学校教育においては、改訂した学習指導要領に基づき、児童生徒の発達の段階を踏まえ、循環型社会の形成の推進に関する分野をも含めた環境教育を一層推進する。</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 環境教育等促進法の各条項に規定されている、環境保全に資する環境教育のための場、団体、人材等の認定及び登録、指定の促進を行う。(①)</p> <p>2. ウェブサイトの登録やフォーラムの開催等を通じて、ESDの視点を取り入れた環境保全活動に取り組む団体や活動等のネットワーク化の充実を行う。(①)</p> <p>3. 産学官民のあらゆる主体が連携し、環境人材育成の取組についての意見交換や交流の促進を行う。(①)</p> <p>4. 各都道府県において、小中学校をはじめとした教育現場を中心に、その地域特性に合った環境教育プログラムを作成し、その実証を行う。(①)</p>	<p>1. 人材認定等事業の登録(法11条第1項)、環境教育等支援団体の指定(法第10条の2)、体験の機会の場の認定(法第20条)について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。</p> <p>2. 「+ESDプロジェクト」、「エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通して、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。</p> <p>3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。</p> <p>4. ESDの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを19作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県に</p>	<p>1. 人材認定等事業の登録(法11条第1項)、環境教育等支援団体の指定(法第10条の2)、体験の機会の場の認定(法第20条)について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。</p> <p>2. 「+ESDプロジェクト」、「エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通して、各活動の「見える化」、「つながる化」が進んでいる。</p> <p>3. 「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供している。</p> <p>4. ESDの視点を取り入れた環境教育について、モデルプログラムを16作成し、そのモデルプログラムに基づいて各都道府県に</p>	<p>1. 引き続き、人材認定等事業の登録(法11条第1項)、環境教育等支援団体の指定(法第10条の2)、体験の機会の場の認定(法第20条)について、それぞれ認定等を行い、ウェブサイト等を通じて、情報等の提供を行っている。</p> <p>2. 引き続き、「+ESDプロジェクト」、「エコ学習ライブラリー」といったウェブサイトにより、広く情報提供を行っている。「+ESDプロジェクト」を通して、各活動の「見える化」、「つながる化」を進めていく。</p> <p>3. 引き続き、「環境人材育成コンソーシアム事業」を通じて、大学生向けのモデル授業、企業の管理職や経営者層を対象とした研修を実施し、交流の機会を提供していく。</p> <p>4. これまでの実証で得られた成果を活かし、対象を学校から地域へ広げていくことを検討中(概算要求中)。</p>
---	------------	---	---	---	---

		5. 文部科学省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修を開催。(①)	おいて地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った(47プログラム)。 5. 文部科学省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成27年1~2月に東京都及び兵庫県で開催した。	おいて地域版環境教育プログラムを作成。小中学校をはじめとした学校教育現場での実証を行った(47プログラム)。 5. 文部科学省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成28年1~2月に東京都、愛知県及び兵庫県において開催予定。また、過去の研修参加者に対するフォローアップ研修を平成27年12月に開催予定。	5. 引き続き、環境教育のリーダー研修を開催していく。
外務省・文部科学省・環境省	1. 日本政府とユネスコの共催で平成26年11月にESDに関するユネスコ世界会議を我が国において開催する。(①)	1. 平成26年11月4日から8日、岡山においてステークホルダーの主たる会合、また、10日から12日、愛知・名古屋において閣僚級会合及び全体のとりまとめ会合の形で、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を、我が国及びユネスコの共催により開催し、153の国・地域から、76名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加した。	1. 「国連ESDの10年」の実績及び「ESDに関するユネスコ世界会議」の成果のフォローアップのために、日本ユネスコ国内委員会の下にESD特別分科会を設置し、我が国におけるより具体的なESDの推進方策を取りまとめた報告書を平成27年8月4日に決定した。	1. 「国連ESDの10年」の実績及び「ESDに関するユネスコ世界会議」の成果のフォローアップのために、日本ユネスコ国内委員会の下にESD特別分科会を設置し、我が国におけるより具体的なESDの推進方策を取りまとめた報告書を平成27年8月4日に決定した。	1. 引き続き、関係省庁と連携し、ESDの推進に取り組む。
文部科学省	1. 環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図るため、環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)への参加や、環境省との連携協力により、教員等をはじめとする環境教育・学習の指導者に対する環境教育のリーダー研修の開催などを実施(①、②)	1. 平成25・26年度のGLOBE協力校として、全国16校を指定した。(第10期目) また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成27年1~2月に東京都及び兵庫県で開催した。	1. 平成27・28年度のGLOBE協力校として、全国15校を指定した。(第11期目) また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成28年1~2月に東京都、愛知県及び兵庫県において開催予定。また、過去の研修参加者に対するフォローアップ研修を平成27年12月に開催予定。	1. 平成27・28年度のGLOBE協力校として、全国15校を指定した。(第11期目) また、環境省との連携協力により、環境教育のリーダー研修について、平成28年1~2月に東京都、愛知県及び兵庫県において開催予定。また、過去の研修参加者に対するフォローアップ研修を平成27年12月に開催予定。	1. 引き続き、環境のための地球規模の学習及び観測プログラム(GLOBE)への参加や、環境教育のリーダー研修の開催などを実施

	<p>2. 環境を考慮した学校施設（エコスクール）の整備推進に関するパイロット・モデル事業、屋外教育環境整備事業、大規模改造（老朽：エコ改修）事業、太陽光発電等導入事業の実施等により、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援（①）</p> <p>3. 社会教育において、公民館などの社会教育施設を中心として、地域における社会教育関係団体などが連携し、環境保全などの地域の課題を解決していくための取組を支援し、地域の教育力の向上を図る。（①）</p> <p>4. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会づくりの担い手づくりのため、ESDの推進拠点と位置づけているユネスコスクールの質量両面における充実等を通じ、環境教育を含む「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を推進している。（①、②）</p>	<p>2. 平成 26 年度は、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 80 校を認定した。</p> <p>3. 平成 26 年度は、公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムにおいて、環境保全に関係するものとして、3 件の取組を採択した。</p> <p>4. 平成 26 年度は、ユネスコスクール数が全部で 913 校となった。また、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域において ESD を実践することにより、ユネスコスクール以外への ESD の普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けた ESD の推進事業において、5 件の事業を採択した。</p> <p>さらに、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD 活動の支援に関わる 5 件の取組を採択した。</p>	<p>2. 平成 27 年度は、平成 28 年 2 月末時点で、エコスクールパイロット・モデル事業のモデル校として 47 校を認定した。（平成 28 年 2 月末時点の認定実績計 1,611 件）</p> <p>3. 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムの成果に関する情報提供を行い、環境保全などを含めた地域の課題を解決する公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進している。</p> <p>4. 教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域において ESD を実践することにより、ユネスコスクール以外への ESD の普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けた ESD の推進事業を実施し、10 件採択した。</p> <p>また、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD 活動の支援に関わる 7 件の取組を採択した。</p>	<p>2. 引き続き、環境教育の教材として活用できるエコスクールの整備を支援</p> <p>3. 公民館等を中心とした社会教育活性化支援プログラムの成果に関する情報提供を行い、引き続き公民館等の社会教育施設における自主的な取組を促進する。</p> <p>4. 引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む。</p> <p>また、ユネスコスクールを ESD の実践効果を高める取組を先導するモデル校として位置づけ、全ての学校での ESD の実践を目指すとともに、ESD 先進重点校への支援等について検討する。さらに、学校現場における ESD の実践に向けた「ESD 実践の手引（仮称）」を作成するとともに、ESD に関する教員の指導力向上のため「ESD 実践の手引（仮称）」を活用した研修を実施する。</p>
--	---	---	--	---

	農 林 水 産 省	<p>1. 水源涵養、山地災害防止や地球温暖化防止など森林の持つ公益的機能や、その機能を発揮させるために社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野とも連携しつつ、森林環境教育・木育を推進。(①)</p>	<p>1. 学校教育における森林での体験活動を推進するため、学校の森・子どもサミットを開催し、体験活動の実施に関する情報交換を促進。 木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進。 木育プログラム実践：122校 木育キャラバン実施：17箇所 木育インストラクター養成：145名 学校等が森林教室や体験活動を実施するためのフィールドとして、国有林を提供する「遊々の森」の協定締結等を推進。平成26年度に新たに5箇所で「遊々の森」の協定を締結し、学校等による森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施。</p>	<p>1. 学校教育における森林での体験活動を推進するため、学校の森・子どもサミットを開催し、体験活動の実施に関する情報交換を促進。 木材や木製品とのふれあいを通じて、木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや利用の意義を学ぶ教育活動としての「木育」を推進。 木育プログラム実践：80校（予定） 木育キャラバン実施：42箇所（予定） 木育インストラクター養成：255名（予定） 新たな協定締結に向けて、学校等への働きかけを行うとともに、既設箇所（168箇所）において、学校等による森林教室や自然観察、体験林業等の様々な活動を実施予定。</p>	<p>1. 引き続き、教育分野との一層の連携を図りつつ、これらの取組を継続し、森林環境教育・木育の推進を図る。 また「遊々の森」の協定締結を推進するとともに、既設箇所において、森林教室や自然観察、体験林業等を実施。</p>
<p>(2) 3Rに関する情報共有と普及啓発</p> <p>① 循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供、循環基本計画の周知、循環型社会の形成に向けた様々な取組事例の情報発信等を行う。また、毎年10月を3R推進月間として、循環型社会の形成に向けた取組をより一層推進する。</p> <p>② 各主体の創意工夫に</p>	財 務 省 ・ 文 部 科 学 省 ・ 厚 生 労 働 省	<p>1. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(①、④)</p>	-	-	-

<p>よる新規事業の創成や先進事例の普及を進めるため、(ア)地域における活動の核となっている地方公共団体、(イ)様々な研究成果を蓄積している学術・研究機関、(ウ)コンセプト提供やコーディネーター機能を発揮している NPO、(エ)技術情報等を有し、生産・販売活動等を行う事業者の間で情報の共有化・ネットワーク化を図る。</p> <p>③ 循環型社会形成に向けた状況把握のためには本計画で提示する物質フロー指標、取組指標をはじめとする指標が重要であり、指標の更なる改善に向けた取組とともに、その裏付けとなるデータの改善・整備を並行して推進する。</p> <p>④ 地方公共団体、事業者など様々な主体が構成員となっている 3R 活動推進フォーラムとの共催で、3R 推進全国大会を開催し、3R に関する各種取組の紹介や循環型社会推進功労者の表彰等により、国民の意識向上や具体的な行動を促す。よりきめ細やかな活動を実</p>	<p>・ 農林水産省 ・ 経済産業省 ・ 国土交通省 ・ 環境省 ・ 消費者庁</p>				
	<p>環境省</p>	<p>1. 第三次循環基本計画に盛り込まれた、循環型社会形成のための指標に関する情報を、毎年度、更新・公表する。さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、それら指標の改善に向け検討を行う。(①、③)</p>	<p>1. 平成 25 年度は、「循環型社会形成推進基本計画に係る物質フロー及び指標について—第三次計画までの指標の変遷、統計データから見る進捗状況等—」(平成 26 年 3 月)により、平成 23 年度の物質フロー及び指標のデータを公表した。さらに、(1)第三次循環基本計画において今後検討することと明</p>	<p>1. 平成 26 年度は、平成 24 年度の物質フロー及び指標のデータについて検討する。さらに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、第三次循環基本計画の指標について「今後の検討課題等」とされた事項等に関する検討を行う。</p>	<p>1. 引き続き、毎年度、循環型社会の形成に関する最新データ等の情報提供を行うとともに、循環基本計画に係る指標に関する検討会において、指標の改善に向けた検討を行う。</p>

<p>施するため、ブロック単位での3R推進地方大会も開催する。さらに、様々な分野の団体が集まり、国及び自治体とも連携しつつ「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者表彰」等の活動を行っているリデュース・リユース・リサイクル推進協議会等の民間団体と今後も連携し、なお一層の国民の意識向上や具体的な行動を促す活動を続ける。</p> <p>⑤ 廃棄物処理法に基づく廃棄物減量等推進員、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員（3Rマイスター）等の活動を支援し、3R全般にわたる普及啓発や事業者と消費者等の連携による取組を促進する。</p>	<p>2. 【再掲】循環型社会の形成に関する最新情報の提供、循環基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行う。(①)</p> <p>3. 各主体間のネットワークの構築 各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。(②)</p>	<p>記された指標及び項目、(2)中央環境審議会循環型社会部会での環境基本計画及び循環基本計画の点検に向けた評価・点検、の検討を行うことを目的とし、平成25年度3月に、循環基本計画に係る指標に関する検討会を設置した。</p> <p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図った。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行った。</p> <p>3. 地球環境パートナーシップブラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。</p>	<p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>3. 地球環境パートナーシップブラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。</p>	<p>2. インターネットを利用する若い世代に対し、恒常的に周知徹底を図るため、WEBサイト「Re-Style」(PC版)「http://www.re-style.env.go.jp」、(携帯版)「http://www.re-style.env.go.jp/k」を運営し、循環型社会の形成に関する最新データやレポート等の掲載、循環型社会基本計画の周知及び循環型社会に向けた多様な活動等の情報発信を行い、国民、民間団体及び事業者等における活動の促進を図る。また、ソーシャルネットワーク(Facebook)を活用し更なる情報発信の効率化を行う。</p> <p>3. 環境教育等促進法に基づき、事業者、市民、民間団体等のあらゆる主体のパートナーシップによる取組の支援や交流の機会を提供するために、「地球環境パートナーシップブラザ」(GEOC)及び「地方環境パートナーシップオフィス」(EPO)を拠点としてパートナーシップの促進を図る。</p>
---	--	---	--	--

	<p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。（④）</p> <p>5. 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会のあり方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社会づくりを推進するため、「3R推進全国大会」を開催し、3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、各種キャンペーン等を通じ、国民一人ひとりの行動へつなげる。また、地方環境事務所等が主催</p>	<p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施しました。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援した。</p> <p>5. 国民、事業者、行政が一体となった国民運動として、3Rによる循環型社会づくりを推進するため、「第8回3R推進全国大会」を栃木県において、「第9回3R推進全国大会」を相模原市において開催し、3Rに関する各種取組の紹介、イベントの実施、環境にやさしい買い物キャンペーン等を実施した。また、地方環境事務所等が主催する地方大会との連</p>	<p>環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律に基づく協働取組加速化事業を国内各地で実施。</p> <p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施した。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援した。</p> <p>5. 平成27年度は、「第10回3R推進全国大会」を環境省、福井県及び3R活動推進フォーラムと共催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行った。大会式典で環境大臣表彰を行う3R促進ポスターコンクールには、全国の小・中学生から約1万点の応募があり、環境教育活動の促進にも貢献した。10月の3R推進月間では「環境にやさしい買い</p>	<p>地域の多様な主体との協働のもと、その資源や創意工夫を最大限活用し地域を活性化させ、持続可能な社会づくりに取り組む協働取組加速化事業を実施。</p> <p>4. 国民に対し3R推進に対する理解と協力を求めるため、関係府省（財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、消費者庁）連携の下、毎年10月を「リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進月間」と定め、引き続き、広く国民に向けて普及啓発活動を実施する。また、3R推進月間の事業の一環として、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校及び特に貢献の認められる事業所等を表彰する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」（リデュース・リユース・リサイクル推進協議会主催）の開催を引き続き後援する。</p> <p>5. 平成28年度は、「第11回3R推進全国大会」を環境省、徳島県及び3R活動推進フォーラムと共催開催し、イベントを通して3R施策の普及啓発を行う予定。また、引き続き、環境大臣表彰、3R促進ポスターコンクール、「環境にやさしい買い物キャンペーン」、循環型社会形成推進功労者表彰を実施する予定。</p>
--	---	---	---	--

	<p>する地方大会との連携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進める。(④)</p> <p>6. 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)等の活動を支援し、容器包装リサイクルについての普及啓発を進めて行く。(⑤)</p> <p>7. 【再掲】小型家電リサイクル制度</p>	<p>携を図りつつ、循環型社会の形成に向けた施策の取組を進めた。</p> <p>6. 普及啓発用資料の改訂や、国の施策や取組等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)の活動を支援した。</p> <p>7. ポスター、パンフレットの作</p>	<p>物キャンペーン」を実施し、全国の都道府県や流通事業者・小売事業者の協力を得て、環境に配慮した商品の購入、マイバッグ持参など3R行動の実践を呼びかけた。また、循環型社会の形成や食品リサイクルを推進したすぐれた取組などの環境大臣表彰の推薦、我が国の3R制度・技術・経験の変遷についての調査研究を実施するとともに、これら3Rに関する情報をホームページやメールニュース等により、全国に提供した。</p> <p>循環型社会形成推進功労者表彰は、廃棄物の発生抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。</p> <p>平成27年度の実績は、2個人、5団体、14企業の計21件であり、「第10回3R推進全国大会」式典において、表彰式を行った。</p> <p>6. 改訂後の普及啓発資料の増刷や、国の施策や取組最新知見等に係る研修を行い、容器包装廃棄物排出抑制推進員(3Rマイスター)の活動を支援する。</p> <p>7. 環境イベント等を通じて、小</p>	<p>6. 中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p> <p>7. これまでの取組事例等から効果</p>
--	---	--	---	---

	<p>の意義・効果等の普及啓発を図るため、各種媒体を活用した情報発信を実施する。(⑤)</p>	<p>成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。また、学校教育者向けのモデル教材として普及啓発ツール等を作成した。</p>	<p>型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。また、昨年度作成した普及啓発ツール等を活用した学校モデル事業を実施した。また、各主体間の連携促進を図るため、有識者検討会を実施する予定である。</p>	<p>的な普及啓発の手法について検討を行い、市町村・認定事業者への情報提供・、国民への普及啓発を実施していく。</p>
経済産業省	<p>1. 経済産業省では、3Rに関する法制度とその動向をまとめた冊子「資源循環ハンドブック」を毎年発行しているほか、3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供等を実施している。また、同ウェブサイトでは、普及啓発用DVD等の貸出も行っており、上記ウェブサイトで周知している。(①)</p> <p>2. 10月の3R推進月間において、関係8省庁※が連携し、重点的な普及啓発活動を実施している。※財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省・消費者庁(①、④) また、10月の3R推進月間に併せて実施されるリデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰(主催:リデュース・リユース・リサイクル推進協議会)(以下、「3R表彰」と言う。)及び資源循環技術・システム表彰(主催:(一社)産業環境管理協会)(以</p>	<p>1. (1)資源循環ハンドブック2014を4,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行った。 (2)3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施した。</p> <p>2. (1)3R表彰において、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞2件が表彰されたほか、システム表彰においては、経済産業大臣賞2件が表彰された。 (2)ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>1. (1)資源循環ハンドブック2015を5,000部作成し、関係機関に配布したほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行う。 (2)3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供を行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施している。</p> <p>2. (1)3R表彰では、内閣総理大臣賞1件、経済産業大臣賞1件、システム表彰では、経済産業大臣賞2件が表彰された。 (2)ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行った。</p>	<p>1. (1)資源循環ハンドブック2016を作成し、関係機関に配布するほか、3Rに関する環境教育に活用する等の一般の求めに応じて配布を行うこととしている。(2)3R政策に関するウェブサイト (http://www.meti.go.jp/policy/recycle/index.html)において、取組事例や関係法令の紹介、各種調査報告書の提供及びを行うとともに、普及啓発用DVDの貸出等を実施することとしている。</p> <p>2. (1)3R表彰及びシステム表彰に対する後援を通じ、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援する。 (2)ポスター展示、リサイクルプラント見学会や関係機関の実施するイベント等のPRを行うとともに、環境省及び3R活動推進フォーラムと共同の「環境にやさしい買い物キャンペーン」を通じた消費者向けの普及啓発を行うこととしている。</p>

	<p>下、「システム表彰」と言う。)を後援し、優れた3Rの取組の普及や新たな資源循環ビジネスの創出を支援している。(①、④)</p>			
農林水産省	<p>1. 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、3Rの取組が優れているものに農林水産大臣賞等を授与している。(④)</p> <p>2. (一社)日本有機資源協会が主催する「食品産業もったいない大賞」を協賛し、地球温暖化・省エネルギー対策の取組が優れている企業、団体等に農林水産大臣賞等を授与している。(④)</p>	<p>1. 平成26年度の3R表彰において、農林水産大臣賞3件(5社)、3R推進協議会会長賞6件が表彰された。</p> <p>2. 第2回食品産業もったいない大賞において、農林水産大臣賞1件、食料産業局長賞5件、審査委員会委員長賞5件が表彰された。</p>	<p>1. 平成27年度の3R表彰において、内閣総理大臣11件(2社)、3R推進協議会会長賞3件(4社)が表彰された。</p> <p>2. 前年度に引き続き、食品産業もったいない大賞において、地球温暖化・省エネルギー対策の優れた取組に農林水産大臣賞等を授与することとしている。</p>	<p>1. 及び2. 引き続き当該表彰制度を通じ、農林水産業・食品関連産業における3R活動等の意識啓発に努めていくこととしている。</p>
厚生労働省	<p>1. 事業者が行う3R活動の推進3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また厚生労働省所管事業(医薬品等に限る)について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。(④)</p>	<p>1. 平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 内閣総理大臣賞1件 ・ 厚生労働省大臣賞19件 ・ 3R推進協議会会長賞20件 <p>が公布された。</p>	<p>1. 製薬業界においても確実に、3Rの取組が定着していると思われる。</p>	<p>1. 平成27年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。</p>

	<p>国土交通省</p> <p>1. 建設工事従事者が取組成果を実感できることや一般国民の建設リサイクルに対する理解と参画を得るため、国土交通省、地方公共団体、関係業界団体により構成される建設リサイクル広報推進会議において、建設リサイクルの推進に有用な技術情報等の周知・伝達、技術開発の促進、一般社会に向けた建設リサイクル活動のPRを目的とした建設リサイクル技術発表会・技術展示会を実施した。</p> <p>また、個々の現場における積極的なリサイクルの取組みを広く周知し、業界全体のリサイクル推進への意識の高揚に資するため、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰など各種取組を行った。（②）</p>	<p>1. 毎年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会を平成26年度は中国地方（広島県）にて開催した。</p> <p>また、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組6件に対して国土交通大臣賞を贈った。</p>	<p>1. 毎年実施している建設リサイクル技術発表会・技術展示会を平成27年度は東北地方（宮城県）にて開催した。</p> <p>また、リデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰において、建設工事での優れた取組10件に対して国土交通大臣賞を贈った。</p>	<p>1. 引き続き、各地方での建設リサイクル技術発表会・技術展示会やリデュース・リユース・リサイクル（3R）推進功労者等表彰など各種取組を実施することとしている。</p>
	<p>文部科学省</p> <p>1. 3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援し、3Rの取組が優れているものに文部科学大臣賞を授与する。（④）</p>	<p>1. 平成26年度の3R表彰において、学校等の教育分野における優れた取組1件に対して文部科学大臣賞を交付した。</p>	<p>1. 平成27年度の3R表彰において、学校等の教育分野における優れた取組1件に対して文部科学大臣賞を交付した。</p>	<p>1. 引き続き当該表彰制度を通じ、学校等の教育分野における3R活動等の意識啓発に努める。</p>

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第2回点検）（暫定版）

（参考1-2）各個別法の対応

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

（法の概要）
<p>○ 廃棄物の排出を抑制し、廃棄物を適正に分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするもの（昭和45年12月25日制定、昭和46年9月24日施行。以下「法」という。）。平成22年5月の法改正において、産業廃棄物処理業の優良化の推進を目的に、優良産業廃棄物処理業者認定制度を創設した。また、排出事業者による適正な処理を確保するため、建設工事に伴い生ずる廃棄物について、元請業者に処理責任を一元化する等の施策を講じた。</p> <p>○ 法第5条の2に規定されている「廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針」において、以下の目標を定めている。（目標年度 H27）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 排出量約 4,800 万 t、再生利用量約 1,200 万 t、最終処分量約 500 万 t ・産業廃棄物 排出量 4 億 2,400 万 t、再生利用量 2 億 2,500 万 t、最終処分量 1,800 万 t <p>○ 第5条の3に規定されている廃棄物処理施設整備計画において、以下の目標が定められている。（目標年度 H29）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ごみのリサイクル率 26% ・一般廃棄物処分場の残余年数の平成 19 年度水準維持 ・浄化槽処理人口普及率 12%（目標年度 H29）

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 （白書の「講じた施策」部分に活用）	次年度実施予定の施策 （又は、今後の課題・方向性等） （白書の「講じようとする施策」部分に活用）
環境省	<p>○基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,523 万 t 再生利用量 926 万 t 最終処分量 465 万 t(H24 年度) ・産業廃棄物 排出量 3 億 8,100 万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H23 年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 20 年 (H24 年度) ・ごみのリサイクル率 20.5% (H24 年度) ・ごみ減量処理率 99% (H24 年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.75% (H24 年度) 	<p>○基本方針の目標に対する実績</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般廃棄物 ※災害廃棄物は除く 排出量 4,487 万 t 再生利用量 927 万 t 最終処分量 454 万 t(H25 年度) ・産業廃棄物 排出量 3 億 85 百万 t 再生利用量 2 億 t 最終処分量 1,200 万 t (H25 年度) ・一般廃棄物処分場の残余年数 19 年 (H25 年度) ・ごみのリサイクル率 20.6% (H25 年度) ・ごみ減量処理率 99% (H25 年度) ・浄化槽処理人口普及率 8.88% (H25 年度) 8.92% (H26 年度) 	<p>○引き続き、優良認定制度、広域認定制度等の制度を運用し、法に基づいた廃棄物の適正な処理に努める。</p> <p>○次年度が、平成 22 年に改正された廃棄物処理法の施行後 5 年に当たることを受け、同法附則第 13 条に基づき、必要な措置を講ずることを予定している。</p>

2. 資源の有効な利用の促進に関する法律

(法の概要)
<p>○ 資源の有効な利用の促進を図るために、製品の設計・製造段階から回収・リサイクルに至る各段階における製造業者等のリデュース、リユース、リサイクルのための義務や取組の判断の基準について定めている。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省 国土交通省 農林水産省 財務省 厚生労働省</p>	<p>○本制度では、指定業種等毎に以下の数の業種、製品を指定。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定省資源業種：5業種 ・特定再利用業種：5業種 ・指定省資源化製品：19品目 ・指定再利用促進製品：50品目 ・指定表示製品：7品目 ・指定再資源化製品：2品目 ・指定副産物：2副産物 </p> <p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、製造事業者と再資源化事業者等の情報共有等の在り方について検討。</p>	<p>○施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○有識者等からなる第三者委員会において、最近の法施行状況及び国内外の動向等を踏まえ、更なる資源の有効利用の促進を図るための課題及び対応の方向性について検討を開始。</p> <p>○判断基準省令に規定している、紙製造業及びガラス容器製造業における再生資源利用率の目標値について、現状等を踏まえて見直しを検討。</p>	<p>○引き続き、施行状況調査を実施し、指定業種、製品ごとの取り組み状況等を把握。</p> <p>○引き続き、有識者等からなる第三者委員会等において、最近の法施行状況及び国内外の動向等を踏まえ、更なる資源の有効利用の促進を図るための具体的方策等について検討を行っていく。</p>

3. 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

(法の概要)
<p>○家庭から排出される一般廃棄物の重量の約2～3割、容積で約6割を占める容器包装廃棄物について、リサイクルの促進等により、廃棄物の減量化を図るとともに、資源の有効利用を図るため、平成7年6月に制定され、平成12年4月から完全施行されている。</p> <p>○一般廃棄物について、市町村が全面的に処理責任を担うという従来の考え方を基本としつつも、容器包装の利用事業者や容器の製造等事業者、消費者に一定の役割を担わせることとした。</p> <p>○排出者である消費者は分別排出を行い、市町村は分別収集を行い、事業者は再商品化を行うという役割を担っている。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 財務省 厚生労働省 農林水産省	<p>○容器包装廃棄物の分別収集量及び再商品化量はほぼ横ばいとなっている。 【平成25年度の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・分別収集量の合計 2,872,042 (t) (前年度 2,858,871 (t)) ・再商品化量の合計 2,749,322 (t) (前年度 2,750,417 (t)) <p>○平成25年9月から中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において、法施行状況の点検等についての議論を開始し、平成26年9月までに計14回の合同会合を実施。とりまとめに向けた関係省庁、ステークホルダー間の意見調整を行った。</p>	<p>○平成26年度から、中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合において法施行状況の点検等を進めている。</p> <p>○平成26年3月の論点整理を踏まえ、個別論点に係る議論を行い、早期とりまとめに向けて調整を加速している。</p>	<p>○中央環境審議会及び産業構造審議会の合同会合で行われている容器包装リサイクル制度の施行状況の点検等の結果や、過年度までの事業の成果等を踏まえながら、必要な措置を講じる。</p>

4. 特定家庭用機器再商品化法

<p>(法の概要)</p> <p>○廃棄物を減量するとともに、資源の有効な利用を推進することを目的とし、平成13年4月に本格施行。特定家庭用機器を、小売業者が収集・運搬し、製造業者等が有用な部品や材料を回収して、同法で定める基準（再商品化率）以上の割合で再商品化することを規定している。</p> <p>○法第22条第1項に定める再商品化率は以下のとおり。</p> <p>エアコン 80% ブラウン管テレビ 55% 液晶式・プラズマ式テレビ 74% 冷蔵庫・冷凍庫 70% 洗濯機・衣類乾燥機 82%</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省 厚生労働省	<p>○中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において、平成25年5月から家電リサイクル法の見直しに向けた検討を進め、平成26年10月に「家電リサイクル法の施行状況の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。また、本報告書及び平成27年11月の合同会合の議論を踏まえ、家電リサイクル法の基本方針を改正し、廃家電の回収率目標の設定（平成30年度までに56%以上）等を規定するとともに、政令を改正し、法定の再商品化率を引き上げた。</p> <p>○平成25年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約14%増であった。 ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成25年度 1,273万台（前年度1,120万台）</p> <p>○平成25年度の再商品化実績 エアコン 91% ブラウン管テレビ 79% 液晶式・プラズマ式テレビ 89% 冷蔵庫・冷凍庫 80% 洗濯機・衣類乾燥機 88%</p> <p>○不法投棄台数 平成25年度 92,500台 （前年度 116,500台）</p>	<p>○家電リサイクル法の施行状況や報告書に記載された施策の実施状況をフォローアップするため合同会合を開催する。また、平成27年に新たに設けられた回収率目標を達成するための各主体の取組を具体化する。</p> <p>○平成26年度、製造業者等により引き取られた特定家庭用機器廃棄物は、前年度と比べ約14.7%減となっている。 ・特定家庭用機器廃棄物の回収台数 平成26年度 1,086万台（前年度1,273万台）</p> <p>○平成26年度の再商品化実績 エアコン 92% ブラウン管テレビ 75% 液晶式・プラズマ式テレビ 89% 冷蔵庫・冷凍庫 80% 洗濯機・衣類乾燥機 88%</p> <p>○不法投棄台数 平成26年度 74,600台 （前年度 92,500台）</p>	<p>○家電リサイクル法の施行状況や報告書に記載された施策の実施状況をフォローアップするための合同会合を引き続き開催する。また、廃家電の回収率目標を達成するための取組の進捗状況の確認と更なる回収促進に向けた取組について検討する。</p>

5. 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(法の概要)
<p>○対象建設工事において、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等を促進するための法律であり、平成12年5月に施行。同法では対象建設工事を床面積の合計が80m²以上の建築物の解体工事等とし、特定建設資材をコンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト・コンクリートの4品目に定めている。また、解体工事業を営もうとする者について、都道府県知事へ登録させることにより、適正な分別解体等を推進するものである。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
国土交通省 (関係府省) 環境省 農林水産省 経済産業省	<p>○社会資本整備審議会環境部会と交通政策審議会交通体系分科会環境部会の「建設リサイクル推進施策検討小委員会」の審議を経てとりまとめられた「建設リサイクル推進に係る方策」(平成26年8月)を踏まえ、国土交通省における建設リサイクルの推進に向けた基本的考え方、目標、具体的施策を内容とする「建設リサイクル推進計画2014」を策定。同計画において個別品目の平成30年度目標値を設定。</p>	<p>○「建設リサイクル推進計画2014」に位置つけた新たに取り組むべき重点施策である、「地域固有の課題解決の促進」について取組を進めているところ。</p>	<p>○引き続き、「建設リサイクル推進計画2014」に基づき各種施策を実施していく。</p>

6. 食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

(法の概要)
<p>○食品循環資源の再生利用並びに食品廃棄物等の発生抑制及び減量に関する基本的事項を定めるとともに、登録再生利用事業者制度等の食品循環資源の再生利用を促進するための措置を講ずることにより、食品に係る資源の有効利用及び食品廃棄物の排出抑制を図ること等を目的として平成12年に制定され、平成13年5月1日に施行された。</p> <p>○再生利用等の実施率に関して、平成31年度までに食品製造業にあっては全体で95%、食品卸売業にあっては全体で70%、食品小売業にあっては全体で55%、外食産業にあっては全体で50%に向上させることを目標としている。</p> <p>○食品リサイクル法に基づく食品関連事業者の食品廃棄物等の発生抑制の目標値について、平成27年8月に、新たな定期報告データ等を踏まえ、5業種について発生抑制の目標値を追加し31業種とした。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
<p>環境省 (関係府省)</p> <p>財務省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 農林水産省</p>	<p>○食品循環資源の再生利用実施率は約85%（H24年度）であるが、分別の困難性等から食品流通の川下に行くほど再生利用実施率が低下した。</p> <p>食品製造業 95%（前年度の目標値：85%） 食品卸売業 58%（前年度の目標値：70%） 食品小売業 45%（前年度の目標値：45%） 外食産業 45%（前年度の目標値：40%）</p> <p>食品循環資源の再生利用等実施率については、食品製造業が95%、食品小売業が45%となった。その要因としては、事業者の食品リサイクル法の理解が進み、再生利用等の取組が進んだこと等が考えられる。一方、食品卸売業が58%、外食産業が45%となった。その要因としては、食品リサイクル法の理解の進展と共に、再生利用等実施率はここ数年着実に向上しているものの、業種により、食品廃棄物等の分別にコストがかかること、食品廃棄物等の性状が不均質のため飼料化・肥料化が難しいこと等により、事業者の再生利用等の取組が進まなかったこと等が考えられる。</p> <p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成27年3月現在、53件が認定された。</p>	<p>○平成19年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクル・ループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成27年12月現在、53件が認定されている。</p> <p>○平成26年9月に環境大臣から中央環境審議会に、同年10月に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に諮問した「食品循環資源の再生利用等の促進に関する基本方針の策定等について」の審議が中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において行われ、平成27年3月及び4月に答申がなされた。新たな食品リサイクル法基本方針を含めた食品リサイクル法関連省令及び告示を平成27年7月に公布した。</p>	<p>○食品廃棄物の発生量が一定規模以上の食品関連事業者に対する定期報告の義務付け等指導監督の強化、登録再生利用事業者制度及び再生利用事業計画認定制度を通じた再生利用等の円滑な取組等を引き続き推進していく。</p> <p>○食品循環資源の再生利用等の推進を図るため、食品リサイクル制度の普及啓発を実施するほか、食品廃棄物の発生抑制に係る業種・業態別目標値の達成のため、消費者等を巻き込んだフードチェーン全体での発生抑制の取組を促進していく。</p>

	<p>○平成24年12月に前回の改正法施行から5年が経過したことを受け、平成25年3月から平成26年6月まで、計11回にわたり、中央環境審議会、食料・農業・農村政策審議会の合同会合において同法の施行状況の点検が行われた。また、平成26年10月に「今後の食品リサイクル制度のあり方」について報告書に取りまとめられた。</p>		
--	---	--	--

7. 使用済自動車の再資源化等に関する法律

(法の概要)
<p>○自動車製造業者等及び関連事業者による使用済自動車の引取り及び引渡し並びに再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講ずることにより、使用済自動車に係る廃棄物の減量並びに再生資源及び再生部品の十分な利用等を通じて、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保等を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的としている。平成17年1月施行。</p> <p>○法第25条第2項に基づく再資源化を実施すべき量に関する基準(目標値)は以下のとおり。 自動車破碎残さ 50%(平成22年度～)、70%(平成27年度～) エアバック類 85%</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
経済産業省 (関係府省) 環境省	<p>○産業構造審議会・中央環境審議会合同会合において、平成26年8月より自動車リサイクル制度の評価・検討を開始。</p> <p>○リサイクル部品は一度使用された部品を再利用するため、一つ一つの部品の状態は異なる。自動車ユーザー等が部品の状態を把握した上で利用選択できるように、リサイクル部品におけるトレーサビリティ等を確立し、必要な情報が適正に提供される環境の構築に向けて、平成26年1月より自動車補修用リサイクル部品の規格策定に関する研究会を開催し、規格策定に向けた論点を整理。平成26年8月に中間報告を取りまとめ。</p> <p>○不適正な処理等に対応し、自治体をはじめとする関係者と連携した取組を進めるため、地方ブロック単位ごとに毎年国主催の「自動車リサイクル法関係行政連絡会議」を開催して、情報交換の機会を設けているほか、全国一斉立入検査を実施し、平成26年8月から12月までの期間に国から自治体に依頼し、全国で1,131の事業所に対して立入検査を実施。</p> <p>○従来は破碎されて破碎残さに混入し、あるいは十分に選別されないまま海外に流出していた自動車用コンピューター基板等について、製錬業者と連携することで、高付加価値なリサイクルを実現するとともに、国内で資源として活用するための評価・検証を行う実証的な取組等を支援した。</p>	<p>○自動車リサイクル制度が着実に機能するよう施行状況の確認を行った。平成26年度の自動車破碎残さ及びエアバック類の再資源化率はそれぞれ96.8～98.1%及び94～95%と、引き続き法律に基づく目標を大幅に超過して達成している。また、平成26年度の使用済自動車の不法投棄・不適正保管の件数は約7,200台と、前年度からは横ばいだが、法施行時から96.7%減少している。</p> <p>○産業構造審議会・中央環境審議会合同会議において、平成26年度8月より自動車リサイクル制度の評価・検討を行ってきたところ、平成27年9月に「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」を取りまとめた。また、本報告書の内容については中央環境審議会より環境大臣に対して意見具申された。</p> <p>○自動車リサイクル法の事務を行う都道府県及び保健所設置市、関係団体等が地方ブロック毎に一同に介し、自動車リサイクル制度に関する情報提供や適正執行に向けた課題等を共有する行政連絡会議を実施し、国と地方における情報共有を図った。</p> <p>○CFRPの破碎機における挙動等を把握することを目的とした破碎性に係る調査事業、ASR処理施設における再資源化手法に係る調査事業を実施。</p> <p>○実証事業及び補助事業において、自動車メ</p>	<p>○今後の課題・方向性等については、「自動車リサイクル制度の評価・検討に関する報告書」を踏まえつつ、適切な施策を講じる。</p> <p>○引き続き、実証事業や補助事業を実施し、製品横断的に、レアメタル等の有用金属の回収、2R(リデュース・リユース)の取組、水平リサイクル等の高度なリサイクルの推進等の低炭素社会の実現にも資する取組を支援する。</p>

	<p>○「平成 25 年度次世代自動車に係る処理実態調査事業」を実施し、平成 14 年頃から市場投入されてきた CNG 車の燃料タンクの廃棄実態を調査するとともに、燃料電池自動車の水素タンク等に使用される炭素繊維強化プラスチック（CFRP）について、可燃性、破砕性に関する調査を実施した。</p> <p>○ハイブリッド自動車、電気自動車等の次世代自動車の普及も見据えたりユース・リサイクルの高度化等の検討の一環として、レアメタルをはじめとした金属の資源循環に係る調査事業、CFRP の可燃性に係る調査事業を実施し、資源循環実証事業（次世代自動車用使用済みリチウムイオン電池回収システム構築や使用済みリチウムイオン電池からコバルトを抽出回収する技術の低コスト化等）のための実証・技術開発）において、リチウムイオン電池からのコバルト等のレアメタル回収等を目的とした実証事業を実施した。</p>	<p>ーカー、整備業者、コンバウンターが連携して自動車バンパーを再度バンパーに効率的にリサイクルする連携事業、自動車リサイクルプロセスの全体最適化を図るモデル事業の実施や、使用済製品からの有用金属回収を行う選別設備の導入支援を行った。</p>	
<p>経済産業省 (関係府省) 環境省</p>	<p>○平成 25 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破砕残さ 96~97.7% エアバッグ類 94~95%</p> <p>○平成 25 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 2,034 台 不適正保管 5,320 台 合計 7,354 台</p> <p>○平成 25 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：77,913,136 台 預託金残高：835,191,063 千円 使用済自動車の引取台数：343 万台</p> <p>○平成 25 年度における離島対策支援事業の支援実績 支援自治体数：88 支援金額：95,948 千円</p>	<p>○平成 26 年度における再資源化の量に関する基準の実績値 自動車破砕残さ 96.8~98.1% エアバッグ類 94~95%</p> <p>○平成 26 年度末における使用済自動車の不法投棄・不適正保管台数 不法投棄 1,924 台 不適正保管 5,192 台 合計 7,226 台</p> <p>○平成 26 年度末におけるリサイクル料金預託状況及び使用済自動車の引取台数 預託台数：78,433,659 台 預託金残高：840,897,875 千円 使用済自動車の引取台数：333 万台</p> <p>○平成 26 年度における離島対策支援事業の支援実績 支援自治体数：87 支援金額：93,782 千円</p>	

8. 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

(法の概要)
<p>○使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図るため、使用済小型電子機器等の再資源化を行おうとする者が再事業化事業計画を作成し、主務大臣の認定を受けることで、廃棄物処理業の許可を不要とし、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するもの。平成25年4月施行。</p> <p>○平成27年度までに、一年当たり14万トン、一人一年当たりに換算すると約1kgを目標とする。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 経済産業省	<p>○平成26年度は、5件の再資源化事業計画が認定された。</p> <p>○(その他環境省の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「市町村提案型」「事業者提案型」2種類の公募を各3回のべ6回行い、平成26年度は合計193市町村が事業に参加した。 ・ポスター、パンフレットの作成や、雑誌、新聞での広告等、普及啓発を行った。また、事業者向けに小型家電リサイクル法についてのセミナーを東京と大阪で開催した。 ・全国4箇所で「小型家電リサイクル市町村向け説明会及び事業者との情報交換会」を開催した。142自治体に参加し、参加人数は自治体及び事業者を合わせて142人であった。 	<p>○平成27年4月時点で、既に取組を実施している市町村と実施予定としている市町村は、約75%(1,305市町村)となっている。</p> <p>○平成26年度の回収量は約5万トンとなっている。</p> <p>○平成28年1月末時点で、46件の再資源化事業計画が認定されている。</p> <p>○(その他環境省の取組)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き「市町村提案型」、「事業者提案型」の公募に加え「都道府県連携型」の3種類の公募を各2回のべ6回行い、合計104市町村が事業に参加した。 ・環境イベント等を通じて、小型家電リサイクルの周知を図るとともにパンフレットを各方面に配布した。 ・これまでの実証事業の結果や自治体・事業者の取組事例から優良事例や課題などを整理する予定である。 	<p>○これまでの実証事業の優良事例や課題等をふまえて、市町村に対し回収体制の構築に必要な情報提供などを行い、参加市町村数及び回収量の拡大を図る。</p> <p>○これまでの取組事例等から効果的な普及啓発の手法について検討を行い、情報提供を実施していく。</p> <p>○今後はさらなる回収量の増加、再資源化の質の向上を促進していくため、地域に応じた効率的・効果的な回収方法の検討や、認定事業者の回収・処理・選別技術の高度化に向けた取組を促すことで、制度の安定的運用に努めていく。 ○(平成28年度以降、回収目標値等について、今後追記予定)</p>

9. 国等による環境物品等の調達に関する法律

(法の概要)
<p>○循環型社会の形成のため、「再生品等の供給面の取組」に加え、「需要面からの取組が重要」との観点から、平成12年5月に循環型社会形成推進基本法の個別法のひとつとして「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（以下、「グリーン購入法」という。）を制定し、平成13年4月より完全施行。グリーン購入法では、国等及び地方公共団体による環境物品等の調達の推進、環境物品等に関する情報の提供、その他の環境物品等への需要の転換を促進するために必要な項目を定めることにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築を図ることを目的としている。</p> <p>○国は、国等における環境物品等の調達を総合的かつ計画的に推進するため、環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下、「基本方針」という。）を定め、各省庁等は基本方針に即して、毎年度、環境物品等の調達の推進を図るための方針（以下、「調達方針」という。）を作成し、予算の適正な使用に留意しつつ、環境物品等を選択することとされている。</p> <p>○また、地方公共団体等は、調達方針を作成し、環境物品等の調達を推進するよう努めるものとされている。</p> <p>○さらに、環境物品等の提供者は、環境物品等に関する情報提供に努め、国はその情報について、整理及び分析を行い、その結果を提供することとされている。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 各府省	<p>○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しすることとしており、平成27年2月に基本方針の改訂を実施。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、平成26年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行うとともに、「地方公共団体におけるグリーン購入のすすめ」(最新の優良事例をまとめた事例集に再編)の作成・配布等の普及啓発や、個別の自治体に対して人材派遣を行い、実務支援を行うモデル事業を実施。</p>	<p>○基本方針に定められる特定調達品目及びその判断の基準等については、その開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しすることとしており、現在有識者等による検討会で検討を実施。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、平成27年度の調達方針の作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組状況を把握するためのアンケート調査を行う。また、地方公共団体のグリーン購入の取組を支援するため、知識を有する人材派遣を行うモデル事業を実施すると共に、セミナー等を通じて昨年度のモデル事業の水平展開を行う予定。</p>	<p>○基本方針については、環境物品等の開発・普及の状況、科学的知見の充実等に応じて適宜見直しを実施予定。</p> <p>○国等の各機関は、基本方針に即して、毎年度、調達方針を作成及び公表を行い、これに従い、調達を実施予定。</p> <p>○地方公共団体のグリーン購入の取組促進のため、アンケート調査や基本方針変更にかかわる説明会等を行うとともに、地方公共団体向けのグリーン購入ガイドラインを用いた普及啓発を実施予定。</p> <p>○また、国や地方公共団体だけでなく、民間事業者等も含めた幅広い主体による環境物品等の購入を促進するため、環境物品等に関する情報の信頼性確保及び情報提供のあり方に関するガイドラインの普及啓発を実施予定。</p> <p>○さらには、環境ラベル等の環境物品等に関する情報を取りまとめ、HP等で情報発信を実施予定。</p>

10. ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法

(法の概要)
<p>○昭和 43 年に発生したカネミ油症事件により PCB の人体に対する毒性が明らかとなり、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号）が昭和 48 年 10 月に制定され、PCB の製造・輸入・使用が事実上禁止となった。しかし、廃棄物となった電気機器等については、処理施設建設候補地の地方公共団体や周辺住民の理解が得られないなどの理由で処理体制の構築がされず、長期にわたり、PCB 廃棄物の保管が続いてきた。また、平成 13 年 5 月に採択された残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（以下「POPs 条約」という。）では、PCB の平成 37 年までの使用の全廃、平成 40 年までの廃棄物の適正な管理が定められている。このような状況の中、PCB による環境汚染を防止し、将来にわたって国民の健康を保護し、生活環境の保全を図るため、平成 13 年 6 月に PCB 特措法の制定等が行われた。これにより、国は、PCB 廃棄物処理基金の創設や中間貯蔵・環境安全事業株式会社による拠点的な処理施設整備の推進など、PCB 廃棄物の処理体制の構築に向けた施策を実施することとなった。保管事業者は、当初平成 28 年までに PCB 廃棄物の処理を行うことが義務付けられたが、法施行後に微量 PCB 汚染廃電気機器等の存在が明らかになるなど当初設定された期間内の処理完了が困難な状況にあることから、平成 24 年 12 月に処分の期間が平成 39 年 3 月 31 日まで延長された。また、平成 26 年 6 月に本法に基づき環境大臣が定める PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社による処理体制等を変更した。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省	<p>○平成 26 年 6 月に PCB 廃棄物処理基本計画を変更し、中間貯蔵・環境安全事業株式会社を活用して PCB を使用した高圧トランス・コンデンサ等を全国 5 か所（北九州、大阪、豊田、東京、北海道（室蘭））、安定器・汚染物を全国 2 か所（北九州、北海道（室蘭））の拠点的広域処理施設において、遅くとも平成 37 年度までに処理を行うこととした。</p> <p>○また、環境省は都道府県と連携し、費用負担能力の小さい中小企業者等による処理を円滑に進めるための助成等を行う基金（PCB 廃棄物処理基金）を造成している。</p> <p>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については平成 26 年度末までに 22 事業者が認定され、処理が進められている。</p>	<p>○PCB 廃棄物処理基本計画の改定から 1 年が経過したことを踏まえ、平成 27 年 7 月 31 日に PCB 適正処理推進に関する検討委員会を開催し、基本計画に基づく取組み状況のフォローアップを行った。その後、これまでの取組の進捗状況を踏まえ、PCB 廃棄物の処理を安全かつ確実に一日でも早く完了するために追加的方策の検討が行われ、平成 28 年 2 月に報告書「PCB 廃棄物の期限内処理の早期達成に向けた追加的方策について～確実な処理完了を見据えて～」が取りまとめられた。</p> <p>○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金の造成を行った。</p> <p>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の無害化処理認定施設については、平成 28 年 1 月末までに 27 事業者が認定され、処理が進められている。</p>	<p>○PCB 廃棄物処理基本計画に基づき、中間貯蔵・環境安全事業株式会社における安全を第一とした適正かつ確実な処理を実施するとともに、一日でも早い処理完了に向けた取組を推進する。</p> <p>○平成 28 年 2 月に PCB 廃棄物適正処理推進に関する検討委員会において取りまとめられた報告書を踏まえ、期限内処理の達成に必要な措置を講じる。</p> <p>○また、都道府県と連携し、PCB 廃棄物処理基金を造成するための予算措置を引き続き行う。</p> <p>○微量 PCB 汚染廃電気機器等の処理については、無害処理認定制度を活用し、更なる処理体制の整備を行うとともに、処理体制の充実・多様化を図るために必要な検討を行う。</p>

11. 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

(法の概要)
<p>○平成10年6月16日以前に行われた産業廃棄物の不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、都道府県等が実施する特定支障除去等事業に関する特別の措置を講じ、もって、国民の健康の保護及び生活環境の保全を図ることを目的として、10年間の時限法として平成15年6月に施行。平成24年8月の改正により、法律の有効期限が平成25年3月31日から平成35年3月31日まで延長。</p>

府省名	第三次循環基本計画策定後、 前年度までに実施した取組	当年度の進捗状況 (白書の「講じた施策」部分に活用)	次年度実施予定の施策 (又は、今後の課題・方向性等) (白書の「講じようとする施策」部分に活用)
環境省 (関係府省) 総務省	<p>○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事案等12事案について、同法に基づく財政支援を行った。</p>	<p>○産廃特措法の規定により環境大臣が同意した計画に基づき実施される特定支障除去等事業として、香川県豊島事案等12事案について、同法に基づく財政支援を行う。</p>	<p>○平成9年の改正廃棄物処理法の施行以前の不法投棄等が原因で生活環境に支障等が出ている事案について、都道府県等が実施する特定支障除去等事業を支援することにより、産廃特措法の有効期限までに支障等の除去が完了するよう引き続き事業の計画的かつ着実な推進を図っていく。</p>

第三次循環型社会形成推進基本計画 国の取組に係る進捗状況表（第2回点検）

（参考2）国際的取組

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第3節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 （白書の「講じた施策」部分に活用）	次年度実施予定の施策 （又は、今後の課題・方向性等） （白書の「講じようとする施策」部分に活用）
<p>1 3R国際協力の推進と我が国循環産業の海外展開の支援</p> <p>① 我が国とつながりの深いアジア・太平洋諸国において循環型社会が形成されるよう、国際機関の関係プロジェクトと連携を図りつつ、アジア3R推進フォーラムなど多国間の枠組みを通じて、3R推進に関する情報共有や合意形成をさらに推進する。</p> <p>② アジア各国に適合した廃棄物・リサイクル制度や有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）がそれぞれの国に定着するよう、二国間政策対話等を推進し、3R国家戦略等の策定支援、循環型社会推進に係る法制度整備支援、学術・研究面での交流を進めるとともに、JICA等を通じた専門家の派遣や研修生の受け入れの拡大を図る。</p> <p>③ 地方自治体の廃棄物管理サービスを拡大するための国際パート</p>	<p>外務省・環境省</p>	<p>1. JICA及び環境省において、専門家の派遣や研修生の受け入れ等を通じ、アジアの途上国における廃棄物管理や循環型社会の形成を支援。(2)</p> <p>2. IETCやバーゼル条約、持続可能な開発のための2030アジェンダ(2030アジェンダ)の実施等の活動に積極的に参画する。また、バーゼル条約、ストックホルム条約、ロッテルダム条約の連携強化を推進する。(8)</p>	<p>1. 以下の国や地域について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。またODA対象国からの研修員受入を実施した。 アルバニア、インド、インドネシア、エチオピア、クウェート、ケニア、コソボ、サウジアラビア、スーダン、スリランカ、中国、ドミニカ共和国、パキスタン、パレスチナ、バングラデシュ、ブラジル、ベトナム、マレーシア、モザンビーク、モルディブ、モロッコ、ラオス、大洋州</p> <p>2. IETCについては、エネルギー利用のためのバイオマス廃棄物プロジェクトに関するセミナーを実施したほか、当省の支援により作成した、我が国の産業廃棄物処理政策と実践をとりまとめた報告書のサイドイベント等に参加した。 バーゼル条約については、平成26年9月にスイスのジュネー</p>	<p>1. 以下の国や地域について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援した。またODA対象国からの研修員受入を実施した。 アルバニア、インド、インドネシア、イラン、キューバ、クウェート、ケニア、コソボ、スーダン、中国、ドミニカ共和国、トルコ、ナイジェリア、パレスチナ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、モザンビーク、モロッコ、ロシア、大洋州</p> <p>2. IETCについては、我が国の支援により、4月に発生したネパールにおける地震による災害廃棄物処理に関する技術支援を実施している。 バーゼル条約については、平成27年5月に第12回締約国会議が、ロッテルダム条約、ストックホルム条約の締約国会議と合わせてスイスのジュネー</p>	<p>1. 以下の国や地域について、技術協力等により廃棄物管理や循環型社会の形成を支援する。またODA対象国からの研修員受入を実施する。 アルバニア、インドネシア、イラン、キューバ、クウェート、ケニア、コソボ、スーダン、中国、ドミニカ共和国、ナイジェリア、パレスチナ、フィリピン、ブラジル、ベトナム、マレーシア、モザンビーク、モロッコ、ロシア、大洋州</p> <p>2. IETCについては、引き続き、活動の支援、参加に努める。 バーゼル条約については、平成28年5月に第10回公開作業部会がケニアのナイロビで開催されると、議論に積極的に参加する。 また、引き続き、持続可能な開発のための2030アジェンダの実施を推進する。</p>

<p>ナーシップ（IPLA）による都市間協力などを通じて、アジア各国の地方公共団体との知見・経験の共有や、技術協力等の連携を推進する。また、廃棄物管理のためのグローバル・パートナーシップ（GPWM）等を通じて、国際的な廃棄物管理の取組に関する情報収集や連携の更なる促進を図る。さらに、3Rアジア市民フォーラム等を通じて、市民レベルでの情報交換・連携を進めるとともに、国際的な資源循環に関する研究を促進する。</p> <p>④ 上記取組を通じた各国における廃棄物・リサイクル制度の導入・施行と、静脈産業をはじめとする我が国循環産業の海外展開を戦略的にパッケージとして推進する。また、政府・都市間レベルでの各国とのチャネルも活用し、関係府省が連携して、民間事業者と海外政府関係者との交流支援や、行政レベル・民間レベルで連携した海外展開の取組を進める。</p> <p>⑤ ④の取組を具体的に進めるため、アジア各国で我が国の事業者が実施する3R・廃棄物処理に関する事業の実現可能性調査を支援する。また、海外展開支援に関するプラットフォームを構築し、官民一体となった取組を推進するための関係主体間の情報共有・連携や、海外に向けた我が国の3R・廃棄物</p>	<p>環 境 省</p>	<p>1. 環境省では、我が国の支援等により、ベトナム、インドネシア等アジア数か国で3Rに係る国家戦略の策定を進めると同時に、各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、政府機関、国際援助機関、民間セクター等が参加する「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催している。これらの国家戦略に基づく取組を促進するため国連機関（国連地域開発センター（UNCRD））への拠出を実施している。平成21年の設立会合以降、毎年「アジア3R推進フォーラム」を開催してきた。第4回会合ではアジア太平洋地域における3R推進のための今後10年間の政策目標を定めた「ハノイ3R宣言」を採択した。(①)</p> <p>2. 環境省においては、平成23年度から「日系静脈産業メジャーの育成・海外展開促進事</p>	<p>で開催された第9回公開作業部会での議論に積極的に参加した。また、SDGsについては、平成26年3月～7月に開催されたSDGsOWGの報告書作成交渉に積極的に参加した。SDGsOWG報告書には、持続可能な消費と生産に関するゴールの下、3Rの推進等に関するターゲットが盛り込まれた。</p> <p>1. 平成26年2月にスラバヤ（インドネシア）で開催した第5回会合からは、島嶼国の関与をより明確にするため「アジア太平洋3R推進フォーラム」に名称を変更し、3Rの効果的な実行に向けた国家間協力、北南協力、都市間・地方自治体間協力、産業間連携、政府・非政府間連携等の推進を表明する「スラバヤ3R宣言」を採択した。</p> <p>2. 平成25年度には、海外展開を行う事業者の支援を10件（継続3件、新規7件）、平</p>	<p>で開催され、議論に積極的に参加した。SDGsを含む2015年以降の国際開発目標である2030アジェンダの実施にあたって、資源の環境効率に関する我が国の知見を生かすよう努める。</p> <p>1. また、平成28年にアジア太平洋3R推進フォーラム第6回会合（モルディブ）を開催し、「3R産業—アジア太平洋地域における資源効率性社会及び持続可能な観光開発に向けた次世代3Rの方向性」を全体テーマに、アジア諸国及び太平洋島嶼国等の39カ国の政府、国際機関、援助機関、民間セクター、研究機関、NGOなど300名超の参加を得て開催した。</p> <p>2. 平成27年度には、海外展開を行う事業者の支援を15件実施している。</p>	<p>1. 今後も、引き続き、3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、「アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業」として国際機関への拠出を行うほか、3Rや資源循環についての課題や進捗、データ等を情報収集し、「アジア太平洋3R白書」として整備していくこととしている。また、アジア太平洋3R推進フォーラム等により、アジア太平洋諸国における3Rの推進に向けた政策対話を進め、更なる合意形成を目指していく。アジア太平洋3R推進フォーラム第7回会合（オーストラリア）を開催する。</p> <p>2. 今後、平成26年度以降の3年間は、平成25年度までの3年間の事業成果を取りま</p>
---	----------------------	---	---	--	--

<p>処理技術の情報発信、海外展示会への出展支援等を行う。</p> <p>⑥ 途上国における温暖化対策と同時に廃棄物問題等の環境汚染対策にも資する、いわゆるコベネフィット（共通便益）（注 34）を達成する事業や政策の実施を支援する。</p> <p>⑦ パーゼル条約第 11 回締約国会議で、有害廃棄物等の環境上適正な管理（ESM）に関するフレームワークが採択されたことを踏まえ、引き続き、指導的な役割を果たすとともに、その定着に向けた支援を行う。また、水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドラインの改定作業、POPs（注 35）ガイドライン等他のガイドライン策定に当たっても積極的に関与していく。</p> <p>⑧ OECD、UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル、UNEP 国際環境技術センター（IETC）（注 36）、短寿命気候汚染物質削減のための気候と大気浄化のコアリション（CCAC）（注 37）、パーゼル条約の活動等に積極的に参画し、3 R・廃棄物処理に関する制度・技術や、リユース製品やリサイクル製品等をはじめとする持続可能な消費と生産に関する取組、物質フロー指標等に関する我が国の最新の知見・取組を反映させるなど国際的な情報発信を強化する。</p>	<p>業」として循環産業の育成・海外展開支援事業を開始し、平成 25 年度からは「我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業」と改称した上で、途上国で問題となりつつある廃棄物に関する問題の改善と環境負荷低減を図る観点から、それまで実施してきた他の廃棄物適正処理に係る二国間協力等の業務と本事業とを有機的に結びつけ、我が国の優れたインフラ関連産業の一つとしての循環産業の国際展開を積極的に支援している。また、各国国内の状況に適した政策目標やその進捗を把握した上で、二国政府間の協力として、法制度や基準等の作成について、我が国の経験やノウハウを伝え、各国への 3 R 浸透の促進を目指す。（②、③、④、⑤）</p>	<p>成 26 年度には、海外展開を行う事業者の支援を 17 件（継続 1 件、新規 16 件）実施した。</p> <p>また、進出先国関係者の研修企画・運営業務として、日本の廃棄物処理・リサイクル政策について広く理解してもらうことを目的とする現地関係者の日本への招聘研修を実施しており、平成 25 年度は 10 か国から 33 名を招聘した。</p> <p>また、平成 26 年度の廃棄物処理、3 R 関連制度、戦略に関する協力は以下の通り。</p> <p>ベトナムでは廃棄物関連政令の策定を支援しており、6 月に政令案を公開するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言した。</p> <p>その他、焼却炉性能指針の策定支援を実施した。</p> <p>マレーシアでは食品廃棄物を対象とした国家戦略計画の策定、状況調査、ガイドラインの作成支援、成果報告ワークショップを実施した。</p> <p>アブダビ首長国では平成 27 年 1 月に相互の産官学を招いて展示会会場（Eco Waste 展）でワークショップを開催した。</p> <p>クウェートでは平成 27 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催した。</p> <p>シンガポール訪日団（シンガポール環境庁とシンガポール環境関連事業者）を対象としてワ</p>	<p>平成 23 年度以降の支援の結果、商業運転開始予定のものが 2 件、合弁契約、MOU 締結、入札まで至った件数が 10 件、JCM などの他の事業に発展したものが 6 件、という成果を上げている。</p> <p>また、平成 27 年度の廃棄物処理、3 R 関連制度、戦略に関する協力は以下の通り。</p> <p>ベトナムでは 6 月には焼却炉 10 炉程度の現地調査を実施して、稼働状況について専門家を派遣して確認した。</p> <p>その他、焼却炉策定ガイドラインの策定を支援しており、10 月にガイドラインドラフト案に関するワークショップに際して、専門家を派遣し、内容について提案、発言した。また、対象廃製品（バッテリー、PC、家電、バイク、自動車等）の回収方法や保管期限に関する法令細則の策定支援を実施する。</p> <p>インドネシアでは 9 月に廃棄物発電に関するワークショップを実施し、専門家の派遣し、内容について発言した。11 月には専門家を派遣し、支援案を提案するワークショップを開催する。</p> <p>フィリピン 10 月に廃棄物発電ガイドラインに関するワークショップを開催した。廃棄物発電ガイドラインドラフトについて専門家を派遣し、発言、議論した。</p>	<p>とめ、課題抽出と支援策の改善を行った上で、拡充期としてより戦略的に支援を実施していくこととしている。</p>
---	--	--	--	---

<p>また、SAICM 国内実施計画に基づいて、バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約等の化学物質及び廃棄物の適正管理に係る条約との連携強化に係る活動を推進する。</p> <p>2012 年6月ブラジルにて開催された Rio+20 の成果として今後交渉プロセスに着手することが合意された持続可能な開発目標（SDGs）や 2015 年以降の国際開発目標（Post-MDGs）、持続可能な消費と生産に関する 10 年計画枠組みの検討（10YFP）において、世界規模での循環型社会の形成に向けて積極的に貢献するとともに、資源の環境効率に関する我が国の知見が生かされるよう努める。</p>	<p>3. 環境省では、平成 21 年度より、ミレニアム開発目標に掲げられた衛生的なトイレを使用できない人口（25 億人）を半減させるという目標の実現及び公衆衛生の向上、水環境の保全のため、アジア地域等の途上国を中心に、浄化槽を初めとした分散型汚水処理技術の国際展開を実施している。（②、④、⑤）</p> <p>4. 環境省では、インドネシア、中国、及びモンゴルとのコベネフィット協力等にかかる覚書</p>	<p>ークショップを 10 月に開催した。その際は日本の環境関連事業者を招いて実施した。日本環境衛生センター主催の第 7 回アジア 3 R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3 R と廃棄物適正処理の推進を目的として官民連携ワークショップを開催した。海外から 5 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施した。合わせて NGO によるセミナーも開催した。</p> <p>3. 平成 26 年 12 月に、アジアにおける分散型汚水処理の推進に向けて、「第 2 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップ」をタイのバンコクで開催し、日本含め 7 か国から 80 名超が参加した。また、中国及びベトナムにおいては、し尿処理に関する現地調査や浄化槽の導入実地検証等を行った。</p> <p>4. 平成 25 年度までに、インドネシアの農水産業を中心とした分野を対象として、環境負</p>	<p>クウェートでは訪日してもらい平成 28 年 1 月に両国の産官学を招いてワークショップを開催する。</p> <p>ロシアではモスクワに東京モデルを元に廃棄物管理モデルとしてモスクワモデルを形成することを目的としたモスクワモデル協議会に専門家を派遣する。また、現地で廃棄物組成調査を実施する。</p> <p>日本環境衛生センター主催の第 8 回アジア 3 R 自治体間ネットワーク会合の前日に 3 R と廃棄物適正処理の推進を目的として第 2 回官民連携ワークショップを開催する。海外から 6 都市と日本の自治体を招聘してワークショップを実施する。合わせて NGO によるセミナーも開催する。</p> <p>3. 平成 27 年 4 月に行われた第 7 回世界水フォーラムへの参加等を通じ、浄化槽を中心とした分散型汚水処理技術の普及促進を図った。また、「第 3 回アジアにおける分散型汚水処理に関するワークショップ」の開催に向けた準備や、浄化槽の国際普及戦略に関する検討等を行っている。</p> <p>4. 協力内容のレビュー結果に基づき、各国の環境対策の強化を目指し、インドネシア、中国、</p>	<p>3. JICA や日本サニテーションコンソーシアム（JSC）等と連携しながら尿処理技術の情報発信や普及促進を図り、国連持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献を目指す。</p> <p>4. 各活動の進捗を確認しつつ、相手国との対話を踏まえ、引き続きコベネフィット・アプ</p>
---	---	--	---	---

	<p>に基づき、農水産業分野を中心に各国の環境対策の強化に資する調査、能力構築を行っている。(⑥)</p> <p>5. バーゼル条約第 11 回締約国会議で採択された有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、我が国は締約国会議で設置された専門家作業グループに参加し、条約における活動の実施を支援する等、積極的に取り組んでいる。また、我が国は、バーゼル条約の下で行われている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物に関するガイドラインの改定作業を主導するとともに、他の POPs 廃棄物ガイドライン等の策定・改定作業について、我が国の知見を積極的にインプットしている (⑦、⑧)。</p>	<p>荷算定ツールの開発、排水対策の実証試験等の調査研究を実施し、現地ワークショップ開催をして関係者と成果を共有した。</p> <p>平成 26 年度は実証等の活動を継続するとともに、過年度の各協力活動についてレビューし、成果や課題を取りまとめた上で今後の協力継続について検討を行った。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、平成 25 年の第 11 回締約国会議で設置された専門家作業グループに環境省職員が参加し、ESM フレームワークの実施や作業プログラムの策定のための議論に貢献した。また、我が国は、水銀に関する水俣条約で考慮すべきとされている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するとともに、我が国の水銀廃棄物の処理技術、PCB 廃棄物等の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、他の POPs 廃棄物ガイドラインの策定又は改定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献した。</p>	<p>モンゴルとのコベネフィット協力を継続し、調査、能力強化等を引き続き行った。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークの具体的な実施を目指して締約国会議で設置された専門家作業グループに、我が国の専門家が参加し、各種作業及び議論に貢献。平成 27 年 5 月に開催されたバーゼル条約第 12 回締約国会議においては、専門家作業グループによって各種ガイダンス文書案がとりまとめられ、今後パイロットプロジェクトの実施等を通じて更なる改良を目指すこととなった。</p> <p>また、バーゼル条約第 12 回締約国会議において、我が国が改定作業を主導した水銀廃棄物の環境上適正な管理に関するガイドライン及び PCB 廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインが改定され、他の POPs 廃棄物ガイドラインについても、我が国の知見がインプットされた形で策定又</p>	<p>ローチの推進を通じて各国の環境対策の強化に貢献する。</p> <p>5. バーゼル条約の有害廃棄物等の環境上適正な管理 (ESM) に関するフレームワークについて、平成 27 年の第 12 回締約国会議で策定された各種ガイダンス文書案の活用について引き続き貢献していく。また、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、POPs 廃棄物ガイドラインの策定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献していく (PCN 廃棄物ガイドラインについては、我が国が策定作業を主導する予定。)</p>
--	--	--	--	--

	<p>6. 本施策は、我が国から UNEP 国際資源パネル（旧・UNEP 持続可能な資源管理に関する国際パネル）に財政的支援を行い、天然資源の持続可能な利用に関する我が国の知見や関心事項を資源パネルでの議論に反映していくためのものである。</p> <p>我が国は、平成 20 年度から UNEP 国際資源パネルへの資金拠出を行い、その拠出等に基づき、「天然資源利用と環境影響の経済成長からの分離」等の 11 の報告書が公表され、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されているなど、資源パネルの活動の着実な進展に貢献している。また、資源パネルの主要テーマの一つである「物質フロー分析」の知見取りまと</p>	<p>6. 平成 25 年 11 月にナイロビ（ケニア）で開催の UNEP 国際資源パネル第 13 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p> <p>また、調査・研究の成果として、「金属リサイクルの機会・制約・インフラ」、「人為起源の金属フロー・サイクルの環境リスクと課題」、「都市規模でのデカップリング：都市資源フローとインフラ移行のガバナンス」、「世界の土地利用調査：消費と持続可能な共有のバランス」、「資源資本の構築：どのように REDD+ がグリーン経済に寄与するのか」の報告書が公表された。</p> <p>平成 25 年 11 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 4 回会合へ参加し、推進中の調</p>	<p>は改定された。今後、新たにストックホルム条約の規制対象物質となった PCN、HCBD、PCP について POPs 廃棄物ガイドラインを策定すること等が決定されており、我が国の処理技術等に関する知見を適切にインプットすることで、POPs 廃棄物ガイドラインの策定作業も含め、国際的な議論の進展に貢献していく（PCN 廃棄物ガイドラインについては、我が国が策定作業を主導する予定。）。</p> <p>6. 平成 27 年 5 月にハノイ（ベトナム）で開催の UNEP 国際資源パネル第 16 回会合及び平成 27 年 10 月にダボス（スイス）で開催の UNEP 国際資源パネル第 17 回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、我が国から専門家の派遣を行った。調査・研究の成果として、今後も毎年複数の世界経済の持続的発展に資する報告書の公表が予定されるなど、パネルの活動が着実に進捗している。</p> <p>平成 27 年 6 月にパリ（フランス）で開催の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 6 回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、平成 27 年 12 月にパリ（フランス）で開催予定の OECD 資源生産性・廃棄物作業部会第 7 回</p>	<p>6. アジアを中心とした経済成長と人口増加に伴って、世界的に廃棄物の発生量が増大し、質も多様化しており、アジアは、今後の世界の資源利用に大きな影響を与えると考えられ、UNEP での研究対象をよりアジアに向けさせる必要がある。今後は、引き続き、我が国から専門家の派遣を行うとともに、資源パネルにおけるアジア出身のメンバーの増員等を通してアジアへパネルの関心を誘導していくことが課題である。</p> <p>また、今後も、引き続き、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会に参画し、調査・研究の推進を図っていく。</p> <p>環境に関するグローバル・フォーラムでの議論を踏まえ、OECD 資源生産性・廃棄物作業部会にて、拡大生産者責任に</p>
--	---	--	---	---

	<p>めにおいて、我が国の研究者が中心的な役割を果たしている。(㊸)</p> <p>7. バーゼル条約については、ストックホルム条約、ロッテルダム条約との協力及び連携の強化のため、それぞれの締約国会議（COP）に加え、合同のCOPを行っており、我が国からも積極的に議論に関与している。(㊸)</p>	<p>査・研究の進捗を確認した。平成26年5月にサンチアゴ（チリ）で開催のUNEP国際資源パネル第14回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。また、平成26年9月にUNEP国際資源パネルの物質フロー分析作業部会を東京に誘致し、環境省、専門家、民間企業で資源効率性等を議論した。加えて、平成26年11月にロッテルダム（オランダ）で開催予定のUNEP国際資源パネル第15回会合に参加し、推進中の調査・研究の進捗確認を実施した。</p> <p>平成26年6月にOECD資源生産性・廃棄物作業部会と連携し、環境に関するグローバル・フォーラムを東京に誘致し、拡大生産者責任に関する議論を行った。</p> <p>平成26年12月にパリ（フランス）で開催予定のOECD資源生産性・廃棄物作業部会第5回会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認した。</p>	<p>会合へ参加し、推進中の調査・研究の進捗を確認する。</p> <p>7. 平成27年5月に開催されたバーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約合同締約国会議において、バーゼル条約の下で策定されている水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインの改定作業を主導するなど、積極的に議論に関与し、国際的な議論</p>	<p>関する情報を取りまとめる。</p> <p>7. バーゼル、ロッテルダム、ストックホルムの3条約に、昨年採択された水銀に関する水俣条約を加えた4条約の連携強化に係る活動を引き続き、推進していく。水銀廃棄物の環境上適正な管理に関する技術ガイドラインなどバーゼル条約における取組で得られた知見</p>
--	---	--	---	--

				の進展に貢献した。	は水俣条約の実施に活用できることから、特にこれら2条約についての連携強化に引き続き取り組む。
環境省・経済産業省	1. G7 や欧州で議論が活発化している資源効率性・循環経済に関し、各種政策対話や国際的な議論の場への参画を通じて我が国の知見・取組を発信していく。(⑧)			1. G7 エルマウ・サミットにおいて設立が合意された資源効率性のための G7 アライアンスに関し、3 回開催されたワークショップに参加し、関係者との意見交換を実施した。個別分野のワークショップ等についてもフォローを行っていく。	1. 資源効率性に関する G7 の取組について、2016 年の議長国として主導的役割を果たしていく。
経済産業省	1. 経済産業省においては、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を行う対話の枠組みの構築を通じて、我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成を行うため、平成 19 年度より「循環型都市協力事業」等を実施している。(④、⑤) 2. 経済産業省では、アジアにおけるインフラ整備需要の高まりは、資源循環制度を背景とした高い技術やオペレーションノウハウを有する我が国リサイクル企業にとって大きなビジネスチャンスであることを踏まえ、我が国企業によるアジア等でのリサイクルビジネ	1. 平成 26 年度は「自治体間協力事業」としてベトナムをターゲットに法制度動向調査や共同会議等を実施した。 2. 平成 26 年度には、25 年度からの継続案件 1 件のほか、3 件の FS を実施した。これまでに実施した案件の多くは現地パートナー企業等との協議を継続している状況であり、事業化につながった案件もある。	1. 平成 27 年度は引き続きベトナムをターゲットとしてリサイクル制度設計支援を実施している。 2. 平成 27 年度は、2 件の FS を実施している。	1. 我が国リサイクル関連企業が進出しやすい土壌の形成のため、我が国自治体の持つ廃棄物処理・リサイクルに関する経験・ノウハウを活用し、技術実証と一体となった相手国自治体・政府の制度設計・整備・運用の支援等を実施していくこととしている。 2. 今後も、FS の実施や個別案件のフォローアップ等により、事業化を促進していくこととしている。	

	<p>ス展開を促進させるべく、事業実施可能性調査（FS）を平成21年度から実施している。</p> <p>（⑤）</p> <p>3. 我が国企業が有する環境分野等の高い技術力を、アジアをはじめとする潜在市場を有する国に展開するためには、相手国の個別具体的な技術ニーズを的確に把握すること、また、その技術ニーズに対して、現地の実情に合わせた技術開発や実証を行い、コスト面も含めた我が国企業の技術の有効性を証明することが必要である。</p> <p>このため、経済産業省においては、現地ニーズに合致したリサイクル技術・システムの確立に係る研究開発・実証事業を実施しており、海外での実証事業に豊富な経験を有する独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）の技術的な専門能力を活用すべく、同機構を実施主体として、相手国の政府・政府関係機関と、両国の役割分担、現地での許認可の取得支援条件等を事前に明確化した上でプロジェクトの実施に当たっている。（⑥）</p> <p>4. G7 や欧州で議論が活発化している資源効率性・循環経済に関し、日欧規制協力の枠組みを活用して国際協力を進める。</p> <p>（⑧）</p>	<p>3. 平成26年度には、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施した。実証事業の成果としては、実証実施企業と現地企業との合弁等により事業化に向けた進捗が見られるなど、現地ニーズに応じつつ環境にも配慮した適正なりサイクルシステムの構築が期待されている。</p>	<p>3・平成27年度は、24年度からの継続案件1件、25年度からの継続案件1件を実施することとしており、今後、さらなる日本企業の市場獲得と3Rの推進を図るべく、実証事業後の事業化に向けたフォローアップを行っていくこととしている。</p> <p>4. 資源効率性・循環経済に関して、日欧規制協力の対話枠組みを構築した。</p>	<p>3. 事業化に向けたフォローアップや現地におけるリサイクルシステム導入支援を行っていくこととしている。また、制度構築と一体となった総合的な実証事業を実施予定。</p> <p>4. 資源効率性・循環経済に関し、日欧規制協力の枠組み等を活用し、国際協力を進めて行く。</p>
--	---	--	---	--

	文 部 科 学 省	<p>1. 循環型社会の形成も含め、持続可能な社会の担い手づくりのため、国連決議によりユネスコが主導機関として進める「国連持続可能な開発のための教育（ESD）」を、ユネスコと協力し推進している。ユネスコを通じて持続可能な社会の構築、将来世代の人材育成等の諸課題に取り組み、我が国の提案により開始された「国連ESDの10年(DESDE)」のイニシアティブを推進している。(⑧)</p>	<p>1. 世界的なESD普及のため、ユネスコ本部へESD推進のための信託基金を拠出。(平成26年度拠出額1億5千万円)ユネスコスクールをESDの推進拠点として位置づけ、その質、量両面の充実を図る。(ユネスコスクール数：平成27年3月現在913校)また、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実践することにより、ユネスコスクール以外へのESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、より持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業において、5件の事業を採択した。平成26年11月には、岡山及び愛知・名古屋において、「持続可能な開発のための教育(ESD)に関するユネスコ世界会議」を、ユネスコの共催により開催し、153の国・地域から、76名の閣僚級をはじめとする政府関係者等が参加した。</p>	<p>1. 教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、地域においてESDを実践することにより、ユネスコスクール以外へのESDの普及を図り、また、国内外のユネスコスクール間の交流の促進を通じ、持続可能な社会づくりの担い手を育む、グローバル人材の育成に向けたESDの推進事業を実施。(平成27年度採択事業数：10件)また、日本／ユネスコパートナーシップ事業において、ESD活動の支援に関わる7件の取組を採択した。</p>	<p>1. 引き続き、教育委員会・大学等が中心となり、ESDの推進拠点であるユネスコスクールとともにコンソーシアムを形成し、ESDの実践・普及及び国内外におけるユネスコスクール間の交流の促進を通じ、持続可能な社会づくりの担い手を育む。また、ユネスコスクールをESDの実践効果を高める取組を先導するモデル校として位置づけ、全ての学校でのESDの実践を目指すとともに、ESD先進重点校への支援等について検討する。また、学校現場におけるESDの実践に向けた「ESD実践の手引(仮称)」を作成するとともに、ESDに関する教員の指導力向上のため「ESD実践の手引(仮称)」を活用した研修を実施する。</p>
<p>2 循環資源の輸出入に係る対応</p> <p>① 有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークにおける</p>	環 境 省 、 経 済	<p>1. 環境省は、平成27年9月に「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」を設置し、適正な資源循環の実現に向けて廃棄物等の輸出入等に関して現行制度の点検等を行いつ</p>		<p>1. 環境省は、平成27年9月に「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」を設置し、適正な資源循環の実現に向けて廃棄物等の輸出入等に関して現行制度の点検等を行いつ</p>	<p>1. 平成27年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、適正な資源循環の実現に向けた具体的な方策の検討を行うこととしてい</p>

<p>参加国・関係国際機関との連携強化や、バーゼル条約の規制対策を明確化するための告示の改正などを行い、水際対策を強化する。</p> <p>② 途上国では適正な処理が困難であるものの我が国では処理可能な国外廃棄物等を、我が国の対応能力の範囲内で受け入れ、途上国における環境・健康への悪影響の低減と資源としての有効活用を図る。このため、そのような有害廃棄物等の輸入手続に対する事業者理解が促されるよう、ホームページ等を通じた手続案内等を拡充するとともに、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。</p> <p>③ 石炭灰、高炉水砕スラグ（注38）など、我が国での利用量に限界がある一方で、他国における安定的な需要のある循環資源においては、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合については、物品に応じた必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、手続の迅速化を講じることなどにより、輸出の円滑化を図る。</p> <p>④ 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。</p>	<p>産 業 省</p>	<p>つ、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について平成 27 年度内の取りまとめを目途に検討を実施している。</p> <p>2. 環境省は、有害廃棄物等の国際的な移動による環境汚染を防止するため、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを平成 16 年度から毎年度開催し、有害廃棄物の輸出入に係る取組事例等に関する情報交換等を行う等、アジア各国・関係国際機関との連携強化を図っている。また、環境省・経済産業省は、税関等とも協力して、廃棄物等の不法輸出の防止のための対策を強化している。 (①)</p> <p>3. 国際的な移動が環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、移動の円滑化を図るための対応を行っている。また、バーゼル条約の枠内での手続の簡素化等により、手続に要する期間の短縮に努める。(②)</p>	<p>2. 環境省は、平成 25 年及び 26 年 11 月に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催した。また、環境省は、3 R 推進月間の活動の一環として、平成 25 年及び 26 年の 10 月に、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。</p> <p>3. 環境省・経済産業省は、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、当該貨物が規制対象に該当するか否かに関する事前相談を実施（平成 26 年度 約 52 千件）するとともに、全国各地でバーゼル法等説明会を開催（平成 25 年度 全国 11 箇所、平成 26 年度 全国 9 箇所）する等、事業者への手続案内等の拡充を図った。</p>	<p>つ、廃棄物等の不適正輸出等対策の強化及び環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸出入のさらなる円滑化のあり方について平成 27 年度内の取りまとめを目途に検討を実施している。</p> <p>2. 環境省は、3 R 推進月間の活動の一環として、平成 27 年 10 月、関係省庁と連携し、地方環境事務所において廃棄物等の不法輸出入の監視強化のための取組を行う等、水際対策の強化を行った。また、環境省は、平成 27 年 11 月に、有害廃棄物の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催した。</p> <p>3. 環境省・経済産業省は、環境負荷の低減や資源の有効利用に資する循環資源について、バーゼル法規制対象物の輸入に係る各種手続きの迅速化・簡素化のため、バーゼル法施行規則等の関係省令等を平成 27 年 9 月 1 日付けで省令を改正し、同日公布・施行した。また、当該改正の内容を含めたバーゼル法に基づく有害廃棄物等の輸入手続きに対する理解を一層促すため、平成 25 年</p>	<p>る。</p> <p>2. 今後は、アジアネットワークにおける参加国・関係国際機関との連携強化に引き続き取り組むとともに、廃棄物等の不法輸出の防止のための水際対策の強化を進めることとしている。</p> <p>3. 平成 27 年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、環境負荷低減や資源の有効利用に資する循環資源の輸入について、さらなる円滑化を図るための検討を行うこととしている。</p>
--	----------------------	--	---	---	---

			4月に作成した「輸入手続きガイドブック」を更新し、『特定有害廃棄物等』（バーゼル法規制対象貨物）の輸入に関する手引き』を作成し、経済産業省及び環境省ホームページに掲載した。さらに、廃棄物等の輸出入を行う事業者に対し、平成27年11月以降、全国各地（11箇所）でバーゼル法等説明会を開催する等、事業者への手続き案内等の周知拡充を図ることとしている。	
環境省	1 石炭灰などの循環資源については、輸出先での再生利用等において環境汚染が生じないことが担保できる場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、必要な輸出後の処理手続の確認を行いつつ、審査の考え方を見直す等、輸出手続を迅速化し、円滑化するための具体的な方策を検討している。 (3)		1. 「第三次循環型社会形成推進基本計画」及び平成26年6月に閣議決定された規制改革実施計画に基づき、我が国では利用に限界があるが他国において安定的な需要のある石炭灰などの循環資源について、輸出相手国で環境汚染が生じないことを担保しつつ、輸出後の取扱いの確認に係る手続きの迅速化を図るため、平成27年5月に廃棄物の輸出に係る審査基準を改正した。これにより、審査において、輸出相手国における石炭灰などの取扱い状況についても考慮することとし、予定される収集運搬及び処分（再生及び再生品の製造に伴って生ずる残さの処分を含む。）の方法が、廃棄物処理法の廃棄物処理基準と同等以上と認められる輸出の相手国の基準に適合する場合を、廃棄物	1. 平成27年度に実施した「廃棄物等の越境移動の適正化に関する検討会」のとりまとめ結果を踏まえ、我が国では利用に限界があるが他国において安定的な需要のある循環資源について、さらなる輸出手続きの円滑化を図るための検討を行うこととしている。

				処理基準を下回らない方法により処理されることが確実であると認める事項として追加することとした。	
国 交 省	1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を図る。(④)	1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用した。	1. 港湾における循環資源の取扱において積替・保管施設等を活用している。	1. 国際的な循環資源の移動に当たっては、玄関口としての港湾が果たす役割の重要性に鑑み、円滑な資源輸送に必要な港湾施設の整備や受入体制の確保を引き続き図る。	

(参考3) 東日本大震災への対応

第三次循環型社会形成推進基本計画第5章第34節の項目	府省名	取組概要 ※取組ごとに「1」、「2」等の番号を付し、右の「当年度の進捗状況」及び「次年度実施予定の施策（又は、今後の課題・方向性等）」においても当該番号を引用してください。	第三次循環基本計画策定後、前年度までに実施した取組	当該年度の進捗状況 （白書の「講じた施策」部分に活用）	次年度実施予定の施策 （又は、今後の課題・方向性等） （白書の「講じようとする施策」部分に活用）
<p>1 災害廃棄物の処理</p> <p>東日本大震災で生じた災害廃棄物については、関係する各主体と連携しながら、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン。平成23年5月16日環境省公表）、復興施策に関する事業計画と工程表、東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表（平成25年5月7日改定）等に基づき、着実に処理を進める。</p> <p>大量に発生した災害廃棄物・津波堆積物は、関係者の協力を得て、海岸防災林の再生など復旧・復興事業として整備する事業の建設資材等に活用するなど、できる限りその再生利用を図り、地域における循環型社会の構築を進める。</p> <p>また、被災地では廃棄物の処理能力が不足していることから、被災地以外の施設を活用した広域処理についても着実に実施する。</p> <p>さらに、災害廃棄物の迅速な処理の観点から、東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、市町村から要請が</p>	<p>環境省</p>	<p>1. 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法（平成23年法律第99号）に基づき、災害廃棄物の処理に関する基本的な方針、工程表を定め、被災した自治体の災害廃棄物処理についてきめ細かな進捗管理を実施している。</p> <p>さらに、同法に基づき、岩手県及び宮城県からは広域処理の要請を受け、全国の自治体等に対して、両県内にて処理しきれないものを対象に、広域的協力を要請した。また、福島県の4市町（相馬市、新地町、広野町、南相馬市）から可燃物の処理について代行処理の要請を受け、国が処理を進めている。</p>	<p>1. 東日本大震災では、13道県（北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、新潟県、静岡県、長野県）で災害廃棄物が約2,000万トン（福島県の旧警戒区域・計画的避難区域を除く）、津波堆積物が約1,100万トン発生した。広域処理について、処理が困難な鉛が編み込まれた漁網や不燃物の篩下残渣等の受入れ先として13件を調整し、1都1府16県92件の広域処理を実施、約62万トンを処理した。</p> <p>着実な災害廃棄物の処理が実施できるよう、きめ細かな進捗管理を実施し、平成26年3月末までに福島県の一部地域を除いて、災害廃棄物の処理を完了した。福島県については、平成27年3月末までに一部の損壊家屋の解体と国による可燃物の代行処理を除き、概ね処理を完了した。</p> <p>再生利用率は災害廃棄物が約8割、津波堆積物のほぼ全量と</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域において、きめ細かな進捗管理を継続している。また、災害廃棄物処理特別措置法に基づき災害廃棄物（可燃物）の代行処理の要請を受けている4市町のうち、処理が完了していない2市町について国が処理を実施している。（広野町は仮設減容化処理施設において処理を実施中。南相馬市は仮設焼却施設設置に向けて建設工事中。）</p>	<p>1. 処理の完了していない福島県の一部地域（2市町）については、きめ細かな進捗管理を継続しつつ、市町と連携して国の代行処理等による支援を通じ、できるだけ早期の処理完了を目指す。</p>

<p>あり、かつ、必要があると認められるときは、国が当該市町村に代わって災害廃棄物の処理を行う。</p>			<p>なり、公共事業（堤防復旧事業、海岸防災林普及事業等）にて約1,339万トンを利用した。 相馬市に設置した仮設焼却施設により、相馬市及び新地町の可燃物については焼却が完了した。 広野町については、平成25年1月に受領した代行処理要請に基づき、仮設減容化処理施設の設置に向けて建設工事を行った。 南相馬市については、平成26年3月に受領した代行処理要請に基づき、仮設焼却施設の設置に向けて建設工事の準備を行った。</p>		
--	--	--	--	--	--

	国 交 省	<p>1. 仙台市・名取市・山元町・宮城県では東北地方太平洋沖地震により発生した震災がれきの処理と最終処分量の縮減が課題となっていた。</p> <p>また、国土交通省東北地方整備局では、仙台湾南部海岸において、東北地方太平洋沖地震により被災した海岸堤防の復旧工事を実施に当たり、堤防の盛土等資材が大量に必要となることから、資材の安定的な入手と資材運搬車両の通行量の縮減が課題となっていた。</p> <p>そこで、関係者間で協同・連携を行い、コンクリート殻・津波堆積土砂を堤防の盛土材に活用できるよう、調査や試験施工を実施し、堤防材料に活用する取組を行っている。(②(ア))</p> <p>○今回の計画活用量 (H23-H27) 津波堆積土等 約 28.9 万 m³ また、八戸港等において、災害廃棄物を港湾工事に有効活用した。</p>	<p>1. 平成 26 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市(津波堆積土等) 約 4.3 万 m³</p>	<p>1. 平成 27 年度活用状況 災害廃棄物由来の再生資材は、下記の関係機関から活用。 ・仙台市(津波堆積土等) 約 4.3 万 m³</p>	<p>1. については、関係機関のガレキ処理業務が平成 26 年度で完了。災害廃棄物由来の再生資材の活用は 27 年度で完了したため、実施予定なし。</p>
<p>2 放射性物質に汚染された廃棄物の処理</p> <p>東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い放出された放射性物質によって汚染された廃棄物については、平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発</p>	環 境 省	<p>1. 福島県内の国直轄で処理を進める汚染廃棄物対策地域では、平成 25 年 12 月の対策地域内廃棄物処理計画(以下、「処理計画」という。)の見直しにおいて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了目標を市町村毎に設定した。帰還の妨げとなる廃棄物の仮</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、大熊町、楡葉町、川内村、南相馬市、双葉町、飯館村、川俣町及び葛尾村の 8 市町村で、帰還困難区域を除いて、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入について、一部の家の片付けごみを除き完了した。</p>	<p>1. 各市町村で仮置場の整備を進め、浪江町及び富岡町においては、帰還困難区域を除いて、平成 27 年度中に、帰還の妨げとなる廃棄物の仮置場への搬入完了を目指す。仮設焼却施設については、7 市町村において設置することとしており、飯館村小宮地区、川</p>	<p>1. 処理計画に基づき、対策地域内廃棄物の処理を着実に進める。 仮設焼却施設については、設置することとしている 7 市町村において、引き続き、運営及び整備を進め、着実に処理を進めていく。</p>

<p>電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法(平成23年法律110号。以下「放射性物質汚染対処特別措置法」という。)、放射性物質汚染対処特別措置法に基づく基本方針(平成23年11月11日閣議決定)、指定廃棄物(注39)の今後の処理の方針(平成24年3月環境省公表)等に基づき、適正かつ安全に処理を進める。</p> <p>また、廃棄物の再生利用時に、放射性物質による汚染に留意しつつ安全性を十分に確保するとともに、廃棄物以外の循環資源を含めて、安全性が十分に確保されるよう、引き続き、関係府省間の緊密な連携を図る。</p> <p>なお、放射性物質を含む廃棄物の処理を法制上どのように恒久的に位置付けるかについては、放射性物質汚染対処特別措置法等に基づき現在行われている廃棄物処理の実施結果を十分検証した上で、検討を行う。</p>	<p>置場への搬入を優先し、準備ができたところから、順次搬入を進めていく。また、これらの廃棄物の処理のため、仮設焼却施設の整備も進めていく。</p> <p>2. 福島県内の指定廃棄物については、10万ベクレル/kg以下のものは既存の管理型処分場、10万ベクレル/kg超のものは中間貯蔵施設に搬入する計画。</p> <p>また、下水汚泥や農林業系廃棄物などの指定廃棄物については、保管が長期化すると、腐敗や臭気などのおそれがあることから、性状を安定させ、保管スペースを確保する観点から、焼却等の減容化事業を行う。</p>	<p>2. 平成25年12月に既存の管理型処分場の活用と中間貯蔵施設の整備について、計画案を提示し、受け入れの要請を行った。この案について、平成26年2月に福島県知事より、中間貯蔵施設の配置計画等を見直すよう申し入れがあったことから、3月27日に管理型処分場内に計画していた固型化施設等の設置場所の見直し、中間貯蔵施設候補地を3町から2町に集約する旨等を回答した。中間貯蔵施設に関しては、同年9月1日、福島県より、中間貯蔵施設の建設受入れを容認する旨等が国に伝達された。また、県から搬入受入れに当たっての確認事項として、県外最終処分の法案の成立、施設及び輸送に関する安全性等の5項目が示された。(同年12月に大熊町が、平成27年1月に双葉町が、施設建設の受入れを容認。)このうち、「県外最終処分の法案の成立」については、日本環境安全事業株式会社法の一部を改正する法律(平成26年法律第120号)が平成26年11月に成立し、12月に施行された。この改正によ</p>	<p>内村、富岡町、南相馬市、葛尾村及び浪江町においては、焼却処理を実施中。</p> <p>2. 既存の管理型処分場の活用については、平成26年の町議会や住民説明会でいただいたご意見を踏まえ、平成27年6月に国有化を含めた国の考え方を福島県・富岡町・楡葉町に提示。これに対して、平成27年8月に県・両町から国に対する申入れが行われ、これを受けて、平成27年11月にその申入れを踏まえた国の考え方を再度提示した。その後、平成27年12月に県・両町から、苦渋の決断ではあるが、当該処分場の活用を容認するの意向が表明された。</p> <p>中間貯蔵施設については、平成27年3月から開始しているパイロット輸送を順次進めている。並行して、地権者の了解を得て、個別訪問や補償額算定のための物件調査等を進めている。同年11月に公表した「地権者説明の加速化プラン」に基づき、作業を迅速化していくこととしている。</p> <p>減容化事業のうち、堀河町終末処理場は、平成27年6月から施設の解体工事を実施しており、鮫川村における農林業系副産物等処理実証事業について</p>	<p>2. 既存の管理型処分場の活用については、できるだけ早く事業が開始できるよう、関係者との調整等に努めていく。</p> <p>中間貯蔵施設については、引き続き、地権者への丁寧な説明や用地交渉の体制確保等の用地確保に関する取組を進め、用地の状況に応じた施設整備と継続的な搬入を実施する。</p> <p>減容化事業のうち、飯舘村被災地区においては、平成27年末頃を目途に仮設焼却施設の運転を開始予定であり、資材化の実証事業についても平成28年春頃を目処に開始する予定である。</p> <p>また、県中・県南等の24市町村の農林業系廃棄物を集約処理する田村市・川内村における減容化事業については、平成29年春頃の運転開始に向け、仮設焼却施設の設置を進める。</p>
---	---	---	--	---

		<p>り、国の責務として、中間貯蔵開始後 30 年以内に、福島県外で最終処分を完了するために必要な措置を講ずること等が定められた。他の確認事項のうち、「輸送に関する安全性等」については、同年 11 月に輸送基本計画を、平成 27 年 1 月に輸送実施計画を取りまとめ、大量の除去土壌等を輸送する段階に向けて、安全かつ確実に輸送を実施できることを確認するため、概ね 1 年程度パイロット輸送を行うこととした。また、福島県並びに大熊町及び双葉町に対して講ずることとしていた、新規かつ追加的な財政措置である中間貯蔵施設等に係る交付金等の予算化については、平成 26 年度補正予算等に計上した(同補正予算については平成 27 年 2 月 3 日に、同本予算については同年 4 月 9 日に成立)。</p> <p>そして、平成 27 年 2 月 8 日に 5 項目の確認事項の取組状況を福島県に説明し、同年 2 月 25 日に、福島県並びに大熊町及び双葉町から施設への搬入の受入れについて国に伝達され、同日、福島県、大熊町及び双葉町並びに環境省の間で安全協定を締結した。同年 3 月に大熊町及び双葉町の仮置場から中間貯蔵施設の保管場にパイロット輸送による搬入を開始した。</p>	<p>は、平成 27 年 7 月末を以て焼却を完了し、現在、解体準備中。また、県中・県南等の 24 市町村の農林業系廃棄物については、田村市・川内村における減容化事業において処理をするため、仮設焼却施設の設置に向け、発注に係る手続きを行っているところ。</p>	
--	--	--	--	--

	<p>3. 福島県外の指定廃棄物については、指定廃棄物が多量に発生し、一時保管がひっ迫している5県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）においては、国が各県内に必要な施設を確保する方針。平成25年2月に、自治体との意見交換を重視するなど、施設の候補地の選定プロセスを大幅に見直す方針を公表。有識者会議を開催して、施設の安全性や候補地の選定手法等に関する議論を行うほか、上記5県において市町村</p>	<p>既存の管理型処分場の活用については、地元の富岡町及び楡葉町の当局や議会への説明を経て、平成26年4月に楡葉町、6月に富岡町に対し住民説明会を開催した。その後、平成27年2月に富岡町議会への説明を実施した。</p> <p>減容化事業については、福島市堀河町終末処理場、県中浄化センター（郡山市）において、下水汚泥の減容化事業を行い、県中浄化センターは、平成26年3月末日をもって事業を終了し、堀河町終末処理場についても、平成26年10月末をもって運転を終了した。また、鮫川村においては、村内で発生し処理が滞っている放射性物質を含む農林業系副産物等を処理するための実証事業の運転を平成25年8月から開始した。</p> <p>3. 平成25年10月の有識者会議において、施設の候補地を各県で選定するためのベースとなる基本的な案を取りまとめた。その後、宮城県では平成25年11月、栃木県では平成25年12月、千葉県では平成26年4月に、長期管理施設候補地の選定手法が確定した。この選定手法に基づいて選定作業を行った結果、宮城県においては、平成26年1月に、詳細調査を実施する候補地を3カ所（栗原市深山嶽、大和町下原、</p>	<p>3. 宮城県においては、平成27年4月、5月、10月に宮城県民向けのフォーラム、10月・11月に有識者を交えた環境省と加美町の意見交換会、12月に市町村長会議を開催。栃木県においても平成27年5月、6月、9月に、栃木県民向けのフォーラムを開催するなど、丁寧な説明に努めているところ。</p> <p>千葉県では、平成27年4月に、詳細調査を実施する候補地を1カ所（千葉市中央区東京電力</p>	<p>3. 引き続き、指定廃棄物の保管がひっ迫している5県（宮城県、栃木県、千葉県、茨城県、群馬県）においては、各県に施設を確保するための調整を丁寧に行っていく。</p>
--	---	---	--	---

	<p>長会議を開催し、指定廃棄物の処理に向けた共通理解の醸成を図り、施設の整備を着実に進めていく。</p> <p>4. 放射性物質に汚染された廃棄物の再生利用については、原子炉等規制法に基づき、廃棄物を安全に再生利用できる基準として定められている100Bq/kg以下の廃棄物について、再生利用を行っている。また、管理された状態で災害廃棄物を道路の路盤材等へ利用する際には、地表面から30cm以上の厚さが確保されていれば、およそ3千Bq/kg以下の再生資材を使用した場合でも、追加被ばくを10μSv/年以下にすることができるという、再生利用の安全性の確保に係る</p>	<p>加美町田代岳)提示した。平成26年5月から6月に計4回開催した国・県・詳細調査候補地がある3市町による関係者会談や、7月の市町村長会議などにおいて議論を重ね、平成26年8月に詳細調査を開始した。栃木県については、平成26年7月に詳細調査を実施する候補地を1カ所(塩谷町寺島入)提示した。</p> <p>4. 再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行った。また、平成25年10月には、福島県内の再生利用の促進に向けて、公共工事における建設副産物の再生利用の安全性確保に係る考え方を、内閣府支援チームとりまとめで6府省庁より周知した。</p>	<p>千葉火力発電所の土地の一部)提示した。その後、市の当局に説明するほか、5月・6月に千葉市議会全員協議会で2回、6月～8月に住民を対象とした説明会を5回開催した。茨城県においては、平成27年4月、平成28年2月に「一時保管市町長会議」を開催し、8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要する指定廃棄物については、災害等のリスクの観点から、引き続き県内1カ所に集約して安全に管理する方針を堅持しつつ、8,000Bq/kg以下となるのに長期間を要しない指定廃棄物については、現地保管を継続し放射能濃度の減衰後に段階的に処理を進めていく方針を決定した。</p> <p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行っている。</p>	<p>4. 引き続き、再生利用可能な廃棄物については、放射線量の測定を行い、処理業者が受け入れ可能と確認した物について引渡しを行う。</p>
--	--	---	--	--

		方針を、平成 23 年 12 月に環境省から周知している。(2)			
農 林 水 産 省	1. 農林水産省では、食品の暫定規制値を超えない畜水産物を生産するための飼料の管理の目安として、飼料中の放射性セシウムの暫定許容値を定め、都道府県等に周知徹底を図っている。 2. 肥料については、放射性セシウム濃度が 200 Bq/kg 以下の汚泥について肥料原料としての利用を認めている。それに加え、長期間施用しても事故前の農地土壌の放射性セシウムの濃度範囲に収めることができる値として、汚泥肥料を含めた全ての肥料の暫定許容値を 400 Bq/Kg と定め、都道府県等に周知徹底を図っている。さらに、汚泥肥料については、福島県等の 16 都県で生産されるものについて、適宜、放射性物質の濃度を計測し、暫定許容値の適合状況をモニタリングしている。	1. 農林水産省の HP に飼料の暫定許容値の設定に係る関係通知、Q & A や関係者向けのリーフレットを掲載し、暫定許容値を超える飼料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図った。 2. 肥料については、暫定許容値を超える肥料の使用、生産及び流通が行われないよう、関係者に周知徹底を図るとともに、汚泥肥料を採取し、放射性セシウム濃度の測定を実施している(実績:平成 25 年 6 月~平成 27 年 3 月迄、134 点)。その結果、肥料の暫定許容値を超過する製品は確認されていない。	1. 飼料については、引き続き周知徹底等を図っている。 2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施している(実績:平成 27 年 4 月~平成 27 年 9 月迄、51 点)。	1. 飼料については、引き続き周知徹底等を図っていく。 2. 肥料については、引き続き周知徹底を図るとともに、汚泥肥料の放射性セシウム濃度の測定を実施する予定。	
内 閣 府	1. 廃棄物の発生量を抑制することや、避難指示区域等におけるインフラ復旧のための工事が本格化すること等を踏まえ、関係省庁が協力して、放射性物質の影響を受けた建築物等の解体・修復工事等に伴い発生する建設副産物の再利用及び再生利用の基本的考え方を定めた。				

各主体の取組に係るヒアリング結果

(参考4)

国民の取組、NGO/NPO、大学等の取組、事業者の取組、地方公共団体の取組

① 東京都の発表概要

東京都は、2015年3月に『持続可能な資源利用』のための取組方針を策定。

3つの柱を掲げ、「持続可能な資源利用」への転換に向け、サプライチェーン全体を視野に入れた取り組みを行う。

第一の柱

資源ロスの削減

- 食品ロスの削減
- レジ袋削減



ユニークなキャラクターを使ったキャンペーン
(香港政府 Christine Loh 環境副長官提供)



国産材を使ったコンクリート型枠

第二の柱

エコマテリアルの利用促進

- 持続可能な木材利用
違法伐採リスクの回避が必要。
- 持続可能な調達
サプライチェーンにおける環境影響や人権問題、労働慣行等に配慮した調達を促進。

第三の柱

廃棄物の循環利用の更なる促進

- 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり
オフィスビル等から排出される廃プラスチックなどの事業系廃棄物のリサイクルを推進。
- 店頭回収ペットボトルに係る再生利用指定



オフィスビルの廃プラスチック

- 平成27年度から先進的企業等と連携したモデル事業を実施、その成果を広く普及
- 都民・NGOとの連携
- 区市町村や関係業界と連携→ 事業系廃棄物のリサイクルのルールづくり等

2020年のオリパラとその後を見据え、世界一の都市・東京にふさわしい資源循環の実現を目指す。

発表者の考える都道府県の役割・課題

- 都道府県は、直接、廃棄物処理事業を行っているわけではないので、市町村との連携が不可欠。
※市町村：廃掃法に基づき一般廃棄物を処理。地域の生活環境保全が目的。
- 各主体をつなぐコーディネーターの役割が重要

発表者以外の有識者意見

- 資源の有効な循環利用を見据え、建築分野をはじめとして、再生品・再生資材活用のルールづくりや「持続可能な調達」の促進が必要。
- 上記の3つの柱のうち、「資源ロスの削減」、「廃棄物循環利用の促進」は市町村と一緒に取り組むことができるが、「エコマテリアルの利用促進」といった上流までの政策は都道府県の役割が大。

② 大木町の発表概要

大木町市では、ごみの焼却量を減らし、循環型社会を目指す取り組みを実施。

具体的には以下の4つの取組を行い、また、「もったいない宣言」「ゼロウェイスト宣言」にも取り組んでいる。

生ごみの分別資源化

- バケツコンテナ方式
- 各家庭のごみ回収料金は有料だが、生ごみだけの回収料金は無料

プラスチックの分別資源化

- ごみが半減する
- 温暖化対策にも貢献

紙・布の分別徹底

- 紙・布のリサイクル促進
- 常設置き場を設置し、市が直接古紙販売。

紙おむつの再資源化

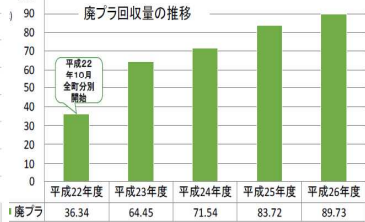
- 焼却コスト低減

大木町市では、循環型社会に向けた4つの取組により、大きな成果を得ている。また、ごみ処理・収集運搬費用の大幅削減にも成功している。

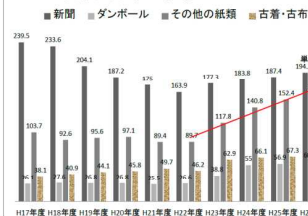
生ゴミ分別で燃やすゴミが激減



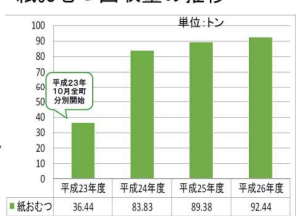
廃プラ回収量の推移



古紙・古布の推移 (廃品回収を含む)



紙おむつ回収量の推移



発表者の考える市町村の役割・課題

- 国や都道府県は全体の法制度やビジョンを扱うのに対し、市町村は住民の協力を得ながら、具体的な資源管理を実施する役割を担っている。
- 目に見えるリサイクルループを示すことで、住民の理解が得ることができる。

発表者以外の有識者意見

- 大木町で成功している生ごみの分別は、全国に取り組みされているものの必ずしも多くの地域で成功していない。大木町の取組を参考に、夏場の対応や住民理解のための仕組み作りを綿密に行うことが必要。

③元気ネットの発表概要

NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネットとは

1996年からごみ問題解決へパートナーシップを育み
2001年以降全国の個性ある地域環境活動を応援する
「市民がつくる環境のまち“元気大賞”」表彰事業実施



- 自治体の廃棄物組成の現状
 - ごみ全体に占める容器包装廃棄物の比率は容積比で61%、うち、プラスチックが43.2%、紙類が13.9%
 - 生ごみと紙ごみ削減に向けて、企業・自治体との連携プロジェクトによる調査・社会実験を実施(平成27年度:八王子市・松本市)⇒自治体と契約する回収業者が変化に対応できていない状況や市民が混乱するとの理由で、回収品目を制限するケースあり
- 環境配慮に関する消費行動アンケート
 - 全国約500人に対しアンケートを実施。
 - 意識はあるが活動に結びつかない人が多い。購買行動の中で環境配慮を影響させたい。
- 分別・リサイクルにおける普及啓発
 - 企業・行政・市民の環境コミュニケーションの担い手となる、地域リーダーの育成を行う。
 - 地域に根ざした情報発信(出前講座)。
- マルチステークホルダー会議の開催
- ロンドン視察(オリンピック等)

発表者の考えるNPOや消費者の役割・課題

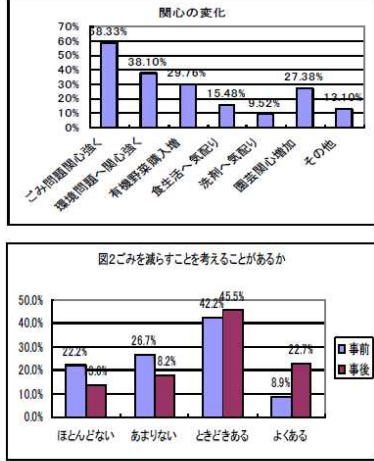
- 2020年以降の循環型社会づくりに向け、ステークホルダーによる熟議の場が必要
- 消費者の購買行動の変革と一人ひとりの実践に向け、消費者市民社会の成熟が必要

発表者以外の有識者意見

- 企業の取組情報が市民に伝わっていない
- 意識が行動へ反映されるような情報が必要
- NGOや県の活動が見られるような場が必要

④循環生活研究所の発表概要

- ダンボールコンポスト
 - 環境教育機能を有する。
 - 資源循環を担う人材育成
環境意識が高まる野に加え、有機野菜や食生活、園芸への関心も高まる。(右図)
- 教育機関との連携
 - 地元の高校にて、選択授業として食と地域のつながりに関する授業を行う。
- 海外支援
 - JICA研修や視察の受け入れを行う。
 - アジア3R推進市民ネットワークにより、ネットワークの強化
- NPO・行政・企業・大学と住民の連携
 - 福岡県東区 アイランドシティ/コミュニティガーデン



発表者の考えるNPOや消費者の役割・課題

- NPOや消費者の取組の推進には、地道な活動、楽しめる活動手法、情報の入手と発信、自立が重要。一方で、環境に関する危機感が伝わりにくいジレンマもある。
- 人員不足、高齢化、次世代の担い手の育成、スタッフ教育、新しいことへの挑戦、マネジメント能力、企業・行政の理解の壁、NPO・行政・企業等との連携の難しさ(コーディネイト力)

発表者以外の有識者意見

- 企業・行政の理解の壁があり、理解・協力してもらうまでに相当の努力が必要
- NPOの中でも、次世代育成が課題